

世界遺産条約履行のための作業指針

ユネスコ

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

世界遺産センター

文化庁 仮訳 2023年3月

注意：本日本語訳は、世界遺産条約に関わる推薦準備、モニタリングなどの諸手続きに関わる日本国内の関係者が、世界遺産条約履行のための作業指針を理解する上での一助として作成したものです。規定の内容に不明な点がある場合などは、原文をあわせて参照してください。

本作業指針は世界遺産委員会での決定内容を反映するため定期的に改定されます。作業指針の使用にあたってはユネスコ世界遺産センターのホームページ（下記）に掲載されている作業指針の日付を確認し、常に最新版を参照するようにして下さい。

作業指針原文（英語、フランス語）、世界遺産条約原文（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語）、その他の世界遺産関連文書は世界遺産センターから入手できます。

ユネスコ世界遺産センター

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

連絡先: <https://whc.unesco.org/en/world-heritage-centre>

URL :<https://whc.unesco.org/>

<https://whc.unesco.org/en/guidelines> (英語)

<https://whc.unesco.org/fr/orientations> (フランス語)

目次

章		段落番号
略語一覧		
I.	はじめに	
I.A	作業指針	1-3
I.B	世界遺産条約	4-9
I.C	世界遺産条約締約国	10-16
I.D	世界遺産条約締約国会議	17-18
I.E	世界遺産委員会	19-26
I.F	世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）	27-29
I.G	世界遺産委員会諮問機関： ・ ICCROM 32-33 ・ ICOMOS 34-35 ・ IUCN 36-37	30-37
I.H	その他の機関	38
I.I	世界遺産保護のパートナー	39-40
I.J	関係条約等	41-44
II.	世界遺産一覧表	
II.A	世界遺産の定義 ・ 文化遺産・自然遺産 45 ・ 複合遺産 46 ・ 文化的景観 47-47ter ・ 動産遺産 48 ・ 顕著な普遍的価値 49-53	45-53

II.B	世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保	54-61
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー55-58 ・ その他の措置 59-61 	
II.C	暫定リスト	62-76
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き及び書式 62-69 ・ 計画・評価ツールとしての暫定リスト 70-73 ・ 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング 74-76 	
II.D	顕著な普遍的価値の評価基準	77-78
II.E	真実性及び/又は完全性	79-95
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真実性 79-86 ・ 完全性 87-95 	
II.F	保護と管理	96-119
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立法措置、規制措置、契約による保護措置 98 ・ 効果的な保護のための境界線の設定 99-102 ・ 緩衝地帯 103-107 ・ 管理体制 108-118bis ・ 持続可能な利用 119 	
III.	世界遺産一覧表への資産記載の流れ	
III.A	推薦の準備	120-128
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アップストリームプロセス 121 ・ 事前評価 122 ・ 推薦過程への参加 123 ・ 推薦準備の準備援助 124 ・ 推薦過程を通じた事務局の支援 125-126 ・ 推薦書草案及び推薦書の提出期限 127-128 	
III.B	推薦の書式及び内容	129-133
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 推薦資産の特定 132.1 2. 推薦資産の説明 132.2 3. 記載の価値証明 132.3 4. 保全状況及び推薦資産に影響を与える諸条件 132.4 5. 保護と管理 132.5 6. モニタリング 132.6 7. 資料 132.7 8. 管理機関の連絡先 132.8 	

	9. 締約国代表署名 132.9	
	10. 必要部数について（添付する地図を含む） 132.10	
	11. 用紙及び電子フォーマットについて 132.11	
	12. 送付について 132.12	
III.C	特異な推薦資産の推薦に係る要件	134-139
	・ 国境を越える推薦資産 134-136	
	・ 連続性のある推薦資産 137-139	
III.D	推薦書の事務局登録	140-142
III.E	諮問機関による審査	143-151
III.F	推薦の撤回	152-152bis
III.G	世界遺産委員会による決議	153-160
	・ 記載 154-157	
	・ 不記載 158	
	・ 情報照会 159	
	・ 記載延期 160	
III.H	緊急的推薦	161-162
III.I	世界遺産一覧表記載資産の範囲、価値基準、名称に係る変更	163-167
	・ 範囲の軽微な変更 163-164	
	・ 範囲の重大な変更 165	
	・ 価値基準の変更 166	
	・ 名称の変更 167	
III.J	スケジューラー早見表	168
III.K	推薦の評価に係る資金	168bis
IV.	世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング	
IV.A	リアクティブモニタリング	169-176
	・ リアクティブモニタリングの定義 169	
	・ リアクティブモニタリングの目的 170-171	
	・ 締約国等からの情報収集 172-174	
	・ 世界遺産委員会による決議 175-176	
IV.B	危機にさらされている世界遺産一覧表	177-191
	・ 危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載に関する指針 177	
	・ 危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準 178-182	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の 手続き 183-189 ・ 危機にさらされている世界遺産一覧表記載資産の保全 状況の定期的評価 190-191 	
IV.C	世界遺産一覧表からの削除に係る手続き	192-198
V.	世界遺産条約の履行に係る定期報告	
V.A	目的	199-202
V.B	手続き及び書式	203-207
V.C	審査及びフォローアップ	208-210
VI.	世界遺産条約を推進するための支援	
VI.A	目的	211
VI.B	キャパシティビルディング及び研究	212-216
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産キャパシティビルディング戦略 213 ・ 研修に係る国家戦略及び地域協力 214-214bis ・ 研究 215 ・ 国際的援助 216 	
VI.C	普及啓発及び教育	217-222
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 217-218 ・ 教育 219 ・ 国際的援助 220-222 	
VII.	世界遺産基金と国際的援助	
VII.A	世界遺産基金	223-224
VII.B	その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ	225-232
VII.C	国際的援助	233-235
VII.D	国際的援助の原則と優先順位	236-240
VII.E	早見表	241
VII.F	手続き及び書式	242-246
VII.G	国際的援助要請の評価	247-254
VII.H	契約手続き	255
VII.I	国際的援助の評価及びフォローアップ	256-257

VIII.	世界遺産エンブレム	
VIII.A	前文	258-265
VIII.B	適用範囲	266
VIII.C	締約国の責務	267
VIII.D	世界遺産エンブレムの適切な使用	268-274
	・ 世界遺産一覧表記載記念銘	269-274
VIII.E	世界遺産エンブレムの使用に関する原則	275
VIII.F	世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き	276-278
	・ 国内機関の合意	276-277
	・ クオリティコントロール (QC)	内容承諾書 278
VIII.G	クオリティコントロールに関する締約国の権利	279
IX.	情報の管理・提供	
IX.A	事務局による情報の保管	280-284
IX.B	世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供	285-287
IX.C	一般向けの情報提供、出版物の発行	288-290

付属資料		頁
1.	条約批准書、受諾書、加入書書式見本	92
2.A:	暫定リスト提出書式	94
2.B:	複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦する予定の資産についての暫定リスト提出書式	95
3.	世界遺産一覧表への推薦候補資産に対する事前評価申請書式	97
4.	世界遺産における真実性	103
5.	世界遺産一覧表記載推薦書式	108
6.	諮問機関による事前評価及び推薦審査手続き	123
7.	世界遺産条約の適用に係る定期報告の書式	134
8.	国際的援助要請書	139
9.	国際的援助要請審査基準	157
10.	顕著な普遍的価値の言明	160
11.	世界遺産範囲等の変更	161
12.	諮問機関による勧告に関する事実誤認提出様式	163
13.	保全状況報告書提出様式	164
14.	世界遺産エンブレム使用に関する表	165
15.	アップストリームプロセス申請書式	184
参考文献		186

略語一覧

DoCoMoMo	モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会 (International Committee for the Documentation and Conservation of Monuments and Sites of the Modern Movement)
ICCROM	文化財保存及び修復の研究のための国際センター (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)
ICOMOS	国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites)
IFLA	国際造園家連盟 (International Federation of Landscape Architects)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)
IUGS	国際地質科学連合 (International Union of Geological Sciences)
MAB	人間と生物圏計画 (Man and the Biosphere Programme of UNESCO)
NGO	非政府機関 (Non-governmental organization)
TICCIH	国際産業遺産保存委員会 (International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNEP-WCMC	世界自然保全モニタリングセンター (World Conservation Monitoring Centre (UNEP))
UNESCO	ユネスコ (国連教育科学文化機関) (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

I. はじめに

I.A 作業指針

1. 世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）は、以下に示す手続きを定めることにより世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」又は「条約」）の履行を促すことを目的とする。

- a) 世界遺産一覧表及び危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載
- b) 世界遺産一覧表記載資産の保護及び保全
- c) 世界遺産基金に基づく国際的援助
- d) 条約に対する各国の支援、国際的支援の動員

2. 作業指針は世界遺産委員会での決定を反映するため定期的に改定される。

作業指針改定の歴史については以下を参照。
<https://whc.unesco.org/en/guidelines/>

3. 本作業指針は主に下記の利用者を想定して作成されている。

- a) 世界遺産条約の締約国
- b) 顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下、「世界遺産委員会」又は「委員会」）
- c) 世界遺産委員会事務局としてのユネスコ世界遺産センター（以下、「事務局」）
- d) 世界遺産委員会諮問機関
- e) 世界遺産一覧表記載資産の保護に携わる遺産管理者、関係者、協力者

I.B 世界遺産条約

4. 文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。これらの遺産を構成する個々の資産は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつつける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。

5. 世界の遺産の適切な認定、保護、保全、公開を出来る限り担保するため、ユネスコ加盟国は 1972 年に世界遺産条約を採択した。同条約には、「世界遺産委員会」及び「世界遺産基金」の設立が盛り込まれており、委員会、基金共に 1976 年から活動を行っている。
6. 1972 年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。
7. 条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。
8. 個々の資産が有する顕著な普遍的価値を評価することと共に、締約国が世界遺産一覧表記載資産の保護管理を進めていく上での指針を決めることを目的として、世界遺産一覧表へ資産を記載するための基準及び条件のとりまとめが行われてきた。
9. 世界遺産一覧表に記載されたある遺産が重大かつ明確な危険に脅かされている場合には、委員会は当該遺産を危機にさらされている世界遺産一覧表に掲載することを検討する。当該遺産を世界遺産一覧表に記載する根拠となった顕著な普遍的価値が失われたときは、委員会は世界遺産一覧表からの削除を検討する。

I.C 世界遺産条約締約国

10. 各国は条約の締約国になることが奨励されている。批准書、受諾書、加入書の見本を付属資料 1 に示す。（寄託する際には、）署名された原本をユネスコ事務局長宛に送付すること。
11. 条約締約国の一覧表は以下に掲載されている。
<https://whc.unesco.org/en/statesparties>（英語）
12. 条約締約国は、人権に基づくアプローチを採択するとともに、世界遺産の特定や推薦、管理、保護の各過程において、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティ、先住民、非政府組織（NGO）及びその他の利害関係者、協力者など幅広い関係者及び権利者によるジェンダーバランスのとれた参加を確保することが推奨される。 決議 43 COM 11A を参照
13. 条約締約国は、条約の履行に関する窓口として第一義的な責任を有する政府機関の名称及び連絡先詳細を事務局に提出すること。事務局による公式の連絡及び文書の送付は、この窓口機関に対して適宜行われる。 決議 43 COM 11A を参照

14. 締約国は、定期的に文化遺産及び自然遺産の専門家を集め、条約の履行について議論することが奨励される。その際、適宜、諮問機関の代表及びその他の専門家や協力者を招聘することも考えられる。 決議 43 COM 11A を参照
- 14bis. 締約国は、世界遺産委員会、世界遺産条約締約国会議、及びユネスコ管理機関によって採択された関連政策の基本理念を、世界遺産条約に関連するプログラムや活動に組み入れていくことが奨励される。関連政策には例えば、持続可能な開発の視点を世界遺産条約のプロセスに統合するための政策文書、先住民との関わりに関するユネスコの方針、及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダや国際人権基準を含むその他の関連方針や文書がある。 決議 43 COM 11A を参照
15. 文化遺産及び自然遺産が存在する締約国の主権を十分に尊重しつつ、条約締約国は、遺産を保護するために協力することが国際社会の集団的利益となることを認識する。世界遺産条約締約国は以下の責務を有する。 世界遺産条約第 6 条第 1 項
参照
決議 43 COM 11A を参照
- a) 自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと。また、他の締約国の要請に応じて、これらの作業に係る支援を行うこと。 世界遺産条約第 4 条及び第 6 条第 2 項参照
 - b) 遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること。 世界遺産条約第 5 条参照
 - c) 特に資産の社会生態システムのレジリエンスに考慮を払い、遺産保護を総合的な計画策定及び調整メカニズムに統合すること。
 - d) 遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること。
 - e) 遺産をおびやかす危険への対策を開発するための科学的、技術的研究を進めること。
 - f) 遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること。
 - g) 遺産の保護、保全、公開を行う国又は地域研修センターの設置、発展を促進し、これらの分野における科学的調査を推進すること。
 - h) 自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと。 世界遺産条約第 6 条第 3 項
参照
 - i) 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界遺産委員会に提出すること（これを暫定リストと呼ぶ）。 世界遺産条約第 11 条第 1 項
参照

- j) 世界遺産基金に対し、条約締約国会議で決定された額に基づいて分担金を定期的に拠出すること。 世界遺産条約第 16 条第 1 項参照。
- k) 世界遺産の保護のための寄附を募るため、国、公共、民間による財団又は団体の設立を検討、推進すること。 世界遺産条約第 17 条参照
- l) 世界遺産基金のために行われる国際的募金運動を支援すること。 世界遺産条約第 18 条参照
- m) 教育及び広報を通じて、自国民が条約の第 1 条及び第 2 条により定義される文化遺産及び自然遺産の価値に対する理解を深め、より尊重するよう努めること。又、遺産を脅かす危険について公衆に周知すること。 世界遺産条約第 27 条参照。
- (n) 世界遺産条約の履行及び資産の保全状況について、世界遺産委員会に報告すること。 世界遺産条約第 29 条参照。又、第 11 回締約国会議（1997）決議参照。
- (o) 世界遺産の各過程と遺産の保全管理システムにおいて、ジェンダー平等を含む持続可能な開発の目標に寄与し、これを遵守すること。
16. 締約国は、世界遺産委員会会合及びその下部組織の会合に出席することが奨励される。 世界遺産委員会手続規則第 8 条第 1 項 参照

I.D 世界遺産条約締約国会議

17. 世界遺産条約締約国会議は、ユネスコ総会の会期の間に開催される。会議は、手続規則に従って進行される。手続規則は以下に掲載されている。<https://whc.unesco.org/en/ga>（英語） 世界遺産条約第 8 条第 1 項参照。世界遺産委員会手続規則第 49 条 参照
18. 会議では、すべての締約国に適用される同一の百分率により世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の構成国を選出する。締約国会議及びユネスコ総会の両者に対して、世界遺産委員会は活動報告を行う。 世界遺産条約第 8(1)条、第 16 条第 1 項、第 29 条参照。世界遺産委員会手続規則第 49 条 参照。

I.E 世界遺産委員会

19. 世界遺産委員会は 21 の構成国から成り、年 1 回以上の頻度で会合を開催する（6 月～7 月頃）。委員会は、ビューロー会議を設置し、委員会会合期間中に必要と判断される回数のビューロー会議を開催する。委員会及びビューロー会議の構成は、以下を参照。<https://whc.unesco.org/en/committee>（英語） 事務局の世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ連絡をとることができる。
20. 委員会は、手続規則に従って会議の運営を行う。手続規則は以下に公開されている。<https://whc.unesco.org/en/committee>（英語）

21. 委員会の構成国の任期は 6 年間とするが、衡平な代表性を確保し、持ち回りにより機会が均等に与えられるように、締約国各国が自発的に任期を 6 年から 4 年に短縮するとともに、再選を自粛することを検討するよう委員会会合は推奨している。
- 世界遺産条約第 8 条第 2 項
世界遺産条約締約国会議第 7 回会合（1989）、第 12 回会合（1999）、第 13 回会合（2001）参照
- 世界遺産条約第 9 条第 1 項
参照。
22. 各選挙においては、世界遺産委員会の委員国を務めたことのない締約国から少なくとも 1 カ国を選出することについて、十分な考慮が払われるものとする。
- 締約国会議手続規則第 14 条
第 1 項参照
- 決議 43 COM 11A を参照
23. 委員会の決定は客観的かつ科学的な検討に基くものであり、委員会の名のもとに実施される査定は完全かつ責任を持って行われなければならない。そのような決定は以下に依存することを委員会は認識する。
- a) 注意深く準備された書類
- b) 完全かつ一貫性ある手続き
- c) 資格ある専門家による審査
- d) 必要な場合は、専門審査員の利用
24. 委員会の主要な機能は、締約国と協力し、
- a) 暫定リスト及び締約国により提出される推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、世界遺産一覧表に記載すること。
- 世界遺産条約第 11 条第 2 項
及び第 11 条第 7 項参照
- b) 世界遺産一覧表記載資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。
- 世界遺産条約第 29 条参照
- c) どの世界遺産一覧表記載資産を危機にさらされている世界遺産一覧表に記載するか又は削除するかについて決定すること。
- 世界遺産条約第 11 条第 4 項
及び第 11 条第 5 項参照
- d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
- e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。
- 世界遺産条約第 21 条第 1 項
及び第 21 条第 3 項参照

- f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の用途を決定すること。 世界遺産条約第 13 条第 6 項参照
- g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
- h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。 世界遺産条約第 29 条第 3 項及び世界遺産委員会手続規則第 49 条参照
- i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
- j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。
- である。
25. 条約の履行を促進するため、委員会は戦略目標を策定する。委員会の目標及び目的を定義するとともに、世界遺産への新たな脅威に確実に効果的な対応がなされるよう、定期的に見直しを行い改定を行う。 1992 年に委員会で採択された最初の「戦略的方向性」については、文書 WHC-92/CONF.002/12 の付属資料 II を参照。
26. 現在の戦略目標（5 つの C）は以下のとおり。
1. 世界遺産一覧表の**信用性（Credibility）**の強化
 2. 世界遺産の効果的な**保全（Conservation）**の確実な担保
 3. 締約国における効果的な**キャパシティビルディング（Capacity building）**の促進
 4. **コミュニケーション（Communication）**を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大
 5. **世界遺産条約の履行においてコミュニティ（Communities）**が果たす役割の強化
- 2002 年に世界遺産委員会が改定を行った戦略目標「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）は、下記から入手可：
<https://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration>（英語）
- I.F 世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）** 決議 31 COM 13B を参照
ユネスコ 世界遺産センター
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France
<https://whc.unesco.org/>
27. 世界遺産委員会は、ユネスコ事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。現在、事務局の役割は、この目的のために 1992 年に設立された世界遺産センターが担っている。又、ユネスコ事務局長は、世界遺産センターの局長を委員会の秘書に任命している。事務局は締約国及び諮問機関を補佐し、協力す 世界遺産条約第 14 条参照
世界遺産委員会手続規則第 43 条参照
回覧書簡 16（2003 年 10 月 21 日付け）

る。事務局はまたユネスコの他の活動分野及び地方事務所と緊密な連携を図りつつ活動する。

<https://whc.unesco.org/circs/circ03-16e.pdf> (英語)

28. 事務局の主要な活動内容は以下のとおり。

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催
- b) 世界遺産委員会及び締約国会議の決議の履行、及び、実施状況の報告
- c) 世界遺産一覧表推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達
- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整
- e) 定期報告の調整
- f) リアクティブモニタリングミッション¹を含むリアクティブモニタリングの調整及び実施、また、適宜、アドバイザーミッション²の調整及び参加
- g) 国際的援助の調整
- h) 世界遺産の保全管理のための予算外資金の確保
- i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助

決議 39 COM 11 を参照
決議 43 COM 11A を参照
世界遺産条約第 14 条第 2 項
参照

世界遺産条約第 14 条第 2 項
参照。
「世界遺産に関するブダペ
スト宣言」(2002)参照

¹リアクティブモニタリングミッションは、脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である(第 169 段落参照)。世界遺産委員会による要請により、関係締約国との協議しつつ、資産の状態、資産に対する危険、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、若しくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、現地調査の結果について委員会に報告するところまでを含む(第 176.e 段落参照)。リアクティブモニタリングミッションの内容(TOR)は、世界遺産委員会により採択された決議に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。ミッションの専門家は、当該の資産がある国の国民でないものとする。ただし可能であれば、当該資産が所在する地域の出身であることが推奨される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。

²アドバイザーミッションは締約国により自主的に開始されるものであり、厳密に言えば条約上に規定されたものでも必修の手続きでもなく、要請を行う締約国の考え、判断に拠る。アドバイザーミッションは、具体的な事項に関して、ある締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定リスト若しくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスを行ったり、それとは別に、資産の保全状況にかかわったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスを行ったりする。アドバイザーミッションの内容(TOR)は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関、その他の機関、又は専門家との協議のもと決定される。ミッションの専門家は、当該の資産がある国の国民でないものとする。ただし可能であれば、当該資産が所在する地域の出身であることが推奨される。アドバイザーミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。但し、当該締約国が国際支援若しくは決議 38 COM 12 により承認されたアドバイザーミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる部分を除く。

- j) 締約国、諮問機関、一般市民への情報発信を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション

29. これらの活動の実施にあたっては、委員会の決議及び戦略目標、締約国会議に従うこととし、諮問機関と密接に連携すること。

I.G 世界遺産委員会諮問機関

30. 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCRUM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター)、及び ICOMOS (国際記念物遺跡会議)、そして IUCN (国際自然保護連合) とする。

世界遺産条約第 8 条第 3 項
参照

31. 諮問機関の役割は以下のとおり。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。
- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、世界遺産キャパシティビルディング戦略、定期報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。
- d) 世界遺産 (委員会の要請によるリアクティブモニタリング及び締約国の招聘によるアドバイザーミッションを含む) の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表記載推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

世界遺産条約第 13 条第 7 項
参照
決議 39 COM 11 参照

世界遺産条約第 14 条第 2 項
参照

世界遺産条約第 8 条第 3 項
参照

ICCRUM

32. ICCROM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター) は、本部をイタリア、ローマにおく国際的な政府間機関である。ユネスコによって 1956 年に設立され、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を行うことを目的とする。

ICCRUM

Via di S. Michele, 13
I-00153 Rome, Italy
Tel : +39 06 585531
Fax: +39 06 5855 3349
Email: iccrom@iccrom.org
<http://www.iccrom.org/>

33. 条約に関する ICCROM の特定の役割は次のものが含まれる。文化遺産に関するトレーニングにおいて主導的な協力機関となること。世界遺産の文化遺産の保全状況の監視を行うこ

と。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

ICOMOS

34. ICOMOS (国際記念物遺跡会議)は、本部をフランス、シャラントン＝ル＝ポンにおく非政府機関である。1965年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、そして、科学技術の応用を推進することを目的とする。1964年に制定された記念物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ベニス憲章）に示された原則を基盤として活動している。
35. 条約に関する ICOMOS の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査。世界遺産の文化遺産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

ICOMOS

11 rue du Séminaire de
Conflans
94220 Charenton-le-Pont
France
Tel : +33 (0)1 41 94 17 59
Fax : +33 (0)1 48 93 19 16
E-mail:
secretariat@icomos.org
<http://www.icomos.org/>

IUCN

36. IUCN-国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature) は、1948年に設立され、国家政府、NGO、科学者をメンバーとする世界的組織である。IUCN の本部はスイスのグランに置かれている。世界のあらゆる社会に対して、自然の完全性及び多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源利用を担保するよう促し、奨励し、支援することを目的とする。
37. 条約に関する IUCN の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査を行うこと。世界遺産の自然遺産の保全状況の監視、締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

IUCN – 国際自然保護連合

rue Mauverney 28
CH-1196 Gland, Switzerland
Tel: + 41 22 999 0001
Fax: +41 22 999 0010
E-Mail: mail@hq.iucn.org
<http://www.iucn.org>

I.H その他の機関

38. 委員会は、リアクティブモニタリングミッションを含めて、その計画及びプロジェクトの履行に関して、適切な能力及び専門的知識を有する他の国際機関や非政府機関に協力支援を要請することができる。

決議 39 COM11 参照

I.I 世界遺産保護のパートナー

39. 推薦及び管理、モニタリングにおいて、包括的で透明性があり、責任ある意思決議に支えられたパートナーシップ型の取り組みを進めることは、世界遺産の保護及び条約の履行に大きく貢献するものである。

決議 43 COM11A 参照

40. 世界遺産の保安全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、先住民族、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007）
決議 39 COM11 参照

I.J 関連条約等

41. 世界遺産委員会は、ユネスコの関連プログラム及び関連条約とより緊密に連携を図ることの重要性を認識する。関連する地球規模の保全制度、条約等の一覧を、第 44 段落に示す。

42. 世界遺産委員会は、事務局の支援を得て、世界遺産条約とその他の条約、計画、文化遺産及び自然遺産の保全に係る国際機関との間での適切な連携及び情報共有を確保する。

43. 委員会は、関連条約に基づく政府間機関の代表者を、オブザーバーとして会合に招聘することができる。又、委員会は、要請に基づいて、他の政府間機関の会議にオブザーバーとして参加する代表者を指名することができる。

44. 文化遺産及び自然遺産の保護にかかる主要な国際条約等

ユネスコ の条約及び計画

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954 年ハーグ条約）」

第 1 議定書 (1954)

第 2 議定書 (1999)

<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/armed-conflict-and-heritage/convention-and-protocols/>（英語）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(1970)

<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/illicit-trafficking-of-cultural-property/1970-convention>（英語）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (1972)

<https://whc.unesco.org/en/conventiontext>（英語）

水中文化遺産の保護に関する条約 (2001)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000126065>（英語）

無形文化遺産の保護に関する条約(2003)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000132540>（英語）

文化表現の多様性の保護及び推進に関する条約(2005)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000142919>

人間と生物圏 (MAB)計画

<http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/man-and-biosphere-programme/>（英語）

国際地質科学ジオパーク計画 (IGGP)

<http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/earth-sciences/international-geoscience-and-geoparks-programme/> (英語)

国際水文学計画(IHP)

<https://en.unesco.org/themes/water-security/hydrology> (英語)

その他の条約

国際捕鯨委員会 (IWC) (1946)

<https://iwc.int> (英語)

国際植物防疫条約 (IPPC) (1951)

<https://www.ippc.int> (英語)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約) (1971)

<http://www.ramsar.org> (英語)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) (1973)

<http://www.cites.org> (英語)

移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS) (1979)

<http://www.cms.int> (英語)

国連海洋法条約(UNCLOS) (1982)

https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_overview_convention.htm (英語)

生物の多様性に関する条約 (1992)

<http://www.cbd.int> (英語)

盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDROIT 条約 (ローマ, 1995)

<https://www.unidroit.org/cultural-property#Convention1995> (英語)

国連気候変動枠組条約 (ニューヨーク, 1992)

<http://unfccc.int> (英語)

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (2001)

<http://www.fao.org/plant-treaty/en/> (英語)

II. 世界遺産一覧表

II.A 世界遺産の定義

文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念物³ 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

文化的景観

定義

³（訳注）記念工作物と訳されることもあるが、本作業指針訳中では「記念物」という訳語を採用した。

47. 世界遺産一覧表に記載された文化的景観は、文化的資産⁴であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

文化的景観の選定は、それが有する顕著な普遍的価値と、明確に定められた地理的文化的地域の観点から代表的であることの両方を根拠とすべきである。また、当該地域の本質的かつ独特の文化的要素をどれほど示すことができているかも、選択の理由となるべきである。

「文化的景観」という語は、人類と自然環境の間に生じる相互作用の表明の多様性を内包している。

文化的景観は、その景観がある自然環境の特徴や限界を考慮した、特定の持続可能な土地利用技術を反映している場合が多く、自然との間の特定の精神的関係が反映されている場合もある。文化的景観を保護することによって、持続可能な土地利用を可能にする現在の技術に寄与することができ、その景観内の自然の価値を維持または増強することができる。伝統的な土地利用形態を存続させることによって、世界の多くの地域における生物多様性を支えることになる。従って、伝統的な文化的景観を保護することは、生物多様性の維持においても有益である。

類型

47bis. 文化的景観は3つの類型に分類される。すなわち、

- (i) 最も特定しやすいのは、**人間の意志により設計され、意図的に創出された景観**と明確に定義されるものである。この分類には美的な理由で造られた庭園や公園の景観が含まれ、これらは宗教的またはその他の記念碑的な建造物やその集合体との関係がある場合が多い（が、常にではない）。
- (ii) 2つ目の類型は、**有機的に進化してきた景観**である。当初は社会的、経済的、行政上、宗教的な要請から生じたものが、自然環境と関わり、それに対応して、現在の形態に発展したものである。この景観では、進化の過程が形態や構成要素の特徴に反映されている。これはさらに2つの下位分類に分けられる。

⁴ (訳注)cultural properties は「文化財」の英訳として用いられるが、本作業指針では、文化財保護法における文化財と区別するため、「文化的資産」とした。

- a) 遺存景観（または化石景観）とは、進化の過程が過去のある時点で、突然又は一定期間をかけて終息したものを指す。ただし、他とは異なる重要な特徴は、今も物質的な形態を取り、目に見えることである。
- b) 継続する景観とは、伝統的な生活様式と密接に関連する現代社会において活発な社会的役割を保持し、進化の過程が今も継続中であるものを指す。同時に、時の経過とともに進化したことを示す重要な物質的証拠も提示している。

(iii)最後の類型は、**関連する文化的景観**である。このタイプの景観を世界遺産一覧表に登録することを正当化できるものは、物質的、文化的証拠よりも、むしろ自然要素が宗教的、芸術的、文化的に強く関連付く力である。物質的、文化的証拠は重要でないか、存在しないことさえある。

文化的景観の世界遺産一覧表への登録

47ter.世界遺産一覧表にどれだけの範囲の文化的景観を登録するかは、その機能性と分かりやすさに関連する。いずれの場合も、サンプルは、それが示す文化的景観の全体を適切に表すのに十分なものを選ばなければならない。文化的に重要な交通・交流のネットワークを示す、長く線状に伸びる区域を指定する可能性を除外してはならない。

一般的な保護管理基準は、文化的景観にも同様に適用できる。文化的景観及び自然景観に示される価値のすべてに、十分な注意を払うことが重要である。推薦の準備は、地域社会と協力し、全面的な承認を得て行わなければならない。

「文化的景観」という類型が存在し、作業指針の第77段落に示された基準に基づいて世界遺産一覧表に含まれるからといって、文化基準と自然基準の両方において特別に重要な資産の登録が継続される可能性は、除外されない（第46項に示された複合資産の定義を参照）。このような場合、文化的基準と自然基準の両方で、顕著な普遍的価値が正当化されなければならない（第77段落を参照）。

動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性が高いものの推薦は検討対象としない。

顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を記載するための基準の定義を行う。
50. 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然遺産について、世界遺産一覧表への記載推薦書を提出するよう求められる。
51. 世界遺産一覧表に資産を記載する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の言明」を採択する（第 154 段落参照）。同言明は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
52. 条約は、重大な価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に記載されるものではない。
53. 委員会に提出された推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、税制的措置の採用又は提案により示されなければならない。

II.B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保

54. 委員会は、第 26 回会合（ブダペスト、2002 年）で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、信用性を確保するよう努める。

「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002) 参照
<https://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration> (英語)

世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー

55. 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー（The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第 62 段落に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表への推薦書を作成することを促進する（<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy> 参照）。

代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバルストラテジー」及びテーマ別研究に関する専門家会議（1994 年 6 月 20 日－22 日）報告書は、世界遺産委員会大 18 回会合において採択された（ブダペスト、1994 年）。

56. 締約国及び諮問機関は、事務局その他のパートナーと協力してグローバルストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバルストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われている。これらの会議及び研究の成果は、締約国が暫定リスト及び推薦書を作成する際の助けとなるよう公開されている。世界遺産委員会に提出された、専門家会議の報告書や研究の成果は、以下から入手できる。
<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy> (英語)

グローバルストラテジーは当初文化遺産を想定して作成が進められたが、その後、世界遺産委員会の要請により、自然遺産及び複合遺産を包括するように拡大された。

57. 世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。

58. 世界遺産一覧表に登録される資産の合計数に、制限は課されていない。

その他の措置

59. 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の推薦書提出の間隔をあけるように求められる。

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

- a) 自発的取組みとして、締約国自身が定める条件に従って登録推薦の間隔をあけること。
- b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
- c) 各推薦を、十分代表されていない締約国の推薦にリンクさせること。
- d) 新たな推薦書の提出を一時的に自粛すること。

60. 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

- a) 暫定リストの作成及び登録推薦書の作成を優先事項とすること。
- b) 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。
- c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知見知識や技術的能力を高めること。
- d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。

60bis. 委員会は、事前評価について、以下の年間制限及び優先順位制度を適用することを決定した（III章を参照）。

- a) 諮問機関は、締約国 1 カ国につき、最大 1 件の完全な事前評価の申請を評価する。
- b) 諮問機関が評価する事前評価の申請の件数を、年間 35 件までとする。
- c) 事前評価の申請の件数が 35 件を超えた場合、適用される優先順位は第 61 項 c)と同様とする。
- d) 国境を越える連続性を有する資産、複数の国にまたがる連続性を有する資産の推薦を共同で作成しようとする締約国は、自らの間で共通の理解のもとに、事前評価の申請を提出する一締約国を決定することができる。この場合、当該事前評価の申請は所管締約国の制限数のみに計上される。

61. 委員会は、推薦の審査について、以下のメカニズムを適用することを決定した

- a) 1 締約国につき完全な推薦書 1 件を審査する。
- b) 委員会が審査を行う推薦案件数を年間 35 件までとする。この数には、委員会の前回会合で登録延期又は情報照会にふされた推薦及び資産範囲の拡張（資産境界の軽微な変更を除く）、国境を越える資産の推薦、連続性のある資産の推薦を含む。
- c) 合計年間 35 件の制限を越えた推薦があった場合には、以下の優先順位を適用する。
 - i) 世界遺産をもたない締約国から提出された資産の推薦
 - ii) 世界遺産 3 件以下の締約国から提出された資産の推薦
 - iii) 第 61.b 段落の適用により、関連諮問機関の評価を受けるために送付されなかった推薦の、情報照会を受けての再提出⁵
 - iv) 年間 35 件の制限と本優先順位の適用により以前に除外された資産の推薦

決議 24 COM VI.2.3.3,
決議 28 COM 13.1 及び 7
EXT.COM 4B.1
決議 29 COM 18A
決議 31 COM 10
決議 35 COM 8B.61
決議 40 COM 11
決議 43 COM 11A 参照

⁵（原文注 3）この規定は、情報照会決議から 3 年目に、情報照会された登録推薦が再提出され、受領された場合にも適用される。

- v) 関係する事前評価に関する諮問機関の報告から5年目に提出された資産の推薦（第122.g段落を参照）
 - vi) 自然遺産の推薦
 - vii) 複合遺産の推薦
 - viii) 国境を越える資産、複数の国にまたがる資産の推薦
 - ix) アフリカ、太平洋地域、カリブ海地域の締約国からの推薦
 - x) 世界遺産条約を批准してから20年以内の締約国からの推薦
 - xi) 5年以上推薦を行っていない締約国からの推薦
 - xii) かつての委員国で、その任期中には自国の推薦を世界遺産委員会の検討に付さないことを自主的に受け入れた締約国の推薦。この優先順位は、委員国の任期終了後4年間適用される。
 - xiii) この優先順位を適用するにあたり、以上に該当しない推薦間での優先順位の決定については、完全な推薦書が世界遺産センターに受理された日付けを、二次的な判定要因として使用する。
- d) 国境を越える連続性を有する資産、複数の国にまたがる連続性を有する資産の推薦を共同で作成する締約国は、自らの間で共通の理解のもとに、この推薦を所管する一締約国を決定することができる。この場合、当該推薦は所管締約国の制限数のみに計上される。

すべての締約国に円滑な移行期間を確保するため、この決定は4年間試験的に実施され、2018年2月2日に発効するものとする。この決定の影響については、第46回委員会（2022年）で評価するものとする。

II.C 暫定リスト

手続き及び書式

62. 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録

世界遺産条約第1条、第2条及び第11条第1項参照
決議39 COM 11参照

である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の詳細を示す必要がある。

63. 推薦書は、推薦された資産が締約国の暫定リストにすでに記載され、事前評価を済ませていなければ、完全であるとはみなされない。 決議 24 COM PARA.VI.2.3.2 参照
64. 締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域コミュニティ、先住民族、NGO、その他の利害関係者、協力者を含む幅広い関係者及び権利者の全面的かつ効果的でジェンダーバランスの取れた参加を得て、暫定リストの作成を行うことが推奨される。資産が先住民の土地、領土又は資源に影響を及ぼすような場合、締約国は、その資産を暫定リストに含める前に、先住民の自由意思による、事前の、情報に基づく同意を得るために、先住民族の代表機関を通じて、関係する先住民族と誠実に協議及び協力するものとする。 決議 43 COM 11A 参照
65. 締約国は、少なくとも事前評価の申請を行う 1 年前までに、諮問機関による評価を受けるために、事務局に暫定リストを提出すること。又、締約国は、少なくとも 10 年ごとに自国の暫定リストの見直しを行い再提出することが望ましい。
66. 締約国は、付属資料 2A 及び付属資料 2B（国境を越える資産及び複数の国にまたがる資産の場合）の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定リストを作成し、提出すること。同リストには、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、潜在する顕著な普遍的価値の根拠を記載すること。 決議 39 COM 11 参照
67. 締約国は、完成した暫定リストにしかるべく署名をし、原本を次の宛先に提出すること。

UNESCO World Heritage Centre
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France
Tel: +33 (0) 1 4568 1104
E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

68. 締約国から暫定リストを受理した時点で、世界遺産センターは、提出書類が付属資料 2 に合致しているかどうか確認を行う。書類が付属資料 2 に合致していないと思われる場合は、世界遺産センターは、締約国に照会を行う。全ての情報が提供された時点で、暫定リストは事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。すべての国の暫定リストの要約が毎年作成され、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、記録の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ登録が完了した資産及び推薦されたが世界遺産への登録が認められなかった資産の暫定リストからの削除を行う。 決議 7 EXT.COM 4A 参照

締約国の暫定リストは、透明性及び情報へのアクセスを確保し、地域やテーマレベルで暫定リスト間の調整を行うことを促進する目的で、世界遺産センターにより、同センターのウェブサイト及び／又は作業文書で公開される。

決議 41 COM 11 参照

各暫定リストの内容に関する責任は、関係する締約国のみが負う。暫定リストの公表は、いかなる国、地域、都市、区域、又はその境界の法的地位について、世界遺産委員会、世界遺産センター、又はユネスコ事務局のいかなる意見の表明も意味するものではない。

69. 締約国の暫定リストは以下に公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/tentativelists> (英語・仏語)

決議 27 COM 8A 参照

計画・評価ツールとしての暫定リスト

70. 暫定リストは将来の推薦についての示唆を与えるものであり、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。

71. 暫定リストは、潜在的な顕著な普遍的価値を裏付ける証拠に基づき、選択的に策定されなければならない。締約国は、委員会の要請に基づいて、世界遺産一覧表におけるギャップ把握のために行われた ICOMOS 及び IUCN による世界遺産一覧表・暫定リストの分析を参照することが奨励される。これにより世界遺産候補資産のテーマ、地域、地政文化的区分⁶、生物地理区分⁷の比較を行うことが可能である。締約国は、必要に応じて、暫定リスト策定過程のできるだけ早い段階で、諮問機関に助言を求めることが奨励される。

決議 24 COM PARA. VI.2.3.2(ii) 参照

決議 39 COM 11 参照

世界遺産センター文書 WHC-04/28.COM/13.B I 及び II 参照

[HTTPS://WHC.UNESCO.ORG/DOCUMENT/5297](https://whc.unesco.org/document/5297) (ICOMOS)

[HTTPS://WHC.UNESCO.ORG/DOCUMENT/5298](https://whc.unesco.org/document/5298) (IUCN)

72. 加えて、締約国は、諮問機関によって実施されている特定のテーマ別研究を参考とすることが奨励される（第 147 段落参照）。これらの研究は、締約国から提出された暫定リストの評価、暫定リストの調整に関する会議の報告書、また、諮問機関及び資格を有する機関や個人により行われたその他の技術研究を情報源としている。過去に行われた研究の一覧表は、以下に公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy> (英語)

テーマ別研究は、世界遺産一覧表への登録推薦時に締約国によって行われる比較分析とは異なることに注意(第 132 段落参照)。

73. 締約国は、地域ごと及びテーマごとに暫定リストの調整を図るよう奨励される。暫定リストとの調整とは、締約国が、ギャップの評価や共通のテーマを把握するために、諮問機関の支援のもと集団でそれぞれの暫定リストの評価を行うプロセスである。調整は、締約国と異なる文化的コミュニティの間で有意義な対話を生み、共通の遺産と文化的多様性の尊重を

決議 43 COM 11A 参照

⁶ 原文の英文は geo-cultural groupings

⁷ 原文の英文は bio-geographic provinces

推進する大きな可能性を持つ。また、結果として、暫定リストの改善や、締約国からの新たな推薦、推薦書の作成における締約国グループ間の協力が生まれる可能性もある。

暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング

74. グローバルストラテジーを履行するには、締約国が暫定リストの作成、更新、調整を行い、推薦書の作成を行うための技能を身につけ、及び／又はこれを強化することを支援するために、多様な受益者グループに向けたキャパシティビルディング及びトレーニング分野における協力が必要となることが考えられる。 決議 43 COM 11A 参照
75. 暫定リストの作成、更新、調整を目的とした国際的援助が締約国から要請されることが考えられる（第 VII 章参照）。これには、アップストリームプロセスの利用を含めることができる（第 121 段落参照）。
76. 諮問機関及び事務局は、審査ミッションの機会を活用して、暫定リスト及び登録推薦書の作成方法について、十分に代表されていない国を支援するための地域トレーニングワークショップを開催する。 決議 24 COM VI.2.3.5(ii)参照

II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

ここにあげる基準は、以前は、文化遺産のための登録基準(i) - (vi) 及び自然遺産のための登録基準(i) - (iv)の 2 つのグループに分けられていたものである。第 6 回世界遺産委員会特別会合において、これら 10 の登録基準を統合することが決定された(決議 6 EXT.COM 5.1)。

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(第 49-53 段落参照)を有するものとみなす。
- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
 - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
 - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
 - (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観(の類型・典型)を代表する顕著な見本である。

- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真実性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

II.E 真実性及び/又は完全性

真実性

- 79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真実性（オーセンティシティ）の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料 4 には、資産の真実性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
- 80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその情報源を知り理解することは、真実性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。

決議 39 COM 11 参照

81. 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが考えられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈において行われなければならない。
82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられ得る。
- 形状、意匠
 - 材料、材質
 - 用途、機能
 - 伝統、技能、管理体制
 - 位置、セッティング
 - 言語その他の無形遺産
 - 精神、感性
 - その他の内部要素、外部要素
83. 精神や感性といった属性を、実際に真実性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。
84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
85. 資産の推薦書を作成するなかで真実性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真実性の属性をすべて特定する必要がある。真実性の言明において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真実性があるか又は表現されているかを評価すること。
86. 真実性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

完全性

87. 世界遺産一覧表に推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

決議 20 COM IX.13 参照

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の状態を確認するためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。
- a) 顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素がすべて含まれているか。
 - b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
 - c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の言明において説明を行うこと。

89. 登録基準(i)から(vi)までに基づいて推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけている関係性や動的な機能が維持されていること。

登録基準 (i) - (vi) に基づいて推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。

90. 登録基準(vii)から(x)までに基づいて推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。生物多様性と文化の多様性の間には密接なつながりがあり、相互に依存しうる。また、伝統的社会や地域コミュニティ、先住民族を含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。

決議 43 COM 11A 参照

91. 以上に加えて、登録基準(vii)から(x)に基づいて推薦される資産は、各基準毎に完全性の条件が定義されている。

92. 登録基準(vii)に基づいて推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

93. 登録基準(viii)に基づいて推薦される資産は、関連する自然科学的関係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類のも全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
94. 登録基準(ix)に基づいて推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海藻やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
95. 登録基準(x)に基づいて推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

II.F 保護と管理

96. 世界遺産の保護と管理にあたっては、完全性及び/又は真実性の条件を含む記載時の顕著な普遍的価値が、将来にわたって持続、強化されるように担保すること。遺産の保全状況一般、そして顕著な普遍的価値についての定期的な評価を、*作業指針*に示すように⁸、世界遺産のモニタリング・プロセスの枠組みのなかで実施すること。

⁸ (原文注 4) *作業指針*に示すモニタリングプロセスには、リアクティブモニタリング（段落 169-176）及び定期報告（段落 199-210）がある。

97. 世界遺産一覧表に記載されているすべての遺産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、推薦資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を推薦書に添付すること。事前評価の段階においても、保護と管理に関する情報が含まなければならない。

立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 完全性及び/又は真実性を含む、顕著な普遍的価値に対して負の影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力若しくは変化から、確実に遺産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。 決議 39 COM11 参照

効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値を伝える全ての属性を包含し、資産の完全性及び/又は真実性を確実に担保しなければならない。 決議 39 COM11 参照
100. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらを理解することに寄与し、理解を深める潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。
101. 登録基準(vii)から(x)に基づいて推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表記載の根拠となる生息域、種、（生物学的、地質学的）過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の浸食的人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。
102. 推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区（リザーブ）、生物圏保護区（バイオスフィアリザーブ）、文化的・歴史的保護地区、その他のエリア・テリトリーなど、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されている 決議 39 COM11 参照

ことがあるが、必ずしも全てのゾーンが記載の要件を満たすとは限らない。

緩衝地帯

103. 資産を適切に保護するために必要な場合は、適切に緩衝地帯を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な眺望やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。
105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を推薦書に明示すること。
107. 緩衝地帯は推薦資産の一部ではないが、資産が世界遺産一覧表へ記載された後に緩衝地帯を変更する場合若しくは緩衝地帯を新たに設定する場合は、軽微な境界の変更のための手続き（第 164 段落及び付属資料 11 参照）に則って、世界遺産委員会の承認を得ること。記載後の緩衝地帯の新たな設定は、通常、軽微な境界の変更とみなされる⁹。

管理体制

108. 各推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制¹⁰の設置を行うこと。
109. 管理体制の目的は、推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
110. どのような管理体制が効果的かは、推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、

⁹ (原文注 5) 国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更合意している必要がある。

¹⁰ (訳注) 管理計画はないが管理体制は存在するという場合は、管理体制について文書で説明する必要がある。

既存の都市計画・地域計画手法やその他の公式、非公式の計画的手法が使われることが考えられる。予定された人為的干渉についての影響評価が、全ての世界遺産について不可欠である。

- 111.** 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

決議 39 COM11
決議 43 COM11A 参照

- a) 地域コミュニティや先住民族を含むすべての関係者が、資産及びその普遍的、国家的、地域的価値、さらには社会生態学的文脈についての理解を十二分に共有していること。
- b) 多様性、公平性、ジェンダー平等、人権を尊重すること。包括的かつ参加型の計画プロセス及び利害関係者協議プロセスを用いること。
- c) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- d) 社会的、経済的、環境的、その他の圧力や、災害や気候変動などの変化に対する資産の脆弱性のアセスメント、また影響、変化の傾向¹¹及び計画されている人為的干渉についてのモニタリング。
- e) 参加のための仕組み、様々なパートナー、ステークホルダー間の様々な活動の調整を行うための仕組みの開発。
- f) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
- g) キャパシティビルディング。
- h) 管理体制の運営に関するアカウンタビリティと透明性。

- 112.** 効果的な管理には、推薦資産の保護、保全、及び公開に関する短期、中期、長期的取組みのサイクルがある。計画と管理に対する一体的なアプローチが、資産の経時的進化を導き、顕著な普遍的価値の全ての側面を確実に維持していく上で、不可欠である。このアプローチは、資産範囲を越えて緩衝地帯、さらにはより広いセッティング（周辺環境）にも関係するものである。より広いセッティング（周辺環境）には、資産の地形、自然環境、人工的環境や、インフラ、土地利用パターン、空間的秩序、視覚的關係性といったその他の要素が関係することもあり得る。また、関係する社会的、文化的慣習、経済的プロセスや、人々の感

決議 39 COM11
決議 43 COM11A 参照

¹¹（訳注）英語原文は impacts of trends ...となっているがフランス語版から impacts, trends, ...の間違いと思われる。

覚や連想といったその他の無形的側面が含まれることもあり得る。より広いセッティング（周辺環境）の管理には、顕著な普遍的価値を支えることにおける役割との関連がある。効果的に管理すれば、遺産と社会の相互利益を生かすことにより、持続可能な開発にも寄与する可能性がある。

- 113.** さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期報告（第 V 章参照）の手続きを設定している。
- 114.** 「連続性のある資産」については、それが単一の国内であれ、複数の国にまたがるものであれ、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、推薦書に明記することが求められる（第 137-139 段落参照）。
- 115.** 削除 決議 39 COM11 参照
- 116.** 推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされていながら、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真実性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを推薦ファイルとともに提出することが求められる。
締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は遺産を一覧表から削除することを検討する（第 IV 章 C 参照）。 決議 39 COM11 参照¹²
- 117.** 締約国には、世界遺産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、適切な場合には、公平なガバナンスの仕組み、協力的管理システム、救済メカニズムを開発することによって、資産の管理者、管理権限を持つ機関及びその他のパートナー、地域コミュニティ及び先住民族、権利者、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。 決議 43 COM 11A 参照
- 118.** 締約国が世界遺産の管理計画及びトレーニングストラテジー中に災害、気候変動、その他のリスクへの対策¹³の項目を含めることを、委員会は推奨する。 決議 43 COM 11A 参照
- 118bis.** 作業指針第 179 及び第 180 段落にかかわらず、締約国は、世界遺産の資産範囲内又は周辺において実施が計画されている開発事業及び開発活動の前提条件として、環境影響評価、遺産影響評価及び／又は戦略的環境評価を確実に実施するものとする。これらの評価は、開発の代替案を特定す 決議 43 COM 11A 参照

¹²（訳注）人為的行為にあたる英文 *action of man* を性別の関係ない *human action* に変更したもので、日本語訳には影響ない。

¹³（訳注）英語原文は *risk preparedness*。直訳すれば「リスク（に対する）準備度」。

ること、及びその資産の顕著な普遍的価値に与える正負両面の潜在的な影響を特定すること、さらに、その資産範囲内又はより広い周辺環境における文化遺産または自然遺産の劣化又はその他の負の影響に対する軽減措置を提言する役割を果たすべきである。これによって、顕著な普遍的価値を長期的に保護し、災害や気候変動に対する遺産のレジリエンスを強化することが保証される。

持続可能な利用

- 119.** 世界遺産は、生物多様性及び文化的多様性を維持し、生態系サービス及びその他の利益を提供し、それによって環境と文化の持続可能性に寄与しうる。遺産は、生態学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るものであり、また、関係するコミュニティの生活の質や福祉を向上させ得る。締約国とそのパートナーは、その利用が平等で、遺産の顕著な普遍的価値を十分に尊重するものであることを保証しなければならない。なかには人間による利用が適切ではない遺産も存在する。世界遺産に影響を与える法令、政策、戦略は持続可能な保護、保全、管理、及び公開を行う必要条件として、顕著な普遍的価値の保護を担保し、より広い自然遺産・文化遺産の保全を支え、遺産に関わるコミュニティ、先住民族、及びその他の利害関係者の有効かつ包括的で平等な参加を促進・奨励しなければならない。

決議 43 COM 11A 参照

III. 世界遺産一覧表への記載の流れ

世界遺産一覧表への資産記載に向けた過程は、資産を暫定リストに登録すること（第 II.C 章参照）から始まり、その後の推薦の準備においては 2 つの段階を経る。すなわち、事前評価と推薦書の準備である。

III.A 推薦準備

120. 締約国は、世界遺産一覧表への資産の推薦の準備を開始する前に（すなわち、事前評価の申請の提出及び同評価の完了前に）、第 168 段落に示す推薦のサイクルについて事前評価十分に理解しておくこと（事前評価を完了していることを含む）。当該資産が、完全性及び／又は真実性を含め、顕著な普遍的価値を有することを証明できる可能性があることを確定する最初の準備作業は、最初期の段階で、できれば予算や時間を掛けて推薦書（事前評価を含む）の作成を行うよりも十分に事前に、実施することが望ましい。そのような準備作業としては、入手可能な資産に関する情報の収集、テーマ別研究、完全性及び／又は真実性を含めた顕著な普遍的価値の証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など、地域的又はより広い世界的コンテキストにおける初期的な比較研究が挙げられる。この作業により、潜在的な推薦の実現可能性を判断し、成功する可能性が低そうな推薦の準備に対して（経済的、人的）資源を費やすことを避けることができる。締約国は、関係諮問機関に初期段階での助言を求めること、また、出来るだけ早い段階で、世界遺産センターにコンタクトをとり、情報や助言を求めることが望ましい。また、締約国は、推薦書を提出する前に、建設的な対話を通して、実現可能な限り、他の締約国が関係する可能性のある問題を回避することが推奨される。

アップストリームプロセス

121. 世界遺産一覧表への記載に向けた資産の推薦に関連して、自主的に実施される「アップストリームプロセス」は、事前評価及び推薦書の準備の前に行われる助言、協議、分析により構成されており、評価段階に入ってから重大な問題に直面する推薦の数を減らすことを目的としている。アップストリームプロセスの基本的原則は、推薦候補の準備に至るまでの全過程を通じて、諮問機関及び世界遺産センターが、直接締約国に助言やキャパシティビルディングを提供することを可能にすることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定リストの作成若しくは改訂の段階から開始すべきである。

決議 34 COM 12 (III)参照

推薦のアップストリームプロセス：推薦プロセスにおける創造的アプローチ専門家会議報告書（ブーケット:2010）

決議 36 COM 13.I

決議 39 COM 11

決議 43 COM 11A

アップストリームプロセスは、資産が締約国の暫定リストに掲載された後に実施されることもあるが（第 62～76 段落参照）、事前評価の申請が提出されるより前に実施される。アップストリームプロセスでの助言は机上で行うことができるが、現地視察及び／又はワークショップの実施を含むことも可能である。

推薦との関連において助言を与える目的は、締約国に対して、実現可能性及び／又は推薦の準備に必要な行動の評価を可能にする必要不可欠なツールを提供するために、推薦の技術的な利点及び必要とされる技術的枠組みについて指導を行うことに限定される。

資産に関して提供されるアップストリームプロセスの助言は、将来行われる事前評価の結果を予断するものではない。

アップストリームプロセスの申請は、公式の書式を用いて（作業指針の付属資料 15）、毎年 **3 月 31 日** の締め切りまでに提出するものとする。申請の数が許容量を超えた場合、第 61.c 段落の優先順位の仕組みが適用される。

事前評価

- 122.** 事前評価は、世界遺産一覧表に推薦される可能性のあるすべての資産に必須の机上ベースの評価過程であり、当該締結国からの申請を受けて実施されるものである。事前評価の申請は、暫定リストで提供される情報、及びアップストリームプロセスの助言及び／又は準備援助に基づくものでなければならない。また、その結果は、締結国が推薦書を提出する少なくとも 1 年前に提供されなければならない。

特に、

- a) 事前評価は、締約国に対して、諮問機関との間にしっかりと対話を持てる機会を提供する。また、推薦の実現可能性を確立し、成功の可能性が低い推薦の準備に資源を費やすことを避けられるようにする。
- b) 事前評価は、完全性及び／又は真実性を含めて資産が顕著な普遍的価値を有することを証明できる可能性について助言を行い、さらに該当する情報が提供された場合には、保護と管理のための要件について助言を与えるものである。推薦書を準備するかどうかの決定は、事前評価の結果に関わらず、該当締約国に委ねられる。

- c) 締約国は、第 168 段落に定めるタイムテーブルに従い、付属資料 3 で提供される標準書式を用いて、事前評価の申請を世界遺産センターに提出するものとする。申請は、英語又はフランス語で、紙媒体及び電子フォーマット（ワード及び／又は PDF）により、必要な部数の印刷物（文化資産・自然資産の場合は同じものを 2 部、複合資産及び文化的景観の場合は同じものを 3 部）を提出するものとする（推薦書と同様）。
- d) 事務局が締約国から事前評価の申請を受領した場合、受領確認を通知し、（付属資料 3 に従って）完全であるかどうかを確認した後に、登録を行う。事務局は、第 168 段落に定められたタイムテーブルに従って、完全な事前評価の申請を机上評価のため関係諮問機関に送付する。諮問機関は、必要に応じて、締約国に対して追加の情報を要求する。要求された情報は事務局に提出しなければならない。事前評価が始まると、諮問機関は連絡窓口を設定し、意見交換のプロセスに同意して関係締約国との対話を開始する。締約国には、プロセス全般にわたって効果的な対話が行えるよう、また、事前評価の結論が関連する利害関係者に確実に伝達されるよう、技術的事項に関する連絡窓口となる人員を設定することが推奨される。
- e) 事前評価は、関連する場合には ICOMOS と IUCN が共同で実施し、独立した机上評価として行われる。これには専門家である評価者との協議が含まれる。現地視察は実施されない（付属資料 6 参照）。入手可能な情報に基づき、評価の結論には、資産が顕著な普遍的価値を有することを証明できる可能性があるかどうかの示唆が含まれる。可能性がある場合、締約国の推薦書作成を支援するため、提言の形により、具体的な指導と助言が行われる。諮問機関による事前評価報告書は、条約の作業言語 2 言語のうちの 1 つを用いて、事務局を通して締約国に提供される。
- f) 諮問機関による事前評価報告書は、最長で 5 年間有効である。関係する締約国に報告書を送付してから 5 年目の 2 月 1 日までに推薦が提出されない場合、新たな事前評価が必要となる。
- g) 締約国は、自国が提出した事前評価の申請をいつでも撤回することができる。この場合、推薦の可能性を改めて検討するには、新たな事前評価を申請することが必要になる。

- h) 事務局は、世界遺産委員会の各会合において、申請され及び実施された事前評価の一覧を提供する。ただし、完了した事前評価において諮問機関が関係締結国に提供した助言は示されない。ただし、推薦書が提出された場合、関連する事前評価報告書はそれに添付されるものとする。
- i) アップストリームプロセスと事前評価は、いずれも推薦の準備に先立つ初期段階の助言を提供するが、これらは異なるメカニズムである。アップストリームプロセスは義務ではない。事前評価は推薦書の準備に至るための必須の段階である。アップストリームプロセスでは資産の現地訪問が可能だが、事前評価は机上の評価のみで行われる。アップストリームプロセスでは、暫定リストの改定に関連して、一般的な助言を行うことができる一方、事前評価は、締結国の暫定リストにすでに含まれている特定の資産（連続性を有するか否かに関わらず）に対して実施される。アップストリームプロセスの申請に関する費用は、一般的に¹⁴、申請した締約国が負担することになっているが、推薦過程の一部である事前評価の費用は、関連する評価過程に含まれる（第 168bis 段落も参照）。順序に関しては、アップストリームプロセスの助言が、事前評価よりも先に行われるべきである。

推薦過程への参加

123. 推薦の過程に地域コミュニティや先住民族、政府・非政府・民間組織、その他の利害関係者が効果的かつ包括的に参加することは、彼らが資産の維持管理において締約国と責任を共有する上で重要である。締約国には、事前評価の申請に、適切な関係者及び権利者を確実に関与させることが奨励される。また、関係者の参加をできるだけ広く得つつ推薦の準備を行うことが奨励され、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催することなどによって、先住民族から自由で、事前の、十分な情報提供がなされた上での合意が得られたことを、適宜示すものとする。締約国は、適切な場合には、近隣の締約国を含む潜在的に関係すると思われる締約国と、合意と協力を促進し、文化的多様性を称賛するために協議を行うことも奨励される。

推薦準備への援助

¹⁴ (原文注 6) 除外される締約国：決議 41 COM 9A 第 14 項を参照。

124. 締約国は、推薦の準備のために、第 VII 章 E. に示す準備援助を要請することができる。また、その要請の評価には、事前評価の結果が考慮される。

推薦過程を通じた事務局の支援

125. 事務局は推薦の過程を通じて支援をする用意がある。締約国は、事務局に連絡をとることが推奨される。
126. また、事務局から以下のような支援を受けることができる。
- a) 地図及び地図作成の要件に関する助言
 - b) 推薦書の参考事例、管理及び法令に関する事例の紹介
 - c) 異なる種類／タイプの資産の推薦に向けた助言
 - d) 連続性のある資産、国境を越える資産の推薦に係るガイダンス（第 134-139 段落参照）。

推薦書草案及び推薦書の提出期限

127. 締約国は、年間を通じていつでも推薦書の草案を事務局に提出し、コメント及び評価を求めることができる。しかしながら、前年の 9 月 30 日までに、2 月 1 日の期限までに提出しようとしている推薦書草案を事務局に送致することが強く推奨される（第 168 段落参照）。この推薦書草案の提出には、候補地の境界を示す地図が含まれていなければならない。推薦書草案の提出は、電子フォーマット又は印刷媒体（地図以外の付属資料を除いたもの 1 部）で行うことができる。どちらの場合も、カバーレターをつけること。 決議 37 COM 12.II 参照
128. 推薦書の提出は年間を通じていつでも行うことができるが、「完全」な推薦書（第 132 段落及び付属資料 5 参照）で 2 月 1 日もしくはそれ以前¹⁵に事務局に受理された書類のみが、翌年世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載を検討する対象となる。又、締約国の暫定リストに掲載され、事前評価を完了した資産の推薦書のみが委員会の審議に付される（第 63、65、122 段落参照）。 決議 37 COM 12.II
決議 39 COM 11 参照

III.B 推薦書の書式及び内容

129. 推薦書は、委員会が世界遺産一覧表への資産の登録を検討する際の主要な根拠となるものである。関連する情報はすべて推薦書に含まなければならない。情報源と相互参照されていないと見なされる。世界遺産一覧表への記

¹⁵（原文注 7）2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

載に向けた推薦書は、付属資料 5 に示す書式に従って作成すること。

130. 当該書式には、以下の項目が含まれる。
1. 推薦資産の特定 (Identification of the nominated property)
 2. 推薦資産の説明 (Description of the nominated property)
 3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)
 4. 保全状況及び推薦資産へ影響を与える諸条件 (State of conservation and factors affecting the nominated property)
 5. 保護管理 (Protection and Management)
 6. モニタリング (Monitoring)
 7. 資料 (Documentation)
 8. 管理組織の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)
 9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party(ies))
131. 世界遺産一覧表への推薦書は、書類の見た目や付属資料の量ではなく、内容に基づいて評価される。
132. 推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件（注釈を含む付属資料 5 の書式及び第 128 段落を参照）を満たす必要がある。

決議 37 COM 12.II
決議 39 COM11
決議 43 COM 11A 参照

エグゼクティブサマリー

エグゼクティブサマリーには、推薦書の本文から抽出した基本情報(付属資料 5 参照)及び、推薦資産の境界と緩衝地帯(該当する場合)の境界を示す地図の縮小版、顕著な普遍的価値の言明案(推薦書本文 3.3 項に示されたものと同じ文章)が含まなければならない。

1. 推薦資産の特定 (Identification of the nominated property)

推薦資産の範囲(境界線)を明確に示すこと。なお、(緩衝地帯が存在する場合は)推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること(第 103~107 段落参照)。地図は、陸上及び/又は海上のどの範囲が推薦されているのかを正確に判別できる十分詳細なものであること。できれば、当該締約国の最新の公式地形図に推薦資産の境界線及び緩衝地帯(あれば)を注記したものを印刷物で提出すること。明確に境界線が示されていない推薦書は、「不完全」とみなされる。

2. 推薦資産の説明 (Description of the nominated property)

推薦資産の説明には、推薦資産の特定及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成資産の特徴と解説を記述することが求めら

れる。特に、「連続性のある資産」の推薦を行う場合は、構成資産のひとつひとつを明確に記述すること。

歴史と発展には、当該推薦資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該推薦資産が顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真実性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。

3. 記載の価値証明 (Justification for inscription)

本項では、なぜ推薦資産が顕著な普遍的価値を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。

資産を世界遺産一覧表に推薦する際に締約国により行われる比較分析と、委員会の要請により諮問機関が行うテーマ別研究を混同しないように注意（第148段落参照）

3.1.a から 3.1.e までの項目の本文には、顕著な普遍的価値の言明案(3.3 項)の記述を支持するより詳細な情報を含めること。

決議 7 EXT.COM 4A 参照

3.1.b では、当該推薦資産の推薦の根拠となる世界遺産登録基準（第 77 段落参照）を示し、基準ごとにその基準を採用した明確な論拠を示すこと。完全性の言明及び（文化的基準が提案されている場合は）真実性の言明として、当該推薦資産が第 78 段落から第 95 段落に示された条件をどのように満たしているのか示すこと。

3.2 では、当該推薦資産を、国内外の類似の世界遺産及びその他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。

3.3 では、締約国が作成した、当該推薦資産の顕著な普遍的価値の言明案(第 49～53 及び 155 段落参照)を示し、なぜ当該資産が世界遺産一覧表に記載するに値すると思われるのかを明らかにする必要がある。

4. 保全状況及び推薦資産へ影響を与える諸条件 (State of conservation and factors affecting the nominated property)

本項では、推薦資産の現在の保全状況に関する正確な情報（資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等）を記載すること。また、推薦資産へ影響を与える諸条件（脅威等）についても記述すること。本項に記載される情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。

5. 保護と管理 (Protection and Management)

保護：第 5 項には、推薦資産の保護に最も関係のある、法的措置、規制措置、契約による措置、計画的措置、制

度的措置及び/又は伝統的手法による措置の一覧を示し、当該措置による保護が実際にどのように機能するのかについて詳細な分析を示すこと。又、法令文、規制条文、契約文、計画及び/又は制度に係る文書、若しくは当該文書の要約、を英語又はフランス語で添付すること。

管理：適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。すべての種類の自然遺産、文化遺産、複合遺産への推薦資産について、その緩衝地帯やより広いセッティング（周辺環境）も含め、持続可能な開発の原則は、管理体制に統合されるべきである。

管理計画又は管理体制についての文書を 1 部推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳細を説明した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書についての詳細な分析、説明を推薦書の 5.e 項に示すこと。

上記の資料を含まない推薦書は、管理計画が整備されるまでの間の推薦資産の管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

6. モニタリング (Monitoring)

締約国は、推薦資産の保全状況を測定・評価する主要な指標（運用中及び/若しくは計画中のもの）、影響を及ぼす諸条件、推薦資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について提示すること。

7. 資料 (Documentation)

推薦書の裏付けに必要なすべての資料を提供すること。上記の資料に加えて、a) 印刷に適した質の画像（少なくとも 300 dpi のデジタル写真、及び、必要な場合は、補完的映像、ビデオ、その他の視聴覚資料）、及びb)映像資料/視聴覚資料目録及び使用承諾書（付属資料 5, 7.aを参照）を提出すること。推薦書本文は、出力したものに加えて電子書式（ワード及び/若しくはPDF形式が望ましい）で提出すること。

8. 管理機関の連絡先 (Contact information of responsible authorities)

管理機関の詳細な連絡先を示すこと。

9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party)

推薦書本文の最後に、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による直筆の署名を付すこと。

10. 必要部数について (添付する地図を含む)

- ・文化遺産及び自然遺産の推薦書（文化的景観を除く）：同一のものを2部
- ・複合遺産及び文化的景観の推薦書：同一のものを3部

11. 用紙及び電子書式について

推薦書には、A4サイズの内紙を用い、電子書式（ワード及び/若しくはPDF形式）をあわせて提出すること。推薦書は、事務局が紙媒体を受領するまでは、提出されたとみなされない。

12. 送付について

締約国は、英語またはフランス語で推薦書を作成し、しかるべく署名された推薦書を下記に送付すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1104

E-mail: wh-nominations@unesco.org

133. 事務局は、推薦書とともに提出されたすべての資料（地図、平面図、写真等）を保管する。

III.C 特異な推薦資産の推薦に係る要件

国境を越える資産

134. 推薦資産は、 決議 7 EXT.COM 4A 参照
- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば、
 - b) 隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する場合もある（国境を越える推薦資産）。
135. 国境を越える資産の推薦書は、できる限り、関係締約国が条約第 11.3 条に則り共同で作成し（付属資料 2B 参照）、共同で提出することが望ましい。また、関係締約国は、共同管理委員会または同様の機関を設立して国境を越える推薦資産全体の管理を監督するものとする。

136. 既存の世界遺産が位置する地域の締約国の同意を得た上で、現在は締約国 1 カ国内にある既存の世界遺産の拡張を提案し、国境を越える資産とすることができる。

連続性のある推薦資産

137. 連続性のある推薦資産とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ：

- a) 構成資産は、景観、生態、進化、動植物の生息地の連続性に関わるような、長期にわたる文化的、社会的、又は機能的なつながりを反映すべきである。
- b) 個々の構成資産は、実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、推薦資産全体の顕著な普遍的価値に貢献しているものであり、又、特に、無形の価値に係るアトリビュートを包含し得る。その結果生まれる顕著な普遍的価値は、理解しやすくまた伝達しやすいものであるべきである。
- c) 一貫性を保つべく、構成資産が過度に断片的なものにならないようにするため、構成要素の選定を含む資産の推薦の過程において、推薦資産全体としての管理可能性、一貫性について十分考慮すべきである（第 114 段落参照）。

ただし、一連の資産全体として、顕著な普遍的価値を有する（必ずしも個々の構成資産が顕著な普遍的価値を有している必要はない）。

138. 連続性のある資産は、

決議 7 EXT.COM 4A 参照

- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば（連続性のある推薦資産）、
- b) 異なる締約国の領域にまたがる場合もある（連続性のある国境を越える推薦資産）

- 138bis. 関係する締約国は、連続性のある国境を越える推薦資産全体の管理を監督する共同管理委員会又は類似の機関を設立するものとする（第 114 段落参照）。既存の世界遺産が位置する地域の締約国の同意を得た上で、現在は締約国 1 カ国内にある既存の世界遺産の拡張を提案し、国境を越える資産とすることができる。

139. 同一で一体化した文化的及び／又は自然的概念で結ばれ、異なるサイクルで段階的に行われる連続性のある国境を越える資産の推薦を計画している締約国は、その意思を委員会に通知し、活動計画上の便を図るため、正式な提出の前に、合意された推薦戦

略を準備することが望まれる。このような場合、推薦戦略の議論は事前評価の段階で行い、戦略をその後の推薦書に添付しなければならない。

III.D 推薦書の事務局登録

140. 締約国から推薦書を受理した時点で、事務局は受理した旨を連絡し、書類に漏れがないことを確認して、推薦書の事務局登録を行う。事務局は、完全な推薦書については、審査に付すため、関係諮問機関に送致する。事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。諮問機関は、必要に応じて、締約国に追加情報を要求することがある。追加情報は、世界遺産センターに提出し、センターによって登録される。第 168 項に、推薦書の事務局登録とその後の手続きに係るスケジュールを示す。 決議 39 COM11 参照
141. 事務局は、受理したすべての推薦書について、受理日、「完全」・「不完全」の別、第 128、132 段落及び付属資料 5 の内容に照らして「完全」と判定した日付を示した一覧表を作成し世界遺産委員会会合に提出する。 決議 26 COM 14
決議 28 COM 14B.57
決議 39 COM11 参照
142. 推薦書の提出に始まり世界遺産委員会の決定で完結する推薦のサイクルは、通常、第 1 年次の 2 月に推薦書が提出されてから翌年 6/7 月の委員会の決定が下されるまでの 1 年 6 か月間を要する。

III.E. 諮問機関による推薦書の審査

143. 諮問機関は、締約国によって推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか、完全性及び（関係する場合は）真実性の条件を満たしているか、また、必要な保護管理上の要件を満たしているかどうか審査を行う。ICOMOS 及び IUCN の審査の手順と書式を付属資料 6 に示す。 決議 39 COM11 参照
144. 文化遺産に係る推薦書の審査は ICOMOS が行う。
145. 自然遺産に係る推薦書の審査は IUCN が行う。
146. 「文化的景観」に分類される文化遺産の推薦書の場合は、ICOMOS が IUCN と適宜協議しながら審査を行う。複合遺産の場合は、ICOMOS と IUCN が協同で審査を行う。
147. 世界遺産委員会から要請された場合や、その他必要な場合には、ICOMOS と IUCN は、登録推薦される可能性のある資産を、地域的又は世界的文脈、あるいはテーマにお

ける文脈の中で評価するために、テーマ別研究を実施する。この研究は、締約国により提出された暫定リストの見直しや、暫定リストの統合に係る会議報告書、さらに諮問機関及び資格のある機関・個人により実施されたその他の技術的調査を考慮に入れて行われる。現在までに実施されている研究の一覧表は各諮問機関のホームページに掲載されている。なお、これらの研究は、締約国が世界遺産一覧表への資産の記載推薦の際に行うこととされている比較分析（第 132 段落参照）とは別のものである。

148. 以下に、ICOMOS 及び IUCN の審査及びプレゼンテーションに係る原則を示す。審査及びプレゼンテーションは、

決議 28 COM 14B.57.
決議 30 COM 13
決議 39 COM 11 参照

- a) 世界遺産条約及び関連する作業指針、委員会決定に示された追加的な方針に準拠する。
- b) 推薦に関係して諮問機関に提供される全ての情報の検討等について、客観的、厳正、かつ科学的であること。
- c) 審査の過程を通じて、推薦締約国と協議・対話しつつ、一貫した専門性、公平性、透明性を保つ。
- d) 審査とプレゼンテーションの両方において、事務局との合意のもとに採用する標準書式を用いて、匿名での審査を行うデスクレビュー担当者を除いて、審査のプロセスに参加した全ての専門家の名前を明記し、審査に係る全費用の詳細な内訳を添付する。
- e) 該当する主題に精通した地域の専門家を関与させる。
- f) 資産が顕著な普遍的価値を有し、完全性及び/又は真実性の条件、管理計画/体制及び法的保護の条件を満たしているかについて、明確に個別に示唆する。
- g) 各資産を、保全状況を含む関連基準の全てに体系的に照らしあわせて、相対的に評価する。すなわち、当該締約国内外の同種の他の遺産との比較を行う。
- h) 以前のアップストリームプロセスで助言を受けた場合は、その助言と事前評価の結果を考慮する。また、検討対象の推薦に関する委員会の決定及び要請を参照する。

- i) 推薦の検討が行われる年の**2月28日**を過ぎて締約国から提出された情報は一切考慮しない。締約国からの情報が期限を過ぎてから到着し、審査上考慮されない場合は、当該締約国に対しその旨を通知する。本提出期限は厳密に執行される。
- j) 適宜、見解の妥当性の裏付けとして、参考とした文献等の一覧表を示す。

149. 1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送致するよう、諮問機関に要請する。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送ること。

決議 7 EXT.COM 4B.1
決議 39 COM11 参照

150. 諮問機関による推薦書の評価における事実関係の間違いに関して詳細を記し、付属資料 12 に示した適切な書式に則って提出された関係締約国からの書簡は、関係諮問機関あての写しとともに、委員会会合開催の 14 日前までに世界遺産センターに受理されなければならない。当該書簡は、委員会会合の初日までに関係する議題の文書に付属資料として添付される。世界遺産センター及び諮問機関は、この書簡に対するコメントを、書式中の該当セクションに、付することができる。

決議 7 EXT.COM 4B.1
決議 37 COM 12.II 参照

151. ICOMOS 及び IUCN は以下の 3 つのなかから勧告を行う。

- a) 無条件で**記載を勧告する**資産
- b) 記載を**勧告しない**資産
- c) **情報照会・記載延期**の勧告

III.F 推薦の撤回

152. 締約国は、自らが提出した推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、推薦を**撤回**することができる。その場合、締約国は、推薦の撤回の意思について事務局に書面により通知すること。締約国は、当該資産の推薦を（撤回後）再提出することができるが、その場合は、新規の推薦として、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに基づいて審査が行われる。

152bis. 複数の国にまたがった／国境を越えた推薦において、推薦している 1 又は複数の締約国が、自国領土内に位置する構成資産のすべて、または資産範囲全体の推薦を撤回する意志を事務局に書面で報告した場合、事務局は直ちに他のすべての推薦国に通知し、当該資産全体の推薦過程は終了したとみなされる。締約国が当該資産の推薦の再提出を希望する場合には、再提出が可能だが、その場合、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに従って、新規の推薦として扱われる。

III.G 世界遺産委員会による決議

153. 世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載すべきか記載すべきでないか、情報照会を要求すべきか、若しくは記載延期にすべきか決定する。

記載

154. 推薦資産を世界遺産一覧表に記載することを決定する場合、委員会は、諮問機関の助言により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。

155. 顕著な普遍的価値の言明には、当該資産が記載された基準を明らかにし、当該資産が顕著な普遍的価値を有することを確定するに至った本委員会の判断を要約して示す。完全性及び、文化遺産及び複合遺産については真実性の条件に関する評価について記載すること。また、実施されている保護及び管理、および将来にむけた保護及び管理の要件に関する記述も行うこと。顕著な普遍的価値の言明は、当該資産の保護管理を実施する上での根拠となるものである。

決議 39 COM11 参照

必要な場合、締約国との協議並びに諮問機関による確認をうけて、顕著な普遍的価値の言明の保護及び管理部分の記載について、世界遺産委員会で更新することができる。このような更新は、定期報告サイクルの結果をうけて定期的に、必要であればどの委員会開催時においても行うことが考えられる。

世界遺産センターは、資産名の変更や軽微な境界の変更による面積の変更に関して委員会が決定を採択した場合、それらに基づいて自動的に顕著な普遍的価値の言明を更新する。また、事実関係の間違いについては、関係諮問機関と合意した形で、修正を行う。

ユネスコの男女共同参画の枠組みに則り、顕著な普遍的価値の言明の作成にあたっては、性別区別のない言葉づかいをすることが推奨される。

156. 記載の際、委員会は世界遺産に記載された遺産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。
157. 顕著な普遍的価値の言明（資産の世界遺産一覧表記載の根拠となった基準を含む）は、委員会が発行する報告書及び刊行物に掲載される。

不記載決議

158. 推薦資産が世界遺産一覧表へ記載するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産を再度推薦することは、例外的な場合を除き認められない。例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の推薦時には提示されなかった別の基準により推薦する場合等である。このような場合には、新たな推薦書を作成し提出すること。

情報照会

159. 委員会が追加情報を求めて締約国に**情報照会**をすることを決定した場合は、次の回に再提出を行い審査を受けることができる。情報照会とは、推薦資産の顕著な普遍的価値を判断するために、要求された追加情報が必要であるということの意味する。情報照会が発生するのは、資産が世界遺産一覧表に掲載される場合のみである（第 154 段落参照）。情報照会の手順には、諮問機関による資産への現地ミッションは含まれない。また、登録基準の変更や、元の推薦書で提案された範囲／構成資産からの大幅な変更も伴わないものとする。情報照会の手順に、新たな推薦書の提出は含まれない。情報照会された推薦を再開するための追加情報は、委員会による審議を望む年の**2月1日**¹⁶までに事務局によって受領されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報に関する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から3年以内に再提出が行われない場合は、第 168 段落に示されたスケジュールに従って、新たな推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。

決議 39 COM11 参照

記載延期

160. より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は記載の**延期**を決定することができる。締約国が当該推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、**2月1日**¹⁷までに事務局に対して再提出を行わなければならない。この再提出は、委員会が異なる決定をしない限り、事前評価の対象にならないものとする。再提出された推薦書は、第 168 段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む1年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのよう

決議 39 COM11 参照

¹⁶ (原文注 8) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

¹⁷ (原文注 9) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

に委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザーミッションの招聘を検討することができる。

III.H 緊急的に処理される推薦書

161. 自然現象や人為的活動により、実際の被害をうけている場合、若しくは、重大かつ具体的な危険に直面している結果、危機的状态に陥る可能性があり、その保護を担保するためには委員会による即座の決定を要する緊急事態を呈し、関係諮問機関の報告により顕著な普遍的価値を有することに疑いがないと思われる資産の場合は、推薦書の提出及び審査に関する通常のスケジュール及び完全な提出書類及び推薦プロセスの定義から除外する。このような推薦は、緊急的推薦として処理され、その審査は次に開催される委員会の議題に含められる。このような資産は世界遺産一覧表に記載される場合がある。その場合、それらは、危機にさらされている世界遺産一覧表（第 177-191 段落参照）に同時に記載される。 決議 37 COM 12.II 参照
162. 緊急的に処理される推薦書の手続きは以下のとおり。 決議 37 COM 12.II 参照
- a) 締約国は、緊急的推薦手続きの要請とともに推薦書を提出する。当該資産はすでに当該締約国の暫定リストに掲載されているか、未掲載の場合には、直ちに掲載する必要がある。
 - b) 推薦書には以下を記載すること。
 - i) 推薦資産の内容と正確な境界線
 - ii) 基準に照らした顕著な普遍的価値の証明
 - iii) 完全性及び/又は真実性の証明
 - iv) 保護管理体制についての記述
 - v) 緊急性の性質及び被害又は特定の危険の中身とその程度についての説明、及び委員会による即時行動が当該推薦資産を確実に保護するために必要な理由の明示
 - c) 事務局は、関係諮問機関に推薦書を直ちに転送し、顕著な普遍的価値を証明する可能性のある推薦資産の特質、危険性の中身、及び委員会による決定の緊急性についての審査を要請する。関係諮問機関が適切と判断し、時間が許す場合は、現地調査が行われる場合がある。
 - d) 推薦書の審議にあたって、委員会は以下を考慮する。

- vi) 推薦書を完成させるための国際的援助の動員
- vii) 必要に応じて、委員会の勧告を実現するために記載後可及的速やかに実施すべき事務局及び関係諮問機関による追跡調査

III.I 世界遺産一覧表記載資産の範囲、基準、名称に係る変更

範囲の軽微な変更

163. 軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。

164. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する軽微な変更を要望する場合は、付属資料 11 の書式に従って書類を作成し、**2月1日までに**¹⁸事務局を通じて委員会に要請が受理されなければならない。この場合、事務局は、関係諮問機関に対して、要望のあった変更が、軽微な変更とみなされるかどうかについて、助言を求め、諮問機関の評価を世界遺産に提出する。委員会は、当該変更を承認するか、要請された境界線の変更が資産の境界線の重大な変更となるような重大なものであるかを判断する。後者の場合は、新規推薦の手続きが適用される。

決議 39 COM11 参照

範囲の重大な変更

165. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する重大な変更を要望する場合は、当該締約国は、新規の推薦と同じ要領でこの提案を提出するものとする。これには、すでに暫定リストに含まれており（第 63、65 段落参照）、すでに事前評価を受けていることという要件が含まれる（第 122 段落参照）。委員会がその決定の中で、（登録基準の修正を伴わない）重大な境界の変更を明確に奨励している場合は、事前評価を受けるという要件は無視される。この推薦書の提出期限は**2月1日**¹⁹とし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って1年半の審査サイクルに付される。本規定は、範囲の拡張にも縮小にも同様に適用される。

決議 39 COM11 参照

登録基準の変更

166. 締約国が、当初の記載の際に使われた基準に追加し、又は少ない、もしくは異なる基準での記載を希望する場

決議 39 COM11 参照

¹⁸ (原文注 10) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

¹⁹ (原文注 11) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

合、新規の推薦と同じ要領でこの要請を提出するものとする。これには、すでに暫定リストに含まれており（第 63、65 段落参照）、すでに事前評価を受けていることという要件が含まれる（第 122 段落参照）。この推薦書は 2 月 1 日²⁰までに事務局に受理されなければならないこととし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って 1 年半の審査サイクルに付される。審査は、新しい登録基準に関してのみ実施される。なお、新しい基準が認められなかった場合も、世界遺産一覧表への記載は当初のまま継続される。

名称の変更

167. 締約国²¹は、世界遺産一覧表に記載されている資産の名称変更に関する承認を委員会に要請することができる。名称変更の要請をする場合は、簡単な理由を添え、少なくとも委員会会合の 3 か月前までに事務局に受理されなければならない。

III.J スケジュール要約

168.

事前評価段階

決議 39 COM11 参照

締め切り	手続き
第 1 年次 9 月 15 日	<p>評価のために関係諮問機関へ送付するため、<u>完全な事前評価申請</u>を、印刷物の形で事務局が受領する期限（第 122.c 段落参照）。</p> <p>事前評価の申請はグリニッジ標準時 17 時 00 分までに受領するものとする。当該日が週末にあたる場合は、その前の金曜日のグリニッジ標準時 17 時 00 分とする。</p> <p>この日以降に受領した事前評価の申請は、次回以降のサイクルで審査される。</p>
第 1 年次 10 月 15 日	<p>事務局が事前評価の申請の受領を確認し、書類が完全であるとみなすかどうかを締約国に連絡する期限。</p> <p>事前評価の申請が<u>完全ではない</u>場合（付属資料 3 を参照）、評価のために関係する諮問機関に送付されることはない。事前評価の申請が不完全な場合、翌年 9 月 15 日の期限までに申請を完全なもの</p>

²⁰（原文注 12）2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

²¹（原文注 13）国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更に関心している必要がある。

	<p>にするために必要な情報が、該当する締約国に通知される。</p> <p>完全な事前評価申請は、評価を受けるために関係する諮問機関に送付される。</p>
第1年次 10月～第2年次 9月	<p>諮問機関による机上の評価</p> <p>必要であれば、諮問機関は締約国に追加情報を要求する。当該情報は、事務局に提出されなければならない。</p>
第2年次 10月1日	<p>関係諮問機関は、該当する締約国に送付するため、評価を事務局に届ける。</p>

(事前評価段階の年と登録推薦書段階の年は連続しない。事前評価の結果を受け取ってから、関連する推薦書の提出までには、少なくとも12カ月かかる。)

推薦書段階

締め切り	手続き
9月30日(第1年次以前)²²	<p>締約国が推薦書草案を事務局に提出(任意)。</p>
11月15日(第1年次以前)	<p>事務局は、推薦を提出しようとしている締約国に、推薦書草案に対する論評やレビューを回答し、必要な情報で不足しているものや、求められる修正を示す。</p>
第1年次 2月1日	<p>完全な推薦書の印刷物形式での事務局提出期限。これは審査のために関係諮問機関へ送付される(第132段落参照)。</p> <p>推薦書はGMT 17:00時(2月1日が週末に当たる場合は直前の金曜日のGMT 17:00)までに到着していなければならない。</p> <p>この日以降に到着した推薦書は翌年以降の審査に付される。</p>
第1年次 2月1日～3月1日	<p>事務局受理登録を経て、書類に不備がないことを確認した後、関係諮問機関へ推薦書が送付される。</p> <p>事務局は各推薦書の受理を登録し、推薦を行った締約国に推薦書が受理されたことを連絡するとともに、提出内容の確認を行う。事務局は締約国に対して提出内容に不備がなかったかどうか通知する。</p>

²² (訳注)127段落の修正により、草案の提出は通年いつでもよくなった(それでも9月30日までの草案の提出が望ましい)となった168段落については対応する修正は、行われていない。

	<p>推薦書が完全でない場合 (第 132 段落参照)は、関係諮問機関の審査には付されない。この場合、関係締約国は、不備のない推薦書を作成し、翌年の 2 月 1 日までに再提出するよう勧告される。</p> <p><u>完全な推薦書</u>は関係諮問機関の評価に付される。</p> <p>事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会委員国に対して、推薦書本文の電子媒体を提示する。</p>
<u>第 1 年次 3 月 1 日</u>	この日までに、事務局は、推薦書の受領、推薦書に不備がなかったかどうか、及び提出期限の 2 月 1 日までに到着したかどうかについて締約国に対し通知を行う。
<u>第 1 年次 3 月～第 2 年次 5 月</u>	諮問機関による評価
<u>第 2 年次 1 月 31 日</u>	諮問機関は、第 2 年次の 1 月 31 日までに、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を締約国に送致するよう求められる。その際、世界遺産委員会の議長宛ての写しを世界遺産センターに送付する。
<u>第 2 年次 2 月 28 日</u>	<p>関係諮問機関から要請のあった追加情報について、締約国が事務局を通じて提出する期限。</p> <p>追加情報は第 132 段落に規定されている部数及び電子媒体を事務局に提出すること。新旧文書の混同を避けるために、提出された追加情報が推薦書の本文の変更をともなう場合は、締約国は原文の修正版を提出する。その際、変更箇所を明示すること。新たな本文は紙媒体とともに電子媒体を添付すること。</p>
<u>第 2 年次 世界遺産委員会年次会合開催の 6 週間前</u>	関係諮問機関は、評価結果と勧告を事務局に送付する。事務局はこれを世界遺産委員会及び締約国に伝達する。
<u>第 2 年次 世界遺産委員会年次会合開会の 14 日前) まで</u>	<p>締約国による事実誤認の訂正</p> <p>関係締約国は、諮問機関による推薦書の評価に事実誤認を見つけた場合は、その詳細を記載したレターを、遅くとも委員会開催の 14 日前まで</p>

	に、議長に送付することができる。同時に、諮問機関にレターの写しを送付する。
第2年次 世界遺産委員会年次会合（6月～7月）	委員会は推薦書を審議し、決議を採択する。
世界遺産委員会年次会合直後	締約国への通知 事務局は、委員会により審議が行われた推薦資産の関係締約国に対して、委員会の決議を通知する。 世界遺産委員会による世界遺産一覧表への記載決議に従って、事務局は当該締約国及び遺産管理者に、記載された範囲を示した地図と顕著な普遍的価値の言明を送付する。
世界遺産委員会年次会合直後	事務局は、毎年、委員会の年次会合後に最新の世界遺産一覧表を公表する。 世界遺産一覧表に記載された資産の推薦国の名前は、発表される一覧表中「条約に則って、当該資産の推薦を提出した締約国」の欄に掲載される。
世界遺産委員会年次会合閉会后1ヵ月以内²³	事務局は世界遺産委員会により採択された決議の全てを報告書にとりまとめ全締約国に送付する。

III.K 推薦の評価に係る資金

168bis. 新規の推薦書を提出する締約国は、諮問機関による推薦書の評価に資金を提供するために、自主的に資金提供を行うことが期待される。その際には、委員会の各会合で提示される世界遺産基金関連の文書の中で事務局が提示する平均評価費用を考慮に入れるものとする。事前評価の申請の提出にも、同様の原則が適用される。その手順は以下のとおり。

決議 43 COM 11A
決議 43 COM 14 参照

- a) 寄付は、世界遺産基金の専用の小科目に行われるものとする。

²³（訳注）英語原文では、「閉会した月」とあるが、例えば6月後半に開催された場合、6月末までに報告書の作成・送付を完了することを求めていると解釈するのは疑わしいため、「閉会后ひと月以内」と訳した。

- b) 以下の国からの寄付は期待されない。後発開発途上国または低所得国（国連経済社会理事会の開発政策委員会の定義による）、世界銀行の定義による低中所得国、小規模島嶼開発途上国、及び紛争中または紛争後の状況にある締約国。
- c) 寄付は、事前評価終了後、または書類が完全であるという確認結果が出て、推薦書が評価サイクルに入った後に行うことが期待される。
- d) この仕組みは、諮問機関による資産の客観的評価や、推薦を扱う際に使われる作業指針に定められた優先順位に影響を及ぼさないものとする。

IV. 世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング

IV.A リアクティブモニタリング

リアクティブモニタリングの定義

- 169.** リアクティブモニタリングは、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関が行う報告である。締約国は、異常事態が発生した場合又は遺産の顕著な普遍的価値若しくはその保全状況に影響しかねない工事が実施される場合には、個別の報告書及び影響評価を提出する。

決議 39 COM11 参照

また、第 177 段落から 191 段落に示す「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている遺産又は記載が予定されている遺産についても、リアクティブモニタリングの実施が想定されている。また、リアクティブモニタリングの実施は、第 192 段落から第 198 段落に示す「世界遺産一覧表からの最終的な削除に関する手続き」においても想定されている。

これらの報告は、付属資料 13 の標準書式を用いて、英語若しくはフランス語で作成し、以下の期限までに、事務局を通じて委員会に提出すること。

- a) 世界遺産一覧表に記載された遺産については、委員会が当該遺産の審査を行う年の前年の 12 月 1 日まで
- b) 危機遺産リストに記載されている遺産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該遺産の審査を行う年の 2 月 1 日まで

リアクティブモニタリングの目的

- 170.** リアクティブモニタリングの採択に際して、委員会は、特に、一覧表から遺産が削除される事態を防ぐために可能な

世界遺産条約第 4 条参照:

あらゆる措置が講じられるべきとの問題意識にたち、締約国に対して、これに関連した可能な限りの技術協力を提供する。

"締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産について自国の領域内に存在するものを確実に認定し、保護、保全、公開し、将来の世代へ伝えていくことが第一義的には自国に課された義務であることを認識する..."

171. 委員会は、締約国に対して、世界遺産一覧表記載資産の保存のための取組に関する進捗状況のモニタリング及び報告を委員会に代って実施する諮問機関への協力を要請する。

締約国等からの情報収集

172. 世界遺産委員会は、条約締約国が、遺産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な修復又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。遺産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本的な文書を起草する前）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

173. 世界遺産委員会は、世界遺産の保全状況を評価するミッションの報告書には、以下の内容が記載されるよう求める。

決議 27 COM 7B.106 参照

- a) 世界遺産委員会に対して最後に報告が行われて以降、当該遺産の保全に関して脅威又は大幅な改善が見られるかどうか。
- b) 遺産の保全状況に関する世界遺産委員会決議のフォローアップ。
- c) 世界遺産一覧表記載資産の際の根拠となった顕著な普遍的価値、完全性及び/又は真実性に対する脅威、被害、又は消失についての情報。

174. 事務局が、記載資産の状態に重大な劣化があったとの情報又は必要な改善策が予定期間内に実施されなかったという情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、可能な限り、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について確認を行い、当該締約国からのコメントを求める。

世界遺産委員会による決議

175. 事務局は、関係諮問機関に対して、入手した情報に対するコメントを求める。

176. 入手した情報は、締約国及び諮問機関のコメントと共に、遺産ごとに保全状況報告書の形で、委員会に提出される。委員会は、以下の一又は複数の対応を検討する。

決議 39 COM11
決議 43 COM11A 参照

- a) 当該遺産の状態に重大な劣化は認められないと判断し、従って更なる対策を採る必要は無いことを決定する。
- b) 当該遺産の状態に重大な劣化が認められるが、修復が不可能なほどではないと委員会が判断した場合は、締約国が合理的な期間内に遺産の修復に必要な対策をとることを条件に、当該遺産を一覧表に残すことを決定する。また、同遺産の修復に関して世界遺産基金の技術協力がまだ行われていない場合は、援助要請を提出するように締約国に提案し、技術協力の供与を決定することもできる。状況によっては、締結国は、劣化を防ぎ回復をはかったり、脅威に対処したりするために必要な措置について助言を求め、関係諮問機関その他の機関又は専門家によるアドバイザーミッションを招聘することができる。
- c) 第 177 段落から第 182 段落に示す要件及び基準にあてはまる場合は、委員会は、第 183 段落から第 189 段落に示す手順に従い、「危機にさらされている世界遺産一覧表」に遺産を記載することを決定する。
- d) 世界遺産一覧表への記載を決定つけた遺産の特徴が回復不能に失われるほど遺産の状態が悪化したことが明らかな場合、委員会は一覧表から当該遺産を削除することを決定する。そのような措置をとる前に、事務局は関係締約国に対し通知を行う。締約国からコメントが出された場合は、委員会に伝達される。
- e) 得られる情報が不十分なために委員会が上述の a)、b)、c) 又は d) の対応をとることができない場合は、委員会は、事務局が、当該締約国と協議の上、当該遺産の現状、遺産を脅かす危険、及び適切に遺産を修復することの実現可能性を確認するための必要な措置を講じる権限を事務局に与えることを決定する。必要な措置には、リアクティブモニタリングミッションの派遣や専門家との協議、若しくはアドバイザーミッションが含まれる。事務局は、その結果について委員会に報告を行う。緊急の対応が求められる場合は、委員会は、緊急支援要請を通じて、世界遺産基金の資金使用を許可することができる。

IV.B 危機にさらされている世界遺産一覧表

危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の指針

177. 条約第 11 条第 4 項に従って、委員会は、以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載することができる。
- a) 問題の資産が世界遺産一覧表に掲載されている資産であり、
 - b) 重大かつ明確な危機にさらされており、
 - c) 当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、
 - d) 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されていること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危機にさらされている世界遺産一覧表」への記載そのものが発するメッセージを含めて - が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。

危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準

178. 資産の状態が以下に示す 2 つの基準の少なくともいずれかに該当すると判定した場合、委員会は、条約第 1 条および第 2 条で定義される世界遺産を「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載する場合がある。
179. 文化遺産の場合は、
- a) 確実な危機 - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危機に直面している場合。
 - i) 材料の重大な劣化
 - ii) 構造及び/又は装飾の重大な劣化
 - iii) 建築上又は都市計画上の一貫性の重大な劣化
 - iv) 都市空間又は田園空間の重大な劣化、若しくは自然環境の重大な劣化
 - v) 歴史的真實性の重大な消失
 - vi) 文化的意義の重大な消失

- b) 潜在的な危機 - 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
- i) 保護の程度を弱くするような資産の法的位置づけの変更
 - ii) 保全に関する政策の欠如
 - iii) 地域計画事業による脅威
 - iv) 都市計画による影響
 - v) 武力紛争の勃発又はおそれ
 - vi) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響

180. 自然遺産の場合は、

決議 39 COM11 参照

- a) 確実な危険 - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危機に直面している場合。
- i) 病気など自然的要因又は密猟など人為的要因による、資産が法的保護下に置かれる根拠となった絶滅危惧種その他の顕著な普遍的価値を有する生物種の個体数の重大な減少
 - ii) 人間の移住、資産の重要部分を浸水させる貯水池の建設、工業・農業開発（農薬及び化学肥料の使用、大規模公共事業、採掘、汚染、伐採、薪の採取など）などによる、資産の自然美又は科学的価値の重大な低下
 - iii) 資産の完全性を脅かす、資産境界又は上流域への人間活動の侵食
- b) 潜在的な危機 - 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
- i) 関係地域の法的保護状況の変更
 - ii) 資産の範囲内又は資産を脅かす影響を持つような場所に計画された移住計画又は開発計画
 - iii) 武力紛争の勃発又はおそれ
 - iv) 管理計画又は管理体制の欠如、若しくは不備、又は、不十分な執行
 - v) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響

181. 以上に加え、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響が、人間の関与により改善可能なものである必要がある。文化遺産の場合は、自然的要因及び人為的要因の両方が脅威となり得るが、自然遺産の場合は、ほとんどの脅威が人為的なものであり、自然的要因が脅威となるのは極めて稀な場合（伝染病など）に限られる。状況によっては、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響を、大規模公共事業の中止又は法的位置づけの強化になどの行政的、立法的措置により改善することが可能な場合もある。
182. 委員会は、危機にさらされている世界遺産一覧表への文化遺産又は自然遺産の記載を検討する場合、以下の要素についても補足的に念頭におくことが望ましい。
- a) 一国の政府が世界遺産に影響する決定を下すのは、あらゆる要素をはかりにかけた後である。世界遺産委員会の助言を、資産が脅威にさらされる前に行うことができれば、しばしば決定的な役割を果たし得る。
 - b) 特に、確実な危機の場合は、資産が被った物理的又は文化的劣化を影響の強さに照らして判断し、ケースバイケースで分析するべきである。
 - c) とりわけ潜在的な危機の場合は、以下の点に配慮するべきである。
 - i) 資産が置かれている社会的・経済的枠組みの通常の開に照らして、脅威の評価を行うべきである。
 - ii) 武力紛争のおそれなど、文化遺産又は自然遺産に対する影響を評価することが不可能な脅威もしばしば存在する。
 - iii) ある種の脅威は、本質的に「差し迫った」ものとはなり得ず、ただ予見されるだけである（人口増加など）。
 - d) 最後に、委員会は評価を行うにあたって、文化遺産又は自然遺産を脅かす要素として、未知の原因又は予期できない原因（の存在）についても考慮すべきである。

危機にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き

183. 危機にさらされている世界遺産一覧表への資産の記載を検討する場合、委員会は、可能な限り、当該締約国と協議しつつ、「危機にさらされている世界遺産一覧表から当該資産を削除するための望ましい保全状況」及び改善措置のためのプログラムを策定し、採択する。

- 184.** 前段落の改善措置プログラムを策定するため、委員会は事務局に対して、可能な限り当該締約国と協議しつつ、資産の現状、資産を脅かす危機及び改善措置の実行可能性について確認することを要請する。委員会は、更に、関係諮問機関又はその他の組織によるリアクティブモニタリングミッションを派遣し、脅威の性質及び大きさの評価、実施すべき措置の提案を行うよう手配することを決定することができる。状況によっては、締結国は、助言と指針を得るためのアドバイザーミッションを招聘することができる。
- 185.** 入手した情報は、適宜、締約国、関係諮問機関その他の機関からのコメントと共に、事務局から委員会に提出される。
- 186.** 委員会は、入手可能な情報を審議し、危機にさらされている世界遺産一覧表への記載に関する決議を行う。この決議は、出席しかつ投票した委員会委員国の 2/3 以上の多数により行う。次に、委員会は実施すべき改善措置の計画を定める。同計画は、即時に実施に移されることを前提に、関連締約国に提示される。
- 187.** 条約の第 11 条第 4 項に従って、委員会は、当該決議について関係締約国に通知を行うとともに、直ちに決議を公示する。
- 188.** ²⁴事務局は、最新の「危機にさらされている世界遺産一覧表」を印刷物として出版する。又、以下に公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/danger>
- 189.** 委員会は、世界遺産基金の特別の相当分を、「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている世界遺産への支援のために充当するものとする。

危機にさらされている世界遺産一覧表記載資産の定期的な評価

- 190.** 委員会は、「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載された資産の保全状況について毎年評価を行う。その際、委員会が必要であると判断した場合は、モニタリング及び専門家ミッションの派遣を行う。
- 191.** 定期的な評価の結果に基づいて、委員会は、関連締約国との協議の上で、以下について決定する。
- a) 資産を保全するために追加的措置が必要かどうか
 - b) 当該資産が危機的状況を脱していた場合、「危機にさらされている世界遺産一覧表」の記載から解除するかどうか

²⁴ (訳注)原文の英文に不備あり。(and is available は、makes it available か、, which is also available にする必要がある)

- c) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合、第 192-198 段落に示す手順に従い、「危機にさらされている世界遺産一覧表」及び「世界遺産一覧表」の両方から当該資産を削除するかどうか

IV.C 世界遺産一覧表からの削除に係る手続き

192. 委員会は、世界遺産一覧表からの削除に係る手続きとして、以下の手順を採択した。 決議 39 COM11 参照 ²⁵
- a) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合
 - b) 世界遺産の本来の特質が、推薦の時点で既に人間の行為により脅かされており、かつ、その時点で締約国によりまとめられた必要な改善措置が、予定された期間内に実施されなかった場合（第 116 段落参照）
193. 世界遺産一覧表記載資産に深刻な劣化があった場合、又は、必要な改善措置が、予定された期間内に実施されなかった場合、当該資産を有する締約国は事務局に対して、その旨を通知すること。
194. 事務局が、そのような情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、可能な限り、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について確認を行い締約国からのコメントを求める。
195. 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。
196. 委員会は、入手したすべての情報を審議し決議を行う。条約第 13 条第 8 項に従い、決定は出席しかつ投票した委員会委員国の 2/3 以上の多数により行う。この問題に関して事前に当該締約国と協議を行うまでは、委員会は削除を決定することはできない。
197. 委員会決議は当該締約国に通知される。委員会は、直ちに当該決議について公示する。
198. 委員会の決定により、世界遺産一覧表を変更する必要がある場合は、次に発行される世界遺産一覧表更新版において変更が反映される。

²⁵ (訳注) 人間の行為にあたる原文 *action of man* が性別に関係のない *human action* に修正されたが、日本語訳には影響がない。

V. 世界遺産条約の履行に係る定期報告

V.A 目的

199. 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に存在する世界遺産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置に関する報告を提出することが求められる。

世界遺産条約第 29 条参照。
第 11 回締約国会議(1997 年)
及び第 29 回ユネスコ 総会決議参照。

200. 定期報告は、自主的な報告であり、可能な限りそれぞれの地域の締約国によって主体的に行われるべきものである。事務局は、世界レベルでの定期報告の調整及び促進を行う。締約国は、諮問機関及び事務局に専門的助言を要請することができる。又、諮問機関及び事務局は（関係締約国の同意を得て）更に専門的な助言を外部に委託することができる。

決議 41 COM11 参照

201. 定期報告の主要な目的は以下の 4 点である。

- a) 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと
- b) 世界遺産一覧表記載資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと
- c) 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産についての最新の情報を提供すること
- d) 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組みを提供すること

202. 定期報告は、条約履行の信頼性を強化するために重要であるとともに、記載資産の長期的な保全をより効果的に行っていくために重要である。それはまた、締約国及び世界遺産が、世界遺産委員会及び総会で採択された政策について実施しているか否かを評価するための重要なツールでもある。

決議 41 COM11 参照

V.B. 手続き及び書式

203. 6 年ごとに、世界遺産委員会での審議のため、締約国は定期報告を提出する。6 年間の定期報告サイクルの間に、締約国は以下の順番で地域ごとに報告を行う。

- ・アラブ
- ・アフリカ
- ・アジア及び太平洋
- ・ラテンアメリカ及びカリブ海

決議 22 COM VI.7
決議 41 COM11 参照

・ 欧州及び北米

204. 各サイクルの6年目は、考察及び評価期間である。この機会により、定期報告の仕組みを評価し、次のサイクルが開始される前に、適宜見直しを行うことができる。世界遺産委員会は、この考察を用いて、「グローバル世界遺産レポート」の取りまとめ、公表を進めるかどうか決定することができる。 決議 41 COM11 参照

205. 適切な間隔をおいて、若しくは必要と判断される際にはいつでも、世界遺産委員会は、「モニタリング指標」及び「定期報告の分析のための枠組み」の採択、改訂を行う。

205bis. 定期報告は、地域的な交流及び協力のための機会であり、特に国境を越えた資産や複数国にまたがる資産の場合、締約国間で積極的に協調、同調を図る機会となる。 決議 41 COM 11 参照

206. 定期報告の質問票は、各国のフォーカルポイント及び世界遺産のサイトマネージャー（資産管理者）がオンラインで入力する。

当該質問票書式は、定期報告の第2回のサイクルまでさらに見直され、第41回会合(クラクフ、2017年)において世界遺産委員会によって採択されたものである。

決議 41 COM 10A 参照

a) 第I節では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。これは専ら、条約の関連条文で定義されている一般的義務に係るものである。

b) 第II節では、関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産の保全状況について報告する。ここでは、世界遺産のひとつひとつについて記述することが求められる。

206bis. 定期報告の書式は、定期報告の各サイクル完了後に見直しを行うことができる。作業指針付属資料7に書式の概要を示す。 決議 41 COM 11 参照

207. 情報管理及び分析上の便を図るため、締約国は世界遺産センターのウェブサイト上に開設されたオンライン入力ページを利用して、報告書を英語又はフランス語で提出することが求められる。完全な質問票は、<https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/>に公開されている。 決議 41 COM 11 参照

V.C 審査及びフォローアップ

208. 事務局及び諮問機関は、締約国が、各国の報告書をもとに「世界遺産地域別報告書」にとりまとめることを支援する。同報告書は、以下 <https://whc.unesco.org/en/publications> 及び印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Paper series）で公開される。 決議 41 COM 11 参照

209. 世界遺産委員会は、定期報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

210. 委員会は、締約国が、事務局及び諮問機関と協力して、関連締約国と協議の上戦略目標に従い構築された長期的なフォローアップのための地域別プログラムを作成し、委員会の審議に付すように要請する。定期報告書で特定された締約国のニーズに基づいて、委員会は、これらのプログラムを定期報告のフォローアップとして採択し、定期的に審査を行う。これらは、地域の世界遺産のニーズを正確に反映し、国際的援助の供与を促進するものであることが求められる。

決議 36 COM 13.1
決議 41 COM 11 参照

VI. 世界遺産条約を推進するための支援

VIA 目的

世界遺産条約第 27 条参照

211. 目的は以下の通り。

決議 43 COM 11A 参照

- a) キャパシティビルディング及び研究を促進すること
- b) 文化遺産及び自然遺産を保存する必要性に対する一般市民の認識、理解、評価を向上させること
- c) 世界遺産の社会生活における役割を増進すること
- d) 先住民族を含む地域住民及び国民による遺産の保護及び公開への公平、包括的、効果的な参加を拡大させること

世界遺産条約第 5 条(a)参照

VLB キャパシティビルディング及び研究

212. 委員会は、その戦略的目標と、委員会が採択した世界遺産キャパシティビルディング戦略に基づいて、締約国内でキャパシティビルディングが進むように努める。

世界遺産に関するブダペスト宣言 (Budapest Declaration on World Heritage) (2002)

決議 43 COM 11A 参照

世界遺産キャパシティビルディング戦略

213. 世界遺産を保護、保全、公開するには高い水準の技能と学際的なアプローチが必要であることを認識し、委員会は、「世界遺産キャパシティビルディング戦略」を採択した。キャパシティビルディングの定義では、そこに確かに能力が存在し、キャパシティビルディングの対象者が絞られるべき 3 つの広範な分野を特定している。すなわち、実務家、関係機関、コミュニティとネットワークである。世界遺産キャパシティビルディング戦略は、行動の枠組みを提供し、国際的、地域的、あるいは国レベルの関係者が、個々のキャパシティビルディング活動に加えて、地域及び国のキャパシティビルディング戦略を作成するように方向付けるものである。世界遺産のためのキャパシティビルディング活動を現在提供している、あるいは提供しうる多くの関係者は、この行動を取ることができる。キャパシティビルディング戦略の第一目標は、よりよい条約の履行のために、幅広い関係者が必要な技能を確実に伸ばすことである。重複を避け効果的に戦略を実行するために、委員会は「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー」等の他の取組みとの連携を図る。委員会は、毎年、関連するキャパシティビルディングの課題の評価、キャパシティビルディングニーズの評価、キャパシティビルディング活動年次報告の評価を行い、将来のキャパシティビルディング活動のための勧告を提言する。

世界遺産委員会が第 35 回会議で採択した「世界遺産キャパシティビルディング戦略」(ユネスコ、2011) (文書 WHC-11/35.COM/9B を参照)

決議 43 COM 11A 参照

国レベルのキャパシティビルディング戦略及び地域レベルの

協力

214. 締約国は、すべてのレベルの技術者及び専門家のジェンダーバランスが取れており、彼らが適切な訓練を受けるように担保することが推奨される。そのために、締約国には、国のキャパシティビルディング戦略を策定すること、又、戦略の一環として研修への地域協力を盛り込むことが推奨される。このような地域や国の戦略の策定は、世界遺産キャパシティビルディング戦略を考慮に入れながら、諮問機関や世界遺産に関連する様々なユネスコ・カテゴリー2 センターによる支援を受けることができる。

決議 43 COM 11A 参照

214bis. 締約国には、遺産と社会のために条約の相互利益を活用する教育及びキャパシティビルディングプログラムを開発することが奨励される。このプログラムは、イノベーションと地域の起業家精神に基づき、特に中規模／小規模／極小規模のレベルを対象として、地域コミュニティと先住民族のための持続可能かつ包括的な経済利益を促進し、持続可能な開発プロジェクトへの官民の投資の機会を特定し、促進することを目的とする。このプロジェクトには、地域の原材料や資源の利用を促進し、地域の文化的・創造的な産業を育成するものや、世界遺産に関連する無形遺産を保護するものも含まれる。

決議 43 COM 11A 参照

研究

215. 委員会は、条約の効果的な履行のために必要な研究分野における国際協力の実施・調整を行う。また、世界遺産の登録、管理、およびモニタリングには、知識及び理解が不可欠であることから、締約国は、研究を実施するための（人的、財政的）自然を確保することが推奨される。締約国には、必要な同意のすべてを得た上で、地域コミュニティと先住民族が保有してきた伝統的な知識や先住民の知識を含む、科学研究及び調査方法を支援することが推奨されている。このような研究及び調査は、世界遺産、その緩衝地帯やより広いセッティング（周辺環境）の保全と管理が、例えば紛争の予防や解決において、持続可能な開発に果たす貢献を実証することを目的としている。これには、コミュニティ内に存在する可能性のある伝統的な紛争解決方法を、それが関係する場合においては、活用することも含まれる。

決議 43 COM 11A 参照

国際的援助

216. 締約国は世界遺産基金に対し研修及び研究に関する支援を要請することができる（VII章参照）。

VLC 普及啓発及び教育

普及啓発

- 217.** 締約国は、自国での世界遺産の保存の必要性についての普及啓発を行うことが推奨される。特に、世界遺産について、現地において適切な顕彰と公開が行われるよう担保することが推奨される。
- 218.** 事務局は、一般市民に対する条約の普及啓発及び世界遺産を脅かす危険の周知を目的とした活動の企画・実施に関して、締約国を援助する。事務局は、締約国に対して、国際的援助の枠を通じた融資対象となる現地での公開、教育プロジェクトについて助言を行う。諮問機関及び適切な国家機関がそのようなプロジェクトについて助言を求められる場合もある。

教育

- 219.** 世界遺産委員会は、教材、教育活動、教育プログラムの開発を奨励、支援する。

国際的援助

- 220.** 締約国は、各対象者に合わせた様々な学習環境を通して、可能な限り学校、大学、博物館及びその他の地域や国の教育当局の参加を得て、世界遺産に関する質の高い教育活動を開発することが推奨される。
- 世界遺産条約第 27 条第 1 項参照
決議 43 COM 11A 参照
- 221.** 事務局は、ユネスコ教育セクターその他のパートナーと協力し、世界各地の中等学校での利用を目的とした世界遺産教育教材「子供のための世界遺産」(World Heritage in Young Hands)を作成し出版している。同教材は他の教育レベルにも準用できる。
- 「子供のための世界遺産 (“World Heritage in Young Hands”）」(英語版)は下記より入手可。
<https://whc.unesco.org/en/wheducation/>
- 222.** 締約国は、普及啓発および教育のための活動又はプログラムの開発及び実施のために、国際的援助を世界遺産基金による国際的援助を要請することができる。
(VII 章参照)。

VII. 世界遺産基金及び国際的援助

VII.A 世界遺産基金

223. 世界遺産基金は、ユネスコ財政規則の規定に準拠して、条約により設立された信託基金である。基金の資金は、締約国が条約に拠出する分担金及び任意拠出金、および基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金から成る。 世界遺産条約第 15 条参照
224. 基金の規約は、<https://whc.unesco.org/en/financialregulations> に掲載の文書 WHC/7 に示されている。(英語)

VII.B. その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ

225. 可能な範囲で、国際的援助のための追加的資金を他の資金源から調達するために世界遺産基金を運用する。
226. 委員会は、世界遺産一覧表記載資産のための国際的援助キャンペーンその他のユネスコプロジェクトのために世界遺産基金に対して支払われた拠出金は、条約の第 V 節に則り、かつ当該キャンペーン又はプロジェクトの実施のために作成される協議書に準拠して、受けつけ、運用することを決定した。
227. 締約国が、世界遺産基金に対する分担金の支払いに加えて、更なる条約支援を行うことを歓迎する。この任意の支援の方法としては、世界遺産基金に対する追加的拠出、又は、遺産に対する直接的な財政的貢献、技術的貢献が考えられる。 世界遺産条約第 15(3) 条参照
228. 締約国は、世界遺産の保護を目的としてユネスコにより組織される国際的な募金運動に参加することが推奨される。
229. 世界遺産のためのキャンペーンその他のユネスコプロジェクトに対して、寄附を行うことを考える締約国等は、世界遺産基金を通じて寄附を行うよう推奨される。
230. 締約国は、世界遺産保全の努力を支援するための募金を目的とする国の財団又は団体及び公私の財団又は団体の設立を奨励することが推奨される。 世界遺産条約第 17 条参照
231. 事務局は、世界遺産委員会が採択した決議と戦略、及びユネスコ規則に従い、世界遺産保全のために財政的・技術的資源を動員することを支援し、官民の機関とのパートナーシップ構築を含み、資源の動員に積極的に携わる。 「包括的パートナーシップ戦略」は”Separate strategies for engagement with individual categories of partners”を含む。決議 192 EX/5.INF 決議 43 COM 11A 参照 決議 39 COM 11 参照
232. 事務局は、世界遺産基金の利益となる外的資金調達の際の原則として、ユネスコ「包括的パートナーシップ戦略」を参照すること。この文書は、以下で入手できる。
<http://en.unesco.org/partnerships> (英語)

VII.C 国際的援助

233. 条約は、締約国が自国の領域内に存在する、世界遺産一覧表に記載されている又は潜在的に記載されることが適当な文化遺産、自然遺産を保護するための国際的援助を提供する。国際的援助は、世界遺産及び暫定リスト記載資産の保全管理について、十分な（人的、財政的）資源が国内では確保できない場合に、国による取組みと補完する補助的なものと位置づけられる。
- 世界遺産条約第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条～第 26 条参照
234. 国際的援助は、*世界遺産条約*に基づいて設置された世界遺産基金を第一の資金源とする。委員会は、2 年ごとに国際的援助の予算の決定を行う。
- 世界遺産条約*セクション IV
235. 世界遺産委員会は、締約国の要請に応じて、様々な国際的援助の調整と割り当てを行う。以下に、国際的援助の種類を、優先順に示す。詳細は早見表を参照。
- 決議 30 COM 14A 参照
決議 36 COM 13.I 参照
- a) 緊急援助
 - b) 保全及び管理に係る援助（研修・研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合）
 - c) 準備援助

VII.D 国際的援助の原則と優先順位

236. 国際的援助の供与は、危機にさらされている世界遺産一覧表に掲載されている資産を優先する。委員会は、世界遺産基金による援助の相当分が、危機にさらされている世界遺産一覧表記載資産に確実に割り当てられるようにするための特別予算枠を設けている。
- 世界遺産条約第 13 条第 1 項参照
237. 世界遺産基金に対する分担金又は任意拠出金の支払いに未払いがある締約国は、国際的援助を受けることができない。但し、緊急援助の要請についてはこの限りではない。
- 決議 13 COM XII.34 参照
238. 戦略目標を達成するため、委員会は、委員会の決定若しくは、定期報告書のフォローアップとして委員会が採択する地域別プログラムにおいて設定された優先順位に従い、国際的援助の供与を行う。(第 210 段落参照)。
- 決議 26 COM 17.2
決議 26 COM 20
決議 26 COM 25.3
決議 36 COM 13.I 参照
239. 上記第 236 段落から第 238 段落に概説した優先順位に加え、国際的援助供与に係る委員会決議は、以下の点について考慮の上で採択される。
- 決議 43 COM 11A 参照
- a) 当該援助が、触媒作用・相乗効果（「シードマネー」）により、他の資金源からの財政的技術的支援を引き出す可能性
 - b) 利用可能な基金が限られており、選択が必要である場合、以下が優先される：

決議 31 COM 18B 参照

- 国連経済社会理事会開発政策委員会の定義による後発開発途上国又は低所得国
 - 世界銀行の定義による低中所得国
 - 小規模島嶼開発途上国(SIDS)
 - 紛争終結国
- c) 世界遺産に対して講じるべき保護措置の緊急性
- d) 被援助国から当該活動に対する立法上のコミットメント、行政上のコミットメント、さらにできれば、財政上のコミットメントが得られるかどうか
- e) 当該活動が、戦略目標の推進に及ぼす影響、あるいは「持続可能な開発の視点を世界遺産条約のプロセスに統合するための政策文書」又は「気候変動が世界遺産資源に及ぼす影響に関する政策文書」などの委員会が採択した方針の実施に及ぼす影響 第 26 段落参照
- f) 当該活動が、リアクティブモニタリングの過程及び/又は地域別定期報告の分析を通じて特定された（援助）ニーズにどの程度応えているか 決議 20 COM XII 参照
- g) 当該活動が、科学的研究及び費用対効果の高い保全技術の開発という点において模範となるかどうか 国際的援助予算総額の 65 % を文化遺産、35%を自然遺産に充当する。
- h) 当該活動の費用及び期待される効果 決議 31 COM 18B
決議 36 COM 13.I
決議 37 COM 12.II 参照
- i) 専門家のトレーニング及び一般市民への普及啓発に関する教育効果
- j) 特にジェンダー平等や、地域社会及び先住民族の関与に関しての、活動の包括性

240. 文化遺産と自然遺産の間の資源配分及び保全及び管理に係る援助と準備援助の間の資源配分についてバランスを保つ。この配分については、委員会が、定期的に見直しを行い決定する。但し、2年ごとの2年目については、議長もしくは世界遺産委員会がこれを行う。

VII.E 早見表

決議 36 COM 13.I
 決議 30 COM 13.13
 決議 43 COM 11A 参照

241.

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
緊急援助	<p>本支援は、危機にさらされている世界遺産一覧表又は世界遺産一覧表に掲載されている遺産で、重大な被害を受けている遺産又は突然の予測されなかった現象により差し迫った危機に脅かされている遺産の確実な危険又は潜在的危険に対処することを目的として要請できる。地盤沈下、広域火災、爆発、洪水、戦争などの人的災害が含まれる。本支援は、腐敗、汚染、浸食といった漸進的原因による被害及び悪化については対象としない。厳密に世界遺産の保全に関係した緊急事態に対応するものである（決議 28 COM 10B 2.c 参照）。必要な場合は、1カ国内に存在する複数の遺産に対して利用される場合もある（決議 6 EXT. COM 15.2 参照）。右に示した予算上限額は、世界遺産1件についてのものである。</p> <p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 遺産を保護するための緊急的措置の実施 (ii) 遺産の緊急計画策定 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$75,000 まで</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>
準備援助	<p>本支援は、以下を目的として要請することができる（以下優先順位の高いものから）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界遺産一覧表への記載がふさわしい資産の国別暫定リストの作成、改定；諮問機関によるテーマ別研究のような、承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイトを優先的に掲載することについて締約国のコミットメントが求められる。 (ii) 同一の地理的文化圏における国別暫定リストの統合のための会議の開催 (iii) 世界遺産一覧表推薦書の作成（基礎情報の収集、完全性、真実性を含めた OUV の証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など推薦資産とその他の類似資産との比較を行う比較分析を含む）（付属資料 5 の 3.2 参照）。承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイト及び/又は、特に世界遺産一覧表に掲載された遺産をもたない若しくは十分代表されていない締約国において、初期調査の結果更なる検討が正当化されているサイトを優先する。 (iv) 世界遺産委員会で検討するための、保全及び管理に関する援助要請の作成 	<p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで</p>	<p>随時</p> <p>10月31日</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
保全及び管理に係る援助 (研修、研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合)	本支援は、	(i)から(vi)について	(i)から(vi)について	(i)から(vi)について
	(i) 世界遺産の認定、モニタリング、保全、管理、公開に係る全レベルの一般職員及び専門職員の研修(集団研修中心)	US\$ 5,000 まで	随時	世界遺産センター長
	(ii) 世界遺産に資する科学的調査又は世界遺産の保全、管理、公開に係る科学的課題及び技術的課題についての研究	US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで	10月31日	委員会議長
	(iii) 世界遺産に利益をもたらす遺産保護に関する国の政策又は法的枠組みの確立/改定	US\$ 30,000 超	10月31日	委員会
	注: ユネスコにより行われている個々の研修コースへの要請は、事務局から入手可能な、標準の「フェロウシップ申請」書式を用いて行うこと。			
	(iv) 危機にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のための専門家、技術者、経験者の派遣			
	(v) 危機にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために締約国が必要とする機材の供与			
	(vi) 危機にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために実施される活動への低利子融資、又は無利子融資。利子の長期返済も可。			
(vii) 地域的、国際的取組み(プログラム、活動、会議の開催)	(vii)及び(viii)について	(vii)及び(viii)について	(vii)及び(viii)について	
-対象地域内の国において条約への関心を醸成することを支援する。	US\$ 5,000 まで	随時	世界遺産センター長	
-条約の適用に対してより活発な参加を促進するため、条約の履行に関する様々な課題に対して普及啓発を行う。	US\$ 5,001 から US\$ 10,000	10月31日	委員会議長	
-経験を共有する機会を提供する。				
-教育、広報、普及啓発計画及び活動(特に、世界遺産保全活動に若者の参加がある場合)の共同実施を推進する。				
(viii) 国内的取組み				
-条約をより知らしめるために開催される(特に若者の間での)会議又は、条約第17条に規定される世界遺産関連団体の設立のための会議				
-条約及び世界遺産一覧表の(特定の資産のためではなく)一般的な普及啓発活動のための、特に若者を対象とした、教材、広報材料(パンフレット、出版物、展示物、映画、マルチメディア等)の作成、検討				
を目的として要請することができる。				

VII.F 手続き及び書式

242. 国際的援助の要請を提出する全ての締約国は、各要請の想起、計画、詳細検討に際して、事務局及び諮問機関と協議することが推奨される。締約国の活動を推進するため、参考となる国際的援助要請書の事例の提供も、要請により可能である。
243. 国際的援助の申請書式を、付属資料 8 に示す。（国際的援助の）種別、融資規模、提出期限、および承認権限機関については VII.E 章の早見表にまとめて示した。
244. 要請は、英語又はフランス語により作成し、しかるべく署名を付した上で、締約国のユネスコ国内委員会、ユネスコ常駐代表及び/又は適切な政府機関（省庁）により下記住所に送致すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1104

E-mail: wh-intassistance@unesco.org

245. 国際的援助要請は、締約国から電子メールで、又は世界遺産センターホームページ(<https://whc.unesco.org>)のオンライン書式から入力して提出することができる。正式な署名を付した原本を追って提出すること。 決議 43 COM 11A 参照
246. 申請書式中で要求されているすべての情報を提供することが大切である。適宜、必要に応じて、追加情報、報告書等によって要請書の補足を行っても良い。

VII.G 国際的援助要請の評価

247. 要請書が完全に整えられていれば、要請金額に関わりなく、すべての要請書は事務局によって審査される。さらに、予算が 30,000 米ドルを超える要請は、以下の通り審査される。
- 決議 43 COM 11A 参照
- a) 文化遺産に関する要請は、ICOMOS（すべての種別の援助）及び ICCROM（準備の援助を除く、すべての種別の援助）が審査する。
- b) 自然遺産に関する要請は、IUCN が審査する。
- c) 複合遺産に関する要請は、ICOMOS と IUCN（すべての種別の援助）及び ICCROM（準備の援助を除く、すべての種別の援助）が審査する。
- 緊急支援の要請については、事務局は最長 10 営業日以内に処理する。
- 予算が 30,000 米ドル未満の要請の審査については、事務局は必要に応じて、諮問機関の助言を求めることがある。
- ICOMOS、IUCN、ICCROM は、各プロジェクトにおいて 1 団体以上の諮問機関の関与が明確に求められるすべての要請について、助言を求められる。
248. 削除 決議 43 COM 11A 参照
249. 削除 決議 43 COM 11A 参照
250. 削除 決議 43 COM 11A 参照
251. 国際的援助要請の評価に使用される基準の要点を付属資料 9 に示す。 決議 31 COM 18B
決議 43 COM 11A 参照
252. 世界遺産センター地域デスクの代表、諮問機関の代表、可能であれば世界遺産委員会議長、若しくは議長により任命された人物（オブザーバー権限）から成るパネルは、年 1 回ないし 2 回の会合をもって、US\$5,000 を超える国際的援助の要請（緊急支援を除く）を審査し、議長及び/若しくは委員会に提言を行う。 決議 31 COM 決議 18B
決議 36 COM 13.I
決議 43 COM 11A 参照
253. 議長は、自らの出身国が提出した要請については、承認する権限をもたない。この場合は、委員会により審査が行われる。
254. US\$5,000 を超える準備援助若しくは保全及び管理に関する援助の要請書は 10 月 31 日以前に（10 月 31 日を含む）事務局に受理されていなければならない。不完全な書類は、11 月 30 日までに完全な書類が再提出されなかった場合、締約国に差し戻され、次のサイクルに提出しなければならない。完全 決議 36 COM 13.I
決議 43 COM 11A 参照

な申請書は 1 月に開催される最初のパネルにおいて審議される。パネルが肯定的な提言/否定的な提言を行った申請は、議長/委員会での決定を得るために議長/委員会に提出される。最初のパネル後に修正された申請書について、2 回目のパネルが開催される場合は、少なくとも委員会の 8 週間前までに開催される。重大な修正のために差し戻された申請書は、(事務局で) 受理された日にちに依りて、パネルで審査される。微細な修正のために差し戻され、再審査を必要としない申請書は、最初に審査が行われた年の年内に再提出しなければならない。さもなければ、次回のパネルに再提出される。提出の手順の詳細を示した図を付属資料 8 に示す。

VII.H 契約手続き

- 255.** ユネスコ及び関係締約国又はその代表は、ユネスコ規則に則り、又、承認された申請書にもともと記載されていたワークプランと予算内訳に基づいて、承認された国際的援助の実施に関する合意書を締結する。

VII.I 国際的援助の評価及びフォローアップ

- 256.** 要請された国際的援助の実施状況に関して、モニタリング及び評価を、活動完了後 3 カ月以内に実施する。この評価結果は、諮問機関と事務局が協働して照合を行い、定期的に委員会による審査を受ける。
- 257.** 委員会は、国際的援助の実施、評価及びフォローアップを審査し、国際的援助の効果を評価するとともに優先順位の見直しを行う。

VIII. 世界遺産エンブレム

VIII.A 前文

258. 第2回世界遺産委員会（ワシントン、1978年）において、委員会は Michel Olyff 氏のデザインによる世界遺産エンブレムを採用した。このエンブレムは、文化遺産と自然遺産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、二つが密接に結ばれている。本エンブレムは地球のように丸く、同時に、保護を表すシンボルである。条約の象徴であり、締約国の条約への固い支持を意味し、世界遺産一覧表記載資産を顕彰する。一般市民の条約の知識と結びつき、条約の信用性及び名声の証である。そして何よりも、条約の存在理由である「普遍的価値」の印である。 決議 43 COM 11A 参照
259. 委員会は、エンブレムの使用について、色及び大きさについては、用途や技術的制約に応じて、また、芸術的な考えから自由に決定して良いと決定した。但し、エンブレムの使用に当たっては、常に、“WORLD HERITAGE. PATRIMOINE MONDIAL”という文字をつけなければならない。なお、“PATRIMONIO MUNDIAL”とある部分（エンブレムの頭頂部）は、エンブレムが使用される国の国語による訳語で置き換えることができる。



260. エンブレムの不適切な使用を防止しつつ、出来る限りエンブレムが人の目にふれるようにするため、委員会は、第22回世界遺産委員会（京都、1998年）において、以下に示す「世界遺産エンブレムの使用に関する指針及び原則」を採択した。加えて、「用途表」（付属資料14）」に補足的指針を示す。 決議 39 COM11 参照

261. 条約にはエンブレムへの言及はないが、委員会は 1978 年の採択以来、条約の下に保護され世界遺産一覧表に記載された遺産の印として当該エンブレムの使用を推進してきた。

262. 世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの用途の決定及び使用方法に関する政策決定を行う。2007 年 10 月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（"Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO²⁶"）」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料 14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。

決議 39 COM11 参照

263. 第 26 回世界遺産委員会（ブダペスト、2002 年）の要請に基づき、2003 年 5 月 21 日のパリ会議で、世界遺産エンブレムは、周囲を囲む文字の有無にかかわらず、「工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年採択、1967 年ストックホルムにて改訂）」第 6ter 条に基づいて加盟国に通知、受理された。これにより、ユネスコ及び世界遺産条約と関係のないところで世界遺産エンブレムを使用したり、その他乱用されたりすることがないように、パリ条約加盟国が国内制度によって防止策をとることをユネスコは要請する。

決議 26 COM 15

決議 39 COM 11 参照

264. 本エンブレムには、募金を誘引する潜在性があり、エンブレムを付した製品のマーケティング価値を為けることに利用できる。条約の目的を推し進め、条約について世界中に知らしめるためにエンブレムを活用する一方で、エンブレムの不正確な使用、不適切な使用、未認可の商業利用等を防止する必要とのバランスをとることが必要である。

265. エンブレムの使用に関する指針及び原則、及び品質管理規定は、（エンブレムを使用して行われる世界遺産の）普及啓発活動への協力を妨げるものであってはならない。エンブレム利用の審査及び決定を管轄する部局は、以下に示す条件、及び用途表（付属資料 14）に示す条件に基づいて決定を行うことができる。

決議 39 COM11 参照

VIII.B 適用範囲

266. ここに示す指針及び原則は、以下の主体によるエンブレムの使用のすべてに適用される。

決議 39 COM11 参照

- a) 世界遺産センター
- b) ユネスコ広報部その他のユネスコ部局

²⁶（原文注 14）ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（*Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO*）の最新版は、第 34 回ユネスコ総会決議 86 の付属資料、若しくは <http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001560/156046e.pdf> を参照。

- c) 各締約国の条約²⁷履行責任機関・委員会
- d) 世界遺産
- e) その他契約に基づく使用者（特に、商業目的による使用を主とする者）

VIII.C 締約国の責務

267. 条約締約国は、それぞれの国内において委員会が認定していない団体又は目的にエンブレムが使用されることがないように、可能な範囲であらゆる対策を講じることが求められる。締約国が、商標関連諸法を含む国内法を最大限活用することが推奨される。

VIII.D 世界遺産エンブレムの適切な使用

268. 世界遺産一覧表に記載された資産は、ユネスコのロゴと本エンブレムを併用して顕彰すること。但し、当該資産を視覚的に損なうことのないように配慮すること。

世界遺産一覧表記載記念銘

269. 資産が世界遺産一覧表に記載された場合は、締約国は、可能な限り、記載を記念する記念銘を設置すること。記念銘は、当該国の国民及び外国からの訪問者に向けて、訪れた遺産が国際社会に認定された特別の価値を有することを周知することを目的とする。言い換えれば、当該遺産は特別な存在であり、一国のみに留まらず世界全体にとって価値あるものである。しかしながら、これら記念銘は、世界遺産条約について、少なくとも世界遺産の概念と世界遺産一覧表について、一般市民に周知するという役割もあわせ持つ。

270. 委員会は、記念銘の製作に関し、以下の指針を採用した。

- a) 記念銘は、遺産の外観を損なわないように、かつ容易に訪問者の目につくように設置すること。
- b) 世界遺産エンブレムを記念銘上に表示すること。
- c) 銘文は、遺産の顕著な普遍的価値について言及すること。この点では、遺産の傑出した特徴を簡潔に説明することが有益である。締約国は、様々な世界遺産関係出版物や世界遺産の展示会で使用されている展示説明文を使用することもできる。それらは事務局から手に入れることができる。
- d) 銘文は、世界遺産条約、特に世界遺産一覧表、及びこの一覧表への記載が意味する国際的な認知について言及すること。（但し、第何回の世界遺産委員会で記載

²⁷ (訳注)世界遺産条約のこと

されたかについてまで言及する必要はない。) 外国からの訪問者が多く訪れる遺産においては、複数の言語で文章を作成することが適切と考えられる。

271. 以下に本委員会による文例を示す。

『(資産名称) は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載されています。世界遺産一覧表への記載は、文化遺産又は自然遺産としての顕著な普遍的価値をもち、全人類の利益のために保護すべき遺産であることを証明するものです。』

“(資産名称) has been inscribed upon the World Heritage List of the Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. Inscription on this List confirms the outstanding universal value of a cultural or natural property which deserves protection for the benefit of all humanity.”

272. 上記に続けて当該資産の簡潔な説明を付加することも考えられる。

273. 更に、国内機関(National Authority)は、世界遺産がレターヘッド、パンフレット、スタッフのユニフォームなどに幅広くこのエンブレムを利用するよう推進すること。

274. 世界遺産条約及び世界遺産の関連製品²⁸の製造権を得た第三者は、エンブレムが適正に見えるようにしなければならない。又、当該製品専用としてエンブレム又はロゴに変更を加えてはならない。

VIII.E 世界遺産エンブレムの使用に関する原則

275. 管轄当局は、エンブレムの使用に関する決定を行うにあたって、以下の原則を適用するよう求められる。 決議 39 COM11 参照

- a) エンブレムは、条約について周知するために、条約の業に実質的な関連を有する全てのプロジェクト(技術的、法的に可能であれば既に承認、採択されたものを含む)に利用することが望ましい。
- b) エンブレムの利用を承認する決定は、販売される商品の数量や想定される収益ではなく、エンブレムを使用する製品の質及び内容によって決定されるべきである。承認の主な判断基準は、世界遺産の原則および価値観に関わる提案製品の教育的、科学的、文化的、芸術であるべきである。カップ、Tシャツ、ピン、その他旅行者の観光みやげなど、教育的価値を持たない製品若しくは極乏し

²⁸ 英語原文は communication products

い製品にエンブレムを使用することを、むやみに承認すべきではない。但し、委員会の会合や記念銘披露の式典などの特別なイベントには、本方針の例外的扱いが検討される。

- c) エンブレムの使用許可に関する決定は、あいまいさを残さず、世界遺産条約に明示された目的及び価値観はもとより、同条約に暗示される目的及び価値観にも適合するものでなければならない。
- d) 以上の原則に則って許可された場合を除き、営利団体は、世界遺産への支持を表すためという理由で商品等に直接エンブレムを使用してはならない。一方、委員会は、個人、組織又は企業が、自ら適用と考える世界遺産関連書物又は製品を出版、販売することは自由であると認識している。しかし、世界遺産のエンブレムを使用することは、委員会の占有的特権であり、公式の認可は、本「指針及び原則」及び「用途表」の規定するところに従って運用される。
- e) その他の契約による関係者によるエンブレムの使用は、通常、提案された使用が、直接世界遺産をとり扱う場合に限り認可される。そのような使用は、関係国の国内機関 (National Authority) の承認を得た後に許可することができる。
- f) 例えば、一般的なセミナー、科学的テーマ及び/又は保全技術についてのワークショップなど、具体的な世界遺産が関係していない又は主要な論点ではない場合、「指針及び原則」及び「用途表」に準じて、限定的許可を与えることができる。そのような使用を求める要請は、どのように条約の業を高めることが期待できるかについて具体的に説明することが求められる。
- g) エンブレムの使用許可は、例外的な場合又は世界遺産一般若しくは特定の世界遺産に対するはっきりとした利益が証明できる場合を除き、旅行代理店、航空会社、その他商業目的を主として業を営むものに与えてはならない。このような使用の要請については、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠した承認を必要とする。この要請は、関係する国内機関 (National Authority) の公式の承認を必要とし、かつユネスコ世界遺産センターとの間との具体的なパートナーシップ合意を結ぶ必要がある。

事務局は、旅行会社、その他類似の企業から、エンブレムの使用に対する金銭の支払いと交換に、広告、旅行、又はその他のプロモーションの申し入れを受け入れてならない。

「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」(192 EX/5-INF) 及び PACT 戦略 (文書 WHC-13/37.COM/5D)

決議 37 COM 5D

- h) 商業上の収益が想定される場合、事務局は、世界遺産基金に収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び基金への利益配分についての合意内容を記録した契約書又はその他の合意書を締結すること。商業目的の利用の場合、事務局の職員等にかかる人権費及び関連経費のうち通常の業務の範囲を超える分については、エンブレム使用許可の申請者が全額負担する。

また、国内機関 (National Authority) は、遺産又は世界遺産基金に、収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び売上げの配分についての合意内容を書面にすることが求められる。

- i) 事務局が頒布する必要があると考える製品を製造するためにスポンサーを探す場合は、少なくとも、「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」(192 EX/5.INF) 及び PACT 戦略 (文書 WHC-13/37.COM/5D) の基準及び委員会が規定する追加的資金調達のガイダンスに則って行う。そのような製品の必要性は、書面により解説し、その正当性を証明することとし、委員会が規定する方法により承認を受ける必要がある。
- j) ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名を伴った世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針では「商業利用」をみなす。そのような利用については、具体的な契約合意 (2007 年ユネスコロゴ指令、第 3 条 2.1.3 から援用する定義) によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。

VIII.F 世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き

国内機関 (National Authority) の合意

276. 国内機関(National Authority)は、当該事業 (国内事業、国際事業) が自国の領域内に存在する世界遺産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関 (National Authority) の決定は、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠して行われること。 決議 39 COM11 参照

277. 締約国は、事務局に対して、エンブレムの使用についての管理を担当する機関の名称及び住所を連絡することが推奨される。 1999 年 4 月 14 日付け回覧書簡
<https://whc.unesco.org/circs/circ99-4e.pdf> (英語)

クオリティコントロール

278. その他のエンブレムの使用承認申請については、以下の手順を適用する。 決議 39 COM11 参照

- a) エンブレムの使用目的、使用期間及び領域に関する法的有効性を示した要請書を、世界遺産センター長宛に送付する。
- b) 世界遺産センター長は、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する。「指針及び原則」及び「用途表」にないケース若しくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。許可されたエンブレムの使用に関して、年次報告が世界遺産委員会に提出される。
- c) 不特定の期間にわたり、広域に頒布される製品へのエンブレム使用承認は、製造者が関連国と協議を行い、関連遺産に関する文章及び画像についての裏書を、事務局への費用負担を発生させることなく得ることを条件とする。又、このことがなされた証明を添付すること。承認される文章は、委員会の公用語の 1 つ又は当該国の言語を用いること。締約国が、第三者のエンブレム使用を承諾する際の書式のモデルを以下に示す。

内容承諾書 (Content Approval Form)

[責任を有する国内団体の名称]は、[国の名称]の領域内に存在する世界遺産に関する文章および写真の内容についての承認を行う責任機関として正式に認定された機関として、ここに、[製造者名]が、世界遺産 [資産の名称]に関して提示した文章及び画像を [承認する] [以下の変更を条件として、承認する] [承認しない] (適用されない記載事項を削除し、必要に応じて、修正文又は署名付き訂正箇所リストを添付する)。

[Name of responsible national body], officially identified as the body responsible for approving the content of the texts and photos relating to the World Heritage properties located in the territory of **[name of country]**, hereby confirms to **[name of producer]** that the text and the images that it has submitted for the **[name of property(ies)]** World Heritage property(ies) are **[approved]** **[approved subject to the following changes requested]** **[are not approved]**

注:

すべてのページに、国内責任者のイニシャルを付すことが推奨される。

国内機関 (National Authority)は、内容の審査のため、受領確認時点から 1 ヶ月間が与えられる。管轄国内機関 (National Authority)が書面により期間延長を要請しない限り、一ヶ月が経過した時点で、製造者は内容が暗黙に承諾されたものとみなしてよい。

文章は、両者の都合の良いように、委員会の2つの公用語のうち1つ又は遺産が存在する国の公用語（複数の公用語がある場合はそのひとつ）で作成し、国内機関（National Authority）に提示されることとする。

- d) 要請を審査し、適当であると判断したのち、事務局は、パートナーと合意書を締結することができる。
- e) 世界遺産センター長が、要請されたエンブレムの使用が適切でないと判断した場合、事務局は書面によりその決定について申請者に通知する。

VIII.G クオリティコントロールに関する締約国の権利

279. エンブレムの使用承認は、国内機関（National Authority）が関係製品に対して品質管理を行うことができるという条件と切り離すことはできない。

- a) 条約締約国だけが、各国の領域内に存在する遺産に関して、世界遺産エンブレムのもとに配給される製品の内容（画像及び文章）に対する許可権限を有する。
- b) エンブレムを法的に保護する締約国は、エンブレムの使用を吟味しなければならない。
- c) その他の締約国は、提案された使用を審査することを選択するか、提案を事務局に照会することができる。締約国は、適切な国内機関（National Authority）を特定し、提案された使用を審査することを希望するか、不適切な使用について特定するかについて事務局に通知する責任を有する。事務局は、管轄する国内機関（National Authority）の一覧表を維持する。

IX. 情報の管理・提供

IX.A 事務局による情報の保管

280. 事務局は、世界遺産委員会及び世界遺産条約締約国会議に関連する全ての文書をデータベースにして管理する。当該データベースは、以下に公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/documents> (英語)

281. 事務局は、暫定リストの提出物、事前評価の申請、世界遺産推薦書について、地図及び締約国から受領した関連情報のコピーを含み、ハードコピー及び可能なものは電子書式の形式にて、確実にアーカイブ化を行う。事務局はまた、諮問機関による審査その他の書類、締約国との通信文及び各種報告書（リアクティブモニタリング及び定期報告を含む）、事務局及び世界遺産委員会からの通信文、資料など、記載資産に係る関連情報のアーカイブ化を行う。

282. アーカイブ化した資料は、長期にわたる保存に適した形で保管される。紙資料、電子形式のそれぞれに適切な方法で保管される。締約国に公開するための資料は、要請に応じて用意される。

283. 委員会によって世界遺産一覧表に記載された資産の推薦書の閲覧は、要請に応じて認められる。締約国自身が、各自のウェブサイト上に推薦書をアップロードすることが強く推奨される。又、そのようにした場合は、事務局へ連絡することが推奨される。推薦書を作成する締約国は、自国の領域内の資産を認定し推薦書を作り上げる際のガイドとしてこの情報を利用することが考えられる。

284. 記載された各遺産に関する諮問委員会の審査及び委員会決定は、世界遺産センターのウェブサイト上にある世界遺産一覧表の各遺産専用ページで公開されている。一覧表に記載されていない資産については、諮問委員会の審査が、世界遺産センターのウェブサイト上にある当該推薦が審査された委員会合専用ページで公開されている。

決議 43 COM 11A 参照

IX.B 世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供

285. 事務局は、委員会メンバー国用のメーリングリスト(wh-committee@unesco.org)及び、締約国用のメーリングリスト(wh-states@unesco.org)を運用する。このリストの作成の為、締約国は、適切な電子メールアドレスを提供するよう求められる。電子メールのメーリングリストは、締約国に対する伝統的連絡手段に置き換わるものではなく、これを補完して、事務局文書の作成状況、会合スケジュールの変更、委員会メンバー国及び締約国に関係する種々の課題に関する連絡を、タイムリーに伝達することを可能にするものである。

286. 委員会メンバー国、締約国及び諮問機関を利用者とする特定の情報は、世界遺産センターのウェブサイト (<https://whc.unesco.org>) にアクセス制限付きで掲載されている。 決議 43 COM 11A 参照

287. 事務局はまた、委員会決定及び締約国会議決議をデータベースにして管理する。以下で公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/decisions> (英語) 決議 28 COM 9 参照

IX.C. 一般向けの情報提供、出版物の発行

288. 事務局は、可能な限り、世界遺産及びその他の関連事項に関する情報で、一般公開・著作権フリーの情報へのアクセスを提供する。

289. 世界遺産に関連した課題に関する情報は、事務局のウェブサイト (<https://whc.unesco.org>)、諮問機関のウェブサイトや図書館で入手できる。オンラインデータベースおよび関連ウェブページの一覧表を巻末の参考文献に示す。

290. 事務局は、「世界遺産一覧表」、「危機にさらされている世界遺産一覧表」、「世界遺産の資産概要」、「世界遺産ペーパー」シリーズ、ニュースレター、パンフレット、および情報キットなど幅広い出版物の作成を行っている。さらに、専門家を対象にした情報や一般の読者を対象とした情報の提供を展開している。世界遺産に関する出版物の一覧表を、巻末参考文献及び以下に示す。
<https://whc.unesco.org/en/publications> (英語)

これらの出版物は、直接一般の読者に配布されるほか、締約国及び世界遺産パートナーによる全国的、国際的ネットワークを通じて頒布される。

付属資料



条約批准書／受諾書書式見本

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」は 1972 年 11 月 16 日に第 17 回
ユネスコ総会で採択された。

よって、_____ 政府は上述の条約を検討し、ここに同条約を

[批准し

[承諾し、同条約に含まれる条項を履行する旨誠実に約束する。

以上の証しとして、私は本書に署名捺印した。

20_____年_____月_____日、_____にて実施。

(印)

国家元首

首相、または

外務大臣の署名

- 批准書／受諾書見本はユネスコ世界遺産センターおよび <https://whc.unesco.org/en/convention/> で入手できる。
- 記入し署名した本書の原本は、なるべく英語またはフランス語の公式翻訳を添え、ユネスコ事務局長宛て（7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France）に送付すること。



加入書書式見本

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」は 1972 年 11 月 16 日に第 17 回
ユネスコ総会で採択された。

よって、_____ 政府は上述の条約を検討し、ここに同条約に加入
し、同条約に含まれる条項を履行する旨誠実に約束する。

以上の証しとして、私は本書に署名捺印した。

20____年____月____日、_____にて実施。

(印)

国家元首

首相、または

外務大臣の署名

- 加入書の書式はユネスコ世界遺産センターおよび <https://whc.unesco.org/en/convention/>で
入手できる。
- 記入し署名した本書の原本は、なるべく英語またはフランス語の公式翻訳を添え、ユネ
スコ事務局長宛て（7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France）まで送付すること。



● 暫定リスト提出書式

締約国： 提出日：
 提出者：
 氏名： Eメール：
 住所： Fax：
 所属： 電話：

資産の名称：

州、省／県または地域：

緯度・経度座標またはユニバーサル横メルカトル（UTM）座標：

内容：

顕著な普遍的価値の証明：

（世界遺産一覧表への記載に値する当該資産の価値の予備的特定）

適合する基準 [作業指針の第 77 段落を参照]：

（提示基準に対応する欄にチェックし、それぞれ採用の根拠を示すこと）

(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(vii)	(viii)	(ix)	(x)
-----	------	-------	------	-----	------	-------	--------	------	-----

真実性および／または完全性の言明[作業指針の第 78 から 95 段落を参照]：

他の類似資産との比較：

（この比較では、世界遺産一覧表記載の有無を問わずその他の資産との類似性、および当該資産を傑出しているとする理由を概説すること）

- 暫定リスト提出書式はユネスコ世界遺産センターおよび <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> で入手できる。
- 暫定リスト作成についての詳しい手引きを *作業指針* の第 62 から 67 段落に示す。
- 記入した暫定リスト提出書式の例を <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> に示す。
- 締約国が提出したすべての暫定リストは <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> で入手できる。
- 記入し署名した暫定リスト提出書式の原本は英語またはフランス語に訳し、ユネスコ世界遺産センター（7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France）宛てに送付すること。
- 締約国はこの情報を電子書式（USB フラッシュメモリまたは CD-ROM）もしくは Eメールで wh-tentativelists@unesco.org へも提出するよう推奨される。



複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦する予定
の資産についての暫定リスト提出書式

締約国： 提出日：
提出者²⁹：
氏名： Eメール：
職名：
住所： Fax：
所属： 電話：

1.a 複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦する予定の資産の名称³⁰：

1.b 他の参加締約国：

1.c 各国の構成要素の名称（複数可）：

1.d 州、省／県または地域：

1.e 緯度・経度座標またはユニバーサル横メルカトル（UTM）座標：

2.a 複数の国にまたがる資産、国境を越える推薦予定資産についての概要³¹：

2.b 構成要素の内容（複数可）：

3. 推薦する予定の資産についての全体としての顕著な普遍的価値の証明³²：
（世界遺産一覧表への記載に値する推薦予定資産の全体としての価値の予備的特定）

²⁹（原文注 15）この提出は 1.b 項に示すすべての締約国が自国の提出文書の送付を完了した場合にのみ有効となる。

³⁰（原文注 16）本項に示される本文は、複数の国にまたがる資産、国境を越える同じ推薦予定資産の提案に関わる締約国のすべての提出文書で一致している必要がある。

³¹（原文注 17）複数の国にまたがる資産/国境を越える資産については、いかなる変更もすべての関係締約国の合意を必要とする。

³²（原文注 18）複数の国にまたがる資産/国境を越える資産については、いかなる変更もすべての関係締約国の合意を必要とする。

3.a 適合する基準³³ [作業指針の第 77 段落を参照] :

(提示基準に対応する欄にチェックし、それぞれ採用の根拠を示すこと)

(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(vii)	(viii)	(ix)	(x)
-----	------	-------	------	-----	------	-------	--------	------	-----

3.b 真実性および／または完全性の言明 [作業指針の第 79 段落から第 95 段落を参照]:

3.c.1 全体として推薦を予定する資産に関連した構成要素の選定に関する価値証明

3.c.2 他の類似資産との比較³⁴ :

(この比較では、世界遺産一覧表記載の有無を問わずその他の資産との類似性、および推薦予定資産が卓越した特徴を持つとする理由を概説すること)。

³³ (原文注 19) 複数の国にまたがる資産/国境を越える資産については、いかなる変更もすべての関係締約国の合意を必要とする。

³⁴ (原文注 20) 複数の国にまたがる資産/国境を越える資産については、すべての関係締約国が当該変更合意している必要がある。



世界遺産一覧表への推薦候補資産に対する事前評価申請書式

(作業指針の第 122 段落に準拠)

- 世界遺産一覧表への推薦可能性がある資産に対する事前評価申請書式は下記のウェブサイトで見ることができる：<https://whc.unesco.org/en/nominations>
- 事前評価申請書式の作成についての詳しい手引きを作業指針のセクション III に示す。
- 記入し署名した事前評価申請書式の原本は英語またはフランス語に訳し、下記宛てに送付すること：
UNESCO World Heritage Centre
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France
電話：+33 (0) 1 4568 11 04
- 締約国はこの情報を電子書式でも（USB キーまたは E メールで wh-nominations@unesco.org へ）提出しなければならない。

注：事前評価申請書作成において、締約国は本書式を用いる必要があるが、注釈は削除すること。

事前評価申請書式	注釈
1. 推薦候補資産の特定	
1.a 国（および異なる場合は締約国）	
1.b 州、省／県または地域	
1.c 推薦候補資産の名称	スペースおよび句読点を含めて 200 文字以下とする。
1.d 緯度・経度座標	この欄には、推薦候補資産のほぼ中心地点の経緯度座標を示す。 連続性のある推薦候補資産の場合は各構成要素の名称、その地域および中心地点の座標を示した表を提示する。
1.e 推薦候補資産の特徴／属性を示す地図	推薦候補資産がどこに所在するかを示すための縮尺と凡例付きの簡潔な地図、およびその主な遺産の特徴や属性がどこに位置するかを示す別の地図を最低限提示する。 さらに詳細な地図（GIS（地理情報システム）のシェイプファイルなど）が利用可能な場合は、これを含めることが望ましい。境界および緩衝地帯の提案が存在する場合、これらの地図も提示する。
1.f 当該締約国の暫定リストに記載された推薦候補資産の名称および提出日（事務局に登録されたもの）	当該の推薦候補資産に関する暫定リストへの記載名称を正確に示す。
1.g 当該の推薦候補資産は国際的援助の仕組みによる資金を受け取っているか？	該当する場合は提供された国際的援助の範囲を簡潔に説明し、日付を特定し、諮問機関から提供された助言に関する文書があればこれを含める。
1.h 当該の推薦候補資産はアップストリームプロセスの仕組みによる助言を受けたか？	該当する場合は示された助言の範囲を簡単に説明し、日付を特定し、諮問機関から提供された助言に関する文書があればこれを含める。
1.i 国際的指定	当該の推薦候補資産がその全体または一部として、文化遺産および自然遺産の保護に関連する他の国際条約や計画に基づき重要であると国際的に認定されている場合はそれを示す（第 44 段落を参照）。 最大ワード数：500 ワード
2. 推薦候補資産の内容	
2.a 推薦候補資産の概説および歴史	主な遺産の特徴／属性や該当する地理的特徴など、推薦候補資産の簡潔な説明を示す（付属資料 5 の 2.a 項にある注釈参照）。

	<p>重要な出来事や主な遺産の特徴／属性の発展など、推薦候補資産の歴史について簡潔な説明を示す。</p> <p>最大ワード数：3000 ワード</p>
<p>2.b 推薦資産に関連する研究や史料の状況</p>	<p>推薦候補資産について利用可能な以下の要素を含む文書や関連研究の範囲の簡潔な説明を示す。すなわち、いつから始まったのか、主な出典は何か、出版の有無、主な研究が進んでいるか否か、この情報が得られる言語など判明する可能性がある知識のずれ、などである。当該の推薦候補資産の遺産の価値について適切な内容を示す参考資料を少なくとも1つ示す。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
<p>2.c 推薦候補資産のセッティング（周辺環境）</p>	<p>顕著な普遍的価値を伝える属性や特徴が推薦される資産の範囲内に位置する必要があることを念頭に、推薦候補資産の直接およびより広域なセッティング（第104、112および118bis段落を参照）、ならびにそれが顕著な普遍的価値とされるものをどのように裏付けるのか（当該の推薦候補資産の価値や属性の観点から見た特有の関係性など）を説明する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>

3. 推薦候補資産の意義	
<p>3.1.a 推薦候補資産の世界的意義</p>	<p>この推薦候補資産が <i>世界遺産条約</i> の文脈内で世界的に意義深いと考えられる理由を説明する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
<p>3.1.b 当該推薦候補資産の顕著な普遍的価値の証明に当たって該当するのはいずれの世界遺産登録基準か？ [作業指針の第77段落を参照]:</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> (i) <input type="checkbox"/> (ii) <input type="checkbox"/> (iii) <input type="checkbox"/> (iv) <input type="checkbox"/> (v) <input type="checkbox"/> (vi) <input type="checkbox"/> (vii) <input type="checkbox"/> (viii) <input type="checkbox"/> (ix) <input type="checkbox"/> (x) </p> <p>(該当する基準の欄にチェックし、それぞれ当該基準の採用根拠を示す簡単な説明を選択した基準ごとに100ワード以内で示すこと)</p>	
3.2. 推薦の戦略	
<p>3.2.a 連続性のある推薦の可能性を検討しているか？</p> <p>はい／いいえ</p>	<p>検討している場合は、連続性のあるアプローチについての説明と理由を示す。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
<p>3.2.b 国境を越える、または複数の国にまたがる推薦の可能性を検討しているか？</p>	<p>検討している場合は、推薦の戦略を計画しているか否か、および提示するアプローチはどのようなものになるかについて情報を示す。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>

はい/いいえ	
3.2.c 当該地域を文化的景観として推薦することを検討しているか？	検討している場合は、そのアプローチについての説明および理由を示す（作業指針の第 47、47bis および 47ter 段落参照）。
はい/いいえ	最大ワード数：500 ワード

4. 完全性	
4.a 推薦候補資産におけるアトリビュートの包含	<p>推薦候補資産の顕著な普遍的価値を十分に理解し表すため、その境界内に含まれると考えられる主なアトリビュート/要素を説明する。</p> <p>大きく改変された生態系や絶滅種など、そのエリアから損なわれている、または失われている重要な特徴または属性があるか？ 該当する場合はその詳細を示す。</p> <p>連続性のある推薦候補資産に対しては、提案する構成資産が当該資産全体としての顕著な普遍的価値にどのように貢献するのか説明する。</p> <p>最大ワード数：750 ワード</p>
4.b アトリビュートの保全状況および当該の推薦候補資産へ影響を与える諸条件	<p>推薦候補資産のアトリビュートの状態について、該当する場合には、物理的要素やプロセス、関連性などを含む情報を示す。当該の推薦候補資産は開発および/または放置による顕在的又は潜在的悪影響を受けているか？ そのような悪影響を除外/軽減するために、そうした要因にどう対応しているか？</p> <p>最大ワード数：750 ワード</p>

5. 真実性 [(i)から(vi)の登録基準の下で提案される推薦候補資産についてのみ]	
5.a 属性および情報源	<p>関係する各属性が、当該登録基準で表される価値をいかに誠実かつ確実に伝えるかを説明する（第 79 から 86 段落を参照）。</p> <p>最大ワード数：750 ワード</p>
5.b 該当する属性に対する変更	<p>顕著な普遍的価値を伝える能力を減じる可能性がある属性に対する変更が、どのような種類または程度生じているかを説明する。</p> <p>最大ワード数：750 ワード</p>

6. 比較分析の枠組み

<p>6.a 比較分析に提案されるアプローチ</p>	<p>推薦候補資産の顕著な普遍的価値に関連して比較分析を行うために考慮する必要があると考えられる主な因子 (factors) を概説する。</p> <p>本セクションでは、採用の必要があると考えられる比較の枠組みの主要素 (elements) (生物地理学的または地理-文化的文脈、あるいは推薦候補資産が示す特定種類の自然現象または文化的現象など) を簡潔に示す。</p> <p>最大ワード数：1500 ワード</p>
<p>6.b 他の類似遺産との比較</p>	<p>推薦候補資産に関して検討されている、最も該当する比較対照分野を一覧にする (世界遺産一覧表や暫定リスト記載資産、またはより広範な関連する比較対象資産を含む)。</p> <p>推薦候補資産が既存の世界遺産一覧表記載資産または暫定リスト記載資産その他の資産とどのように異なるのか簡潔に説明する。</p> <p>最大ワード数：1000 ワード</p>
<p>6.c 連続性のある推薦候補資産の構成要素の選択</p>	<p>連続性のある推薦候補資産の場合には、その構成要素を選択するのに用いるアプローチの詳細およびその選択の理由を示す。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
<p>6.d 世界遺産一覧表のギャップおよび十分代表されていない遺産</p>	<p>推薦候補資産が世界遺産一覧表の特定のギャップや十分代表されていない分野、またはテーマに対応しているか否か、および当該資産がよりバランスのとれた代表的な世界遺産一覧表の実現にどのように貢献するか明らかにする。</p> <p>推薦候補資産が諮問機関のテーマ別研究において言及されている場合は記載する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>

7. 保護と管理

<p>7.a 保護状況</p>	<p>国および自治体レベルでの現在の法的措置および規制措置を説明する。</p> <p>推薦候補資産の直接およびより広域なセッティングに適用する保護措置を説明する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
<p>7.b 管理状況</p>	<p>推薦候補資産の保全のための管理システムが備わるかまたは想定される場合、当該組織、優先事項、保全措置および利用できる資源の妥当性 (能力および財務面) について簡潔に内容を示す。</p> <p>推薦候補資産がすでに管理計画またはその他文書化された管理システムを有する場合、当該文書の最新版を添付する。</p>

	<p>連続性のある推薦候補資産の場合、すべての構成資産に対する全体的な管理の枠組がすでに備わるかまたは想定されているか否かについての情報を示す。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
7.c 先住民族および地域コミュニティの関与	<p>推薦候補資産が先住民族および／または地域コミュニティの土地や領域、または資源に影響を及ぼす可能性がある場合、彼らがどの程度代表されているか、彼らが暫定リストや事前評価申請書の作成にどの程度参加しているか説明する（第 64 および 123 段落を参照）。必要に応じて、計画している推薦を適切な文書で公開し、公聴会等を開催することで、先住民族から自由で、事前の、十分な情報を与えられた上での合意を得ている旨を説明する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>
7.d その他重要な疑問や課題	<p>世界遺産推薦の可能性を検討する中で今日までに特定された課題や問題、あるいは当該の推薦候補資産を検討する際に助言が必要な具体的分野があれば説明する。</p> <p>最大ワード数：500 ワード</p>

8. 担当当局の連絡先情報	
8. 公式機関／組織の名称および連絡先情報	<p>機関／組織： 住所： 電話： Eメール： ウェブサイト：</p>

9. 署名	
9. 締約国代表署名	<p>事前評価申請書の最後には締約国を代表して署名する正式な権限を与えられた者が署名を行うこと。</p>



世界遺産における真実性

はじめに

この付属資料は1994年11月1日から6日まで日本の奈良県で開催された、「世界遺産奈良コンファレンス（Nara Conference on Authenticity in Relation to the *World Heritage Convention*）」への参加者45名が起草した「真正性に関する奈良文書」を転載したものである。奈良コンファレンスはユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関）、ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）およびICOMOS（国際記念物遺跡会議）との協力で組織された。

世界遺産委員会は真正性に関する奈良での会議の報告をその第18回会議（1994年、タイ、プーケット）において審議した（文書 WHC-94/CONF.003/16 参照）。

その後の専門家会議で世界遺産の真実性に対する概念を充実させた（作業指針の参考文献参照）。

I. 真正性に関する奈良文書

前文

1. 我々、奈良（日本）に集まった専門家は、保存の分野における従来の考え方に挑み、また保存の実践の場で文化と遺産の多様性をより尊重するよう我々の視野を広げる方法および手段を討論するために、時宜を得た会合の場を提供した日本の関係当局の寛大な精神と知的な勇気に感謝を表明したい。
2. 我々はまた、世界遺産一覧表に申請された文化財の顕著な普遍的価値を審議する際に、すべての社会の社会的および文化的価値を十分に尊重する方法で真実性のテストを適用したいという世界遺産委員会の要望により提供された討論の枠組の価値にも、感謝を表明したい。
3. 真正性に関する奈良文書は、我々の現代世界において文化遺産についての懸念と関心の範囲が拡大しつつあることに応え、1964年のベニス憲章の精神に生まれ、その上に構築され、それを拡大するものである。
4. ますます汎世界化と均一化の力に屈しようとしている世界において、また文化的アイデンティティの探求がときには攻撃的ナショナリズムや少数民族の文化の抑圧という形で現れる世界において、保存の実践の場で真実性を考慮することにより行われる重要な貢献は、人類の相対的な記憶を明確にし、解明することにある。

文化の多様性と遺産の多様性

5. 我々の世界の文化と遺産の多様性は、すべての人類にとってかけがえのない精神的および知的豊かさの源泉である。我々の世界の文化と遺産の多様性を保護しおよび向上させることは、人類の発展の重要な側面として積極的に促進されるべきである。
6. 文化遺産の多様性は、時間と空間の中に存在しており、異なる文化ならびにそれらの信仰体系のすべての側面を尊重することを要求する。文化の価値が拮抗するような場合には、文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する。

7. すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形または無形の表現に対する固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない。
8. 個々にとっての文化遺産はまた万人にとっての文化遺産であるという主旨のユネスコの基本原則を強調することが重要である。文化遺産とその管理に対する責任は、まずその文化を作り上げた文化圏に、次いでその文化を保管している文化圏に帰属する。しかし、これらの責任に加え、文化遺産の保存のために作られた国際憲章や条約への加入は、これらから生じる原則と責任に対する考慮もまた義務づける。それぞれの社会にとって、自らの文化圏の要求と他の文化圏の要求の間の均衡を保つことは、この均衡の保持が自らの文化の基本的な価値を損なわない限り、非常に望ましいことである。

価値と真実性

9. 文化遺産をそのすべての形態や時代区分に応じて保存することは、遺産が持つ価値に根ざしている。我々がこれらの価値を理解する能力は、部分的には、それらの価値に関する情報源が信頼できる、または真実であるとして理解できる度合いにかかっている。文化遺産の原型とその後の変遷の特徴およびその意味に関連するこれら情報源の知識と理解は、真実性のあらゆる側面を評価するために必須の基盤である。
10. このように理解され、ベニス憲章で確認された真実性は、価値に関する本質的な評価要素として出現する。真実性に対する理解は、世界遺産条約ならびにその他の文化遺産の目録に遺産を記載する手続きはもとより、文化遺産に関するすべての学術的研究において、また保存と復元の計画においても、基本的な役割を果たしている。
11. 文化財が持つ価値についてのすべての評価は、関係する情報源の信頼性と同様に、文化ごとに、また同じ文化の中でさえ異なる可能性がある。よって価値と真実性の評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことは不可能である。逆に、すべての文化を尊重することは、遺産がそれ自体帰属する文化の文脈の中で考慮し評価しなければならないということを要求する。
12. したがって、各文化圏において、その遺産が有する固有の価値の性格と、それに関する情報源の信頼性と真実性について認識が一致することが極めて重要かつ喫緊の課題である。
13. 文化遺産の性格、その文化的文脈、その時間を通じての展開により、真実性の評価は非常に多様な情報源の真価と関連することになる。その情報源の側面は、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因を含むであろう。これらの情報源を用いることが、文化遺産の特定の芸術的、歴史的、社会的、学術的次元の厳密な検討を可能にする。

別紙1：フォローアップの提言

1. 文化と遺産の多様性に対する尊重には、特定の記念物や遺跡に対する真実性を定義または判断しようとする際に機械的方式や標準的な手続きの強要を避ける意識的取り組みが必要となる。
2. 文化と遺産の多様性を尊重する方法で真実性を判断する取り組みには、文化がその性格やニーズに特有の分析的プロセスとツールを発展させるよう促すアプローチを必要とする。そうしたアプローチにはいくつかの側面を共通して有する可能性がある：
 - 真実性の評価には、学際的な協力と入手可能なあらゆる専門性や知識の適切な利用を伴うよう徹底させる取り組み
 - 特定の記念物や遺跡において、属するとされる価値が文化とその関心の多様性を真に象徴することを保証する取り組み
 - 将来の取扱いやモニタリングに対する実践的指針として記念物や遺跡に対する真実性に特有の性格を明確に文書化する取り組み
 - 変遷する価値や状況に照らして真実性の評価を更新する取り組み
3. 特に重要なのは、属するとされる価値が尊重され、その判断はできる限りにおいて、こうした価値に関して学際的およびコミュニティのコンセンサスを構築する努力が含まれるよう保証する取り組みである。
4. 各アプローチは、それぞれの文化の多様な表現と価値に対する世界的な尊重と理解を高めるため、文化遺産の保全に関心を持つ者すべての間で行われる国際協力の上に構築し、それを促進するべきである。
5. 世界の様々な地域や文化とのこうした対話の継続と拡大は、人類共通の遺産の保全において真実性を考慮することの実際的価値を高める前提条件である。
6. 過去の遺跡を保護する具体的手段に至るには、遺産のこうした根本的次元に対する一般の人々の認識を高めることが絶対的に必要である。これは文化遺産そのものが象徴する価値に対する理解をより高めることはもとより、そうした記念物や遺跡が現代社会で果たす役割を尊重することも意味する。

別紙2：定義

保全：文化遺産を理解し、その歴史と意味を知り、その材料の保護、および必要な場合はその公開、修復、改良を確実に行うよう計画されるあらゆる取り組み（文化遺産には、世界遺産条約第1条に定義される文化的価値のある記念物、建造物群および遺跡を含むと理解される）。

情報源：文化遺産の本質、特異性、意味、歴史を知ることができるあらゆる物理的存在、文書、口述、表象的存在。

II. 真実性に関する参考文献の時系列

奈良会議に先行した刊行物、および奈良で行われた真実性の議論の論拠を起草するのに役立つ刊行物：

Larsen, Knut Einar (クヌート・アイナル・ラーセン)、*A note on the authenticity of historic timber buildings with particular reference to Japan* (特に日本に関連する歴史的木造建築の真実性に関する備考)、世界遺産条約オケージョナルペーパー、ICOMOS、1992年12月

Larsen, Knut Einar (クヌート・アイナル・ラーセン)、*Authenticity and Reconstruction: Architectural Preservation in Japan* (真実性と復元：日本における建築物の保全)、ノルウェー科学技術大学、Vols. 1-2、1993年

奈良会議の準備会合、ノルウェー、ベルゲンにて開催、1994年1月31日～2月1日：

Larsen, Knut Einar (クヌート・アイナル・ラーセン) および Marstein, Nils (ニルス・マースタイン) (編集)、*Conference on authenticity in relation to the World Heritage Convention Preparatory workshop* (世界遺産条約の真実性に関するコンファレンス準備ワークショップ)、ベルゲン (ノルウェー)、1994年1月31日～2月2日、Tapir Forlag、トロンハイム、1994年

奈良会議、1994年11月1日～6日、奈良県 (日本)：

Larsen, Knut Einar (クヌート・アイナル・ラーセン) および編集グループ (Jokilehto (ヨキレット)、Lemaire (ルメール)、益田、Marstein (マースタイン)、Stovel (ストーベル))、*Nara conference on authenticity in relation to the World Heritage Convention (Conférence de Nara sur l'authenticité dans le cadre de la Convention du Patrimoine Mondial : 世界遺産奈良コンファレンス)*、奈良 (日本)、1994年11月1日～6日、ユネスコ発行会議録-世界遺産センター、日本文化庁、ICCROM および ICOMOS、1994年

奈良会議には世界26か国と国際組織から45名の参加者が集結した。彼らの論文は、参加者12名の作業部会により作成され、Raymond Lemaire (レイモン・ルメール) と Herb Stovel (ハーブ・ストーベル) が編集した奈良文書と同じく上記に引用した会議録に所収されている。この会議録は ICOMOS のメンバーその他に対し、奈良文書における課題の議論を世界の他の地域へも拡大させるよう促すものである。

奈良会議後の重要な地域別会合 (2005年1月現在)：

Authenticity and Monitoring, October 17-22, 1995 (真実性とモニタリング、1995年10月17日～22日)、チェコ共和国チェスキークルムロフ、欧州 ICOMOS 会議、1995年

1995年10月17日～22日にチェコ共和国のチェスキークルムロフで開催された欧州 ICOMOS 会議には、ICOMOS の欧州メンバー18名が集い、真実性の概念適用に対する国別の見解が14か国から示された。発表を総合すると、分析プロセスのなかで真実性を取り上げることに重要性があると確認された。この分析プロセスは、われわれが保全の問題に対する正直で誠実で偽りのないアプローチを保証する手段として、保全の問題に適用しているものである。また会議では、文化的景観および都市環境に真実性に関する分析を適切に適用する目的として、動的保全という概念の強化が強調された。

Interamerican symposium on authenticity in the conservation and management of the cultural heritage (文化遺産の保全管理における真実性に関する米州シンポジウム)、米国/ICOMOS、ゲティ保存研究所、テキサス州サンアントニオ、1996年

1996年3月に米国テキサス州サンアントニオで開催されたこの真実性に関する会議には、北米、中米、南米のICOMOS国内委員会から参加者が集まり、奈良での真実性概念の適用について討議した。会議はサンアントニオ宣言を採択したが、宣言では真実性とアイデンティティの関係、歴史、材料、社会的価値、動的および静的遺跡、資産管理、および経済について論じるとともに、真実性の「証拠」とされているものを拡大し、その真の価値、完全性、背景、アイデンティティ、用途および機能の現れも含めるべきとする勧告、さらに資産の異なる類型に関連する勧告も含まれていた。

Saouma-Forero, Galia, (ガリア・ソーマ-フォレロ) (編集)、*Authenticity and integrity in an African context: expert meeting, Great Zimbabwe* (アフリカを背景とする真実性および完全性：専門家会議、グレートジンバブエ)、ジンバブエ、2000年5月26～29日、ユネスコ-世界遺産センター、パリ 2001年

世界遺産センターが開催したグレート・ジンバブエ会合(2000年5月26～29日)は、アフリカを背景とした真実性と完全性の両者に焦点を当てた。講演者18名は、文化遺産かつ自然遺産でもある資産の管理から生じる課題を取り上げた。会議の成果は上記の刊行物で、会合出席者から出された一連の勧告も記載されている。そうした勧告のなかには、真実性を示しているさまざまな属性の中に、*管理システム、言語その他の無形遺産*を加えるようにとする提言があり、さらに持続可能な遺産管理プロセスにおける地元コミュニティの位置付けに重点が置かれている。

世界遺産条約の文脈の再建に関する討議(2005年1月現在)：

The Riga Charter on authenticity and historical reconstruction in relationship to cultural heritage adopted by regional conference (地域会議で採択された文化遺産に関連する真実性と歴史的再建に関するリガ憲章)、リガ、2000年10月24日、ラトビアユネスコ委員会-世界遺産センター、ICCROM

Incerti Medici, Elena (エレナ・インサーティ-メディチ) および Stovel, Herb (ハーブ・ストーベル)、*Authenticity and historical reconstruction in relationship with cultural heritage, regional conference, Riga, Latvia, October 23-24 2000: summary report* (文化遺産に関連する真実性と歴史的再建、地域会議、リガ(ラトビア)、2000年10月23～24日、サマリーレポート)、ユネスコ-世界遺産センター、パリ、ICCROM、ローマ 2001年

Stovel, Herb (ハーブ・ストーベル)、*The Riga Charter on authenticity and historical reconstruction in relationship to cultural heritage, Riga, Latvia, October 2000* (文化遺産に関連する真実性と歴史的再建に関するリガ憲章、リガ(ラトビア)、2000年10月)、*Conservation and management of archaeological sites* (考古学遺跡の保全と管理)、Vol. 4, n. 4、2001年

Alternatives to historical reconstruction in the World Heritage Cities (世界遺産における歴史的再建に代わる選択肢)、タリン、2002年5月16～18日、タリン文化遺産部、エストニアユネスコ委員会、エストニア全国遺産理事会



世界遺産一覧表記載推薦書式

本書式はすべての推薦書に使用されなければならない

- 推薦書式は <https://whc.unesco.org/en/nominations/> から入手できる。
- 推薦書作成に関するさらなる手引きは、*作業指針*のセクション III で確認することができる。
- 記入した推薦書の署名済み原本は英語またはフランス語に訳し、下記宛てに送付すること：

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

電話：+33 (0) 1 4568 1104

Eメール：wh-nominations@unesco.org

エグゼクティブサマリー

締約国が提供するこの情報は、世界遺産委員会の決議後に事務局が更新する。その後締約国に戻され、当該資産の世界遺産一覧表への記載根拠を確定する。

締約国	
州、省／県または地域	
推薦資産の名称	
最も近い秒で表した地理的座標	
推薦資産の境界の文章による説明	
境界および緩衝地帯（存在する場合）を示す、推薦資産の A4 または A3 サイズの地図	推薦書に含まれるか付属する、推薦資産と緩衝地帯（存在する場合）を示す最大縮尺の地形図または地籍図原本の縮小版とする A4 または A3 サイズの地図を添付する。
推薦資産の登録基準（箇条書き）（作業指針の第 77 段落を参照）	
文化的景観	当該資産を文化的景観として推薦するか否かを（はい）または（いいえ）で示す。 （第 47、47bis および 47ter 段落参照）
顕著な普遍的価値の言明案（推薦資産が具現化する顕著な普遍的価値と考えられるものを 1、2 ページ程度の書式に明確に記載する）	第 155 段落に従い、顕著な普遍的価値の言明は以下で構成する： a) 資産の概要 b) 基準に対する証明 c) 完全性の言明（すべての資産） d) 基準(i)から(vi)に基づいて推薦された資産の真実性の言明 e) 保護管理の要件 付属資料 10 の書式を参照
公式機関／組織の名称および連絡先	機関／組織： 住所： 電話： Fax： Eメール： ウェブサイト：

世界遺産一覧表へ記載する資産

注：推薦書作成において、締約国は注釈を削除した上で本書式を使用すること。

推薦書式	注釈
1. 推薦資産の特定	2項および3項と併せて、ここは推薦書で最も重要な項目である。正確な当該資産の所在地およびどのように地理的に定義されるかを委員会に対し明確にしなければならない。連続性のある資産を推薦する場合、構成資産の名称、地域（構成資産によって異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入する。各構成資産を区別するその他の項目（ページ索引または地図番号など）を追加することも可能。
1.a 国（異なる場合は締約国）	
1.b 州、省／県または地域	
1.c 推薦資産の名称	これは世界遺産に関する出版物に掲載される当該推薦資産の正式名称である。簡潔なものとし、スペースと句読点を含めて200字を超えてはならない。 連続性のある推薦資産の場合（作業指針の第137から139段落参照）、 集合体 （例：フィリピンのバロック教会群）の名称を記載する。構成資産の名称は含めないこととし、これは1.d項および1.f項の一部として表に含めること。
1.d 最も近い秒で表した地理的座標	この欄には、推薦資産のほぼ中央地の経緯度座標（最も近い秒で表す）またはUTM座標（最も近い10メートルで表す）を記載する。その他の座標系を使用してはならない。疑問がある場合は、事務局に相談されたい。 連続性のある推薦資産の場合には、各構成資産名、その地域（または必要に応じて最寄りの町）、およびその中心地点の座標を示す表を提供する。座標表記の例： N 45° 06' 05" W 15° 37' 56"または UTM Zone 18 Easting: ⁵ 45670 Northing: ⁴⁵ 86750

ID番号	構成要素の名称	地域／地区	中心地点の座標	推薦する構成資産の面積 (ha)	衝地帯の面積 (ha)	地図番号
001						
002						
003						
004						
その他						
総面積（ヘクタール）				ha	ha	

推薦書式	注釈
<p>1.e 推薦資産の境界と緩衝地帯の境界を示す地図および計画書</p>	<p>推薦書に添付し、大きさおよび日付とともに以下を列挙する：</p> <p>(i) 資産全体を示す入手可能な最大尺度での、推薦資産を示す地形図の原本。推薦資産の境界と緩衝地帯の境界を明確に示すこと。推薦資産に係る特別な法的保護地区の境界は、地図上に記載し、推薦書の保護管理の項目に含めること。連続性のある推薦資産には複数の地図が必要な場合がある（1.d 項の表を参照）。境界線内、境界線近くまたは境界線上で提案される開発事業の影響を明確に評価できるようにするために、提供される地図は、近隣の居住地、建物、道路等の地理的要素を特定できるよう、入手可能で実用的な最大縮尺のものであること。適切な縮尺の選択は、推薦資産の境界を明確に示すために不可欠であり、推薦遺産の区分に関係したものとする。すなわち、文化遺産の場合は地籍図が、自然遺産または文化的景観の場合は、地形図（通常 25000 分の 1 から 50000 分の 1 の縮尺）が必要である。</p> <p>境界線が太いと推薦資産の実際の境界が不明瞭になる場合があるため、地図上の境界線の太さには細心の注意が必要である。</p> <p>すべての地図はジオリファレンスが可能となるよう、少なくとも地図の異なる辺の 3 カ所の完全な座標値セットを含めること。地図はトリミングせず、縮尺、方位、図法、データ、推薦資産の名称および日付を示すこと。可能であれば地図は巻いて送付し、折り曲げないようにする。</p> <p>可能であれば、GIS（地理情報システム）へ取り込めるようデジタル方式の地理的情報は推奨されるが、に印刷された地図の提出の代わりとすることはできない。この場合、境界（推薦資産および緩衝地帯）の描写はベクター形式で表示し、可能な限り最大の縮尺で作成すること。この選択肢に関するさらなる情報については事務局に連絡すること。</p> <p>(ii) 締約国内での推薦資産の位置を示す地図。</p> <p>(iii) 推薦資産の個別の特徴を示す計画書および特定の地図は有用であり、これらを添付することも可。</p> <p>諮問機関および世界遺産委員会へのコピーの送付および提示を容易にするために、可能であれば、主な地図を A4（または「レター」）サイズに縮小したものおよびデジタル画像ファイルも推薦書本文に含めること。</p> <p>緩衝地帯が設定されない場合、推薦資産の適切な保護に緩衝地帯が必要ではない理由に関する記載を推薦書本文に含めなければならない。</p>

推薦書式	注釈
<p>1.f 推薦資産の面積および提案する緩衝地帯の面積(ヘクタール)</p> <p>面積 推薦資産： _____ ha 緩衝地帯： _____ ha 計： _____ ha</p>	<p>連続性のある推薦資産の場合（作業指針の第 137 から 139 段落参照）、構成資産の名称、各構成資産の地域（構成資産によって異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入する。</p> <p>連続性のある推薦資産の表は、個別の構成資産と緩衝地帯の大きさを示すためにも使用すること。</p>
<p>2. 説明</p>	
<p>2.a 推薦資産の説明</p> <p>[本項は、単一の資産の推薦には 16,000 ワード（A4 で約 50 ページ）、連続性のある資産の推薦には 24,000 ワード（A4 で約 75 ページ）を超えないこと]</p>	<p>本項は、推薦日における推薦資産の説明から始めること。当該推薦資産の重要な特長すべてに言及すること。</p> <p>文化遺産の場合、本項は推薦資産を文化的に重要だとするあらゆる要素の説明を含む。これには建物、その建築様式、建設日、材料などの記述が含まれる。本項は、庭園や公園など、セッティング（周辺環境）の重要な側面も記述すること。例えば岩絵に関する資産では、岩絵のほか、周囲の景観についても言及すること。古都や歴史的地区の場合は、個別の建物ごとに記述する必要はないが、重要な公共の建物は個別に記述し、その地域の計画または配置、その街路パターンなどの説明を行うこと。</p> <p>自然資産の場合、本項は重要な物理的特性、地質、生息環境、種および個体数、その他の重要な生態学的特徴・過程を扱うこと。実用可能な場合には種一覧表を提出し、絶滅危惧種や固有種の存在を明示すること。天然資源の利用についての範囲と方法を記述すること。</p> <p>文化的景観の場合、上記のすべての事項についての説明が必要となる。人間と自然の相互作用に特別な注意を払うこと。</p> <p>1 項（推薦資産の特定）で特定した推薦資産全体を記述すること。連続性のある推薦資産の場合（作業指針の第 137 から 139 段落参照）、構成資産をそれぞれ個別に記述すること。</p> <p>本項は主なアトリビュートの一覧表と簡潔な説明を含むこと。</p> <p>推薦資産はそのアトリビュートを通して顕著な普遍的価値の案を説明することが求められる。アトリビュートは顕著な普遍的価値を伝え、その価値に対する理解を可能にする。このアトリビュートは保護管理措置や制度設計の焦点となり、その空間的な分布やそれぞれの保護要件が当該資産の境界を特徴づけることになる。</p> <p>アトリビュートは物理特性や構造である場合があるが、資産に関連して物理特性に影響を与える、自然または農業のプロセス、独特な景観を形成してきた社会制度または文化的慣行といったプロセスを含む場合もある。自然遺産においては、特定の景観的特徴や生息地域、主要な種、環境の質に関する側面（手つかずであること、環境の質が高い／</p>

推薦書式	注釈
	自然のままであるなど)、生息地域の大きさや自然度、野生生物の個体群の規模や生存能力などが考えられる。
2.b 歴史と発展 [本項は 6,400 ワード (A4 ページで約 20 ページ) を超えないこと]	推薦資産の歴史と発展は、当該資産がどのようにして現在の形に至ったか、また過去にどのような重大な変化を経てきたのかを記述する。この情報は、当該推薦資産が顕著な普遍的価値や完全性および/または真実性の条件を満たしているという論拠を裏付け、これを実体あるものにする上で必要な重要な事実を提示するものとする。
3. 記載の価値証明³⁵	価値証明は、以下の項目に基づいて記載すること。 本項は、なぜ推薦資産が「顕著な普遍的価値」を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。 本項全体は <i>作業指針</i> の要件を注意深く参照して記述すること。他項目で記載される推薦資産またはその管理に関する詳細な説明は含めないこと。ただし、推薦資産の顕著な普遍的価値の定義に関連する重要な側面は記載すること。
3.1.a 資産の概要	資産の概要は(i) 事実情報の概要、(ii) 資質の概要で構成すること。 事実情報の概要は、地理的背景と歴史的背景、および主な特徴を記載する。資質の概要は政策決定者および一般市民に対して、維持すべき顕著な普遍的価値の案を示すとともに、その価値を伝え、保護、管理およびモニタリングを必要とするアトリビュートの概要も含めること。この概要は、推薦の価値を証明するために、記載されているすべての登録基準に関連していること。よって資産の概要は、推薦および記載提案の全体的論拠を要約する。
3.1.b 記載が提案される根拠となる登録基準 (およびこれらの基準に基づいた記載の価値証明)	<i>作業指針</i> の第 77 段落を参照。 言及した登録基準それぞれについて、個別に価値証明を行う。 推薦の根拠となるこれらの登録基準に当該資産がどのように適合するのかを簡潔に述べ (必要な場合、推薦書の「内容」および「比較分析」項目を参照するが、これらの項目の記載と重複してはならない)、各基準について関連するアトリビュートを記述する。
3.1.c 完全性の言明	完全性の言明は、 <i>作業指針</i> のセクション II.D に記載された完全性の条件を推薦資産が満たす旨を証明すること。ここでは、これらの条件をより詳細に記述すること。 <i>作業指針</i> は、推薦資産について以下の程度を評価する必要性を定めている： ・顕著な普遍的価値を表すために必要なすべての要素を含んでいる

³⁵ (原文注 21) 第 132 段落および第 133 段落も参照

推薦書式	注釈
	<ul style="list-style-type: none"> • 当該資産の重要性を伝える特徴およびプロセスを完全に表現していることを保証する適切な規模である • 開発および／または放置の悪影響を受けている（第 88 段落） <p>作業指針は、様々な世界遺産の基準に関する具体的な手引きを提供しており、これらを理解することが重要である（第 89 から 95 段落）。</p>
<p>3.1.d 真実性の言明（基準(i)から(vi)に基づいて行われる推薦の場合）</p>	<p>真実性の言明は、作業指針のセクション II.D に記載された真実性の条件を推薦資産が満たすことを証明すること。ここでは、これらの条件をより詳細に記述すること。</p> <p>本項は、推薦書の 4 項（および場合によってはその他の項も）により詳細に記載される情報を要約すること。ただし、他の項に示されたものほど詳細には再掲しないこと。</p> <p>真実性は、文化遺産および「複合」資産の文化的側面にのみ適用される。</p> <p>作業指針では「資産は、（提案された推薦基準で認識された）その文化的価値が様々な属性を通じて誠実に、かつ確実に表現されている場合、真実性の条件を満たすと解することができる」と述べられている（第82段落）。</p> <p>作業指針は、以下の種類の属性が顕著な普遍的価値を伝え、表現していると考えられることを示唆している：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 形式および意匠 • 材料および物質 • 用途および機能 • 伝統、技術および管理体制 • 所在地およびセッティング（周辺環境） • 言語その他の無形遺産の形式 • 精神および感覚 • その他の内的／外的要因
<p>3.1.e 保護管理の要件</p>	<p>本項は、推薦書の 5 項（および場合によっては 4 項と 6 項）により詳細に示される情報を要約すること。ただし、これらの項に記載されたものほど詳細には再掲しないこと。</p> <p>本項は、推薦資産の顕著な普遍的価値が経時的に維持されることを保証するために、保護管理の要件がどのように満たされるのかを記載すること。保護管理の全体的な枠組みの詳細と、推薦資産の保護に対する長期の具体的な予測の記載の両方を含めること。</p> <p>本項は、保護管理の枠組みを最初に概説すること。これは、顕著な普遍的価値をもたらすアトリビュートを保護および保全し、推薦資産に対する脅威やその脆弱性に対処する上で必要な保護の仕組み、管理体制および／または管理計画（現在備わっているもの、または策定が必要なもの）を含むこと。これらには強固で有効な法的保護の存在、明確に文書化された管理体制を含めることができ、これには主要な利害関係者または利用者団体との関係、適切な職員および財源、公開の</p>

推薦書式	注釈
	<p>主な要件（該当する場合）、および効果的で、迅速に応答するモニタリングなどが含まれる。</p> <p>次に、推薦資産の保護や管理に関する長期的な課題を認識し、これらに対処することがいかに長期的な戦略になるかを述べる必要がある。それは、推薦資産に対する最も重大な脅威や、強調されてきた真実性および／または完全性の脆弱性や負の変化に言及し、保護管理がこれらの脆弱性や脅威にどのように対処し、不利な変化を軽減するのかに言及することに関連する。</p> <p>世界遺産委員会によって認定される正式な言明として、顕著な普遍的価値の言明に関する本項は、締約国が推薦資産の長期的な保護管理のために行っている最も重要なコミットメントを伝えること。</p>
<p>3.2 比較分析</p>	<p>世界遺産一覧表に記載されているか否かを問わず、類似資産と推薦資産の比較を行うこと。この比較は、推薦資産がその他の資産との間に有する類似性や、推薦資産が卓越している理由を概説すること。比較分析は国内および国際的状況の両方において、推薦資産の重要性を説明することを目的とする（第 132 段落参照）。比較は、推薦資産と同じ価値を表す資産との間で、定義された地理的・文化的圏内（文化遺産）または全世界（自然遺産）を対象に行うこと。比較分析に基づく価値とアトリビュートとの組み合わせは、3 項の他の項目で示される推薦資産の顕著な普遍的価値の定義に関連する重要な側面に適合しなければならない。</p> <p>比較分析の目的は、既存のテーマ別研究およびギャップ分析を用いて一覧表に（登録の）余地があることを示すことである。</p> <p>連続性のある推薦資産の場合、それを他の類似する構成資産と比較して行った選択の証明を行うという観点から、その構成資産を選択した理由を記述する必要がある。</p> <p>比較分析の結論を記載しなければならない。</p>
<p>3.3 顕著な普遍的価値の言明案 （付属資料 10 を参照）</p>	<p>顕著な普遍的価値の言明は、資産を世界遺産一覧表に記載する際に世界遺産委員会によって採択される正式な言明である。世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載することに同意した場合、なぜその資産には顕著な普遍的価値があると考えられるのか、関連する登録基準、完全性および（文化遺産については）真実性の条件をどのように充足するのか、また、顕著な普遍的価値を長期的に持続するために保護管理要件をどのように満たすのかを包含した、顕著な普遍的価値の言明にも同意する。</p> <p>顕著な普遍的価値の言明は、簡潔であり、標準書式に記載されること。これらは資産の価値に関する認識を高め、その保全状況の評価を導き、保護管理の情報をもたらす一助となること。委員会が採択すると、顕著な普遍的価値の言明は、資産現地において、およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲示される。</p> <p>顕著な普遍的価値の言明の主な項目は以下のとおりである：</p>

推薦書式	注釈
	a) 資産の概要 b) 登録基準に対する証明 c) 完全性の言明（すべての資産） d) 基準(i)から(vi)に基づいて推薦された資産の真実性の言明 e) 保護管理の要件
4. 保全状況および推薦資産に影響を与える諸条件	
4.a 現在の保全状況	<p>本項で示された情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングするために必要なベースラインデータとなる。本項では、推薦資産の物理的状態、推薦資産の顕著な普遍的価値に対する脅威、および講じている保全措置に関する情報を提供すること（第 132 段落を参照）。2.a 項および 3.1.a 項で特定されているアトリビュートの保全状態は、失われたアトリビュートまたは状態が損なわれているアトリビュートを含めて記載すること。</p> <p>例えば、古都または歴史的地区では、大規模または小規模修理工事を必要とする建物、記念物その他の構造物のほか、最近または今後の主な修理事業の規模および期間を示すこと。</p> <p>自然資産の場合、種の動向または生態系の完全性に関するデータを提供すること。推薦書は比較目的で後年使用され、資産の状態の変化を追跡するため、この情報は重要である。</p> <p>資産の保全状況のモニタリングに使用される指標および統計上のベンチマークについては、下記の 6 項を参照すること。</p>
4.b 推薦資産への影響要因	<p>本項はまず、推薦資産の顕著な普遍的価値に影響または脅威を与えると思われるすべての要因に関する情報を提供すること。次に、推薦資産に悪影響を及ぼす可能性があるそうした要因に対して想定される管理対応を記述すること。関係する可能性がある要因の一覧は https://whc.unesco.org/en/factors/ で入手できる。</p>
4.b (i) 開発圧力と管理対応	<p>推薦資産に影響を与える開発圧力、および推薦資産の真実性および／または完全性への以下のような要素からの影響を防ぐための管理対応について記述する：</p> <ul style="list-style-type: none"> -建物と開発（住宅、商業開発、観光など） -交通インフラ（陸上輸送、航空輸送など） -公益事業またはサービスインフラ（再生可能および／または再生不能エネルギー施設など） -生物資源の利用／改良（漁業、農業、森林管理など） -物理的資源の採取（鉱業、採石、石油およびガス、採水など） <p>これらの要因の詳細は以下を参照 https://whc.unesco.org/en/factors/</p>

推薦書式	注釈
4.b (ii) 環境圧力、自然災害およびリスク対策	<p>以下のような環境を悪化させる主な要素および予測可能な自然災害を一覧化し概要を記載する：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 物理的構造に影響を与える現地の状況（風、湿度、気温、粉塵など） - 侵略／外来種または個体数が過度に多い生物種（移植された生物種、個体数が過度に多い生物種、侵略的／外来の陸生、淡水および／または海水生物種など） - 汚染（海水、地表水／または地下水汚染など） - 気候変動および異常気象（暴風、洪水、砂漠化など） - 生態的あるいは地学的な突然の出来事（火山の噴火、地震、津波／高潮など） <p>これらの要因の詳細は以下を参照 https://whc.unesco.org/en/factors/</p> <p>必要に応じて危機管理計画についての情報を含める。</p>
4.b (iii) 訪問、その他の人間活動、および持続可能な利用	<p>推薦資産への訪問状況（特に利用可能なベースラインデータ、推薦資産の一部における活動の集中や将来計画されている活動を含む使用パターン）を提示する。</p> <p>世界遺産への登録又はその他の要因により予測される訪問レベルを記述する。</p> <p>推薦資産の収容力、およびどのようにその管理を強化し、悪影響を与えることなく現在または予測される訪問者数や関連する開発圧力に適合できるのかを明示する。無形のアトリビュートに影響を与えるものも含めた訪問者の圧力および行動により起こり得る推薦資産の悪化形態を考慮する。その他の考慮し得る要因には以下が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 遺産の社会的／文化的活用（儀式的／精神的／宗教的および共同活用、先住民による活用、伝統的な生活のあり方や知識体系の変化など） - その他の人間活動（不法行為、遺産の意図的な破壊、紛争など） <p>これらの要因の詳細は以下を参照 https://whc.unesco.org/en/factors/</p>
5. 推薦資産の保護管理	<p>本項は、法的、規制的、契約的、計画的、制度的措置および／または伝統的措置（作業指針の第 132 段落を参照）、ならびに世界遺産条約により求められる推薦資産の保護管理を実施するべく備えられている管理計画その他の管理体制（作業指針の第 108 から 118 段落）を明確に表すことを目的としている。政治面、法的地位および保護措置、また、日常的な行政および管理の実用性を扱うこと。</p>
5.a 利害関係者	<p>所有者、居住者、先住民、地域コミュニティ、政府、非政府および民間の利害関係者ならびに権利者を適宜含めた利害関係者を特定する。</p>
5.a (i) 所有権および居住者	<p>土地所有権の主な区分（国、地方、民間、コミュニティ一、伝統的、慣習的、非政府所有権等を含む）を示し、利</p>

推薦書式	注釈
	<p>用可能かつ最も適当な統計または推薦資産および緩衝地帯内に住む居住者数の推定を提示する。この推定または計測が行われた年を示す。</p> <p>推定人口 推薦資産内 _____ 年 緩衝地帯内 _____ 年</p>
5.a (ii) 先住民	<p>推薦資産が先住民の土地、領域または資源に影響を及ぼす可能性がある場合、推薦に対する自由で、事前の、十分な情報を与えられた上での合意が得られているか否かを、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催することによって示す（第 123 段落）。</p> <p>推薦資産の管理における先住民との協議や連携の程度を、適宜示す（第 111 段落および第 117 段落）。</p>
5.a (iii) 参加	<p>利害関係者や権利者による推薦プロセスへの参加の程度を、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催することによって示す。</p> <p>同様に、推薦資産の管理における利害関係者や権利者との協議や連携の程度を示す（第 12、119、123 および 211 段落を参照）。</p>
5.b 保護指定	<p>推薦資産の関連する法的、規制的、契約的、計画的、制度的および／または伝統的な状況を列挙する。例えば、国立または県立公園、歴史的建造物、国法または慣習に基づく保護地区その他の指定状況など。</p> <p>指定された年およびその状態が定められた根拠法を提示する。</p> <p>英語またはフランス語で文書を提出できない場合、主な条項を特記した英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出すること。</p>
5.c 保護措置を実施する手法	5.b 項に示された法的、規制的、契約的、計画的、制度的および／または伝統的な地位により与えられた保護が、実際にどのように機能するのかを記述する。
5.d 推薦資産が所在する市町村および地域に関連する既存の計画（例：地域または地方の計画、保全計画、観光開発計画など）	<p>採択された合意済みの計画を日付および担当機関とともに列挙する。関連する規定を本項に要約すること。7.b 項に示した添付書類として、計画書のコピーを含めること。</p> <p>既存の計画書が英語またはフランス語以外の言語のみの場合、主な条項を特記した英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出すること。</p>
5.e 資産管理計画その他の管理体制	作業指針の第 132 段落で述べられているように、適切な管理計画その他の管理体制は必要不可欠であり、推薦書に記載すること。管理計画その他の管理体制の効果的な履行の保証も期待される。持続可能な開発の原則が管理体制に統合されるべきである。

推薦書式	注釈
	<p>7.b 項に示したとおり、英語またはフランス語で管理計画書または管理体制に関する文書のコピーを推薦書に添付すること。</p> <p>既存の管理計画書が英語またはフランス語以外の言語のみの場合、英語またはフランス語での規定の詳しい解説を添付すること。この推薦書に添付された管理計画書に題名、日付および作成者を記載する。</p> <p>管理計画書または文書化された管理体制の詳細な分析もしくは説明を提出する。</p> <p>管理計画を実施するための予定表が推奨される。</p>
5.f 資金源とその水準	<p>年単位で推薦資産に利用できる資金源およびその水準を示す。妥当性またはその他利用可能な資源の推定、特にギャップや不足、または支援を必要とする分野を特定するものも示すことができる。</p>
5.g 保安全管理に関する技術の専門知識および研修	<p>国内当局その他の組織により提供可能な推薦資産に対する専門知識および研修を示す。</p>
5.h 訪問者用施設およびインフラ	<p>本項は、訪問者が現地で利用できる包括的な施設を記述し、これらが推薦資産の保護管理要件に関して適切であることを説明する。訪問者のニーズに応えるために施設やサービスが効果的で包括的な推薦資産の提示をどのように行うのかを記載すること。これには、現地への安全で適切なアクセスの提供に関することが含まれる。本項では、通訳／解説（標識、トレイル、掲示もしくは刊行物、ガイド）、推薦資産専用の博物館／展示、訪問者もしくは通訳センターを含む訪問者用施設、および／またはデジタルテクノロジーやサービス（宿泊施設、レストラン、駐車場、研究所、捜索・救助など）の利用可能性を検討すること。</p>
5.i 推薦資産の公開および広報に関する政策およびプログラム	<p>本項は、将来の世代への文化遺産および自然遺産の公開と継承に関する条約の第4条および第5条を参照する。締約国は、推薦資産の公開と広報に関する政策およびプログラムの情報を提供することを推奨される。</p>
5.j 人員配置および専門知識（専門的、技術的、保守管理）	<p>推薦資産の良好な管理に必要とされる、取得可能なスキルおよび資格を示す。これには、訪問および将来の研修のニーズに関連するものが含まれる。</p>
6. モニタリング	<p>本項は、経時的に動向を示すことができるよう定期的に見直し、報告することができる、推薦資産の保全状況に対する証拠を提供することを目的とする。</p>
6.a 保全状況を測定する主要指標	<p>推薦資産全体の保全状況の尺度として選択された主要な指標を表形式で列挙する（上記4.a項を参照）。これらの指標を見直す周期、および記録が保存される場所を示す。これらは推薦資産の重要な側面を表し、顕著な普遍的価値の言明と可能な限り密接に関連する可能性がある。可能であれば数字で表されるが、不可能な場合は、定点観測など、反復可能な形式により行われる。優れた指標の例は以下のとおりである：</p>

推薦書式	注釈
	(i) 自然遺産における種の数、またはキーストーン種の個体数 (ii) 古都または歴史的地区における大規模修理が必要な建物の割合 (iii) 主要な保全プログラムが完了するまでの想定年数 (iv) 特定の建物または建物の要素における安定性または移動度 (v) 資産における何らかの種類の侵害が増加するまたは減少する割合

指標	周期	記録場所

推薦書式	注釈
6.b 推薦資産のモニタリングのための行政措置	6.a 項で引用されているモニタリングを担当する機関の名称および連絡先を示す。
6.c 過去の報告活動の結果	概要とともに、推薦資産の保全状況に関する過去の報告を列挙し、情報源となる刊行物（例えば、ラムサール、MAB 等の国際協定およびプログラムに則って提出された報告書）の抜粋および出典を提供する。
7. 資料	本項は、完全な推薦書を作り上げるために提供することとする資料のチェックリストである。
7.a 写真・視聴覚資料目録および使用承諾書	<p>締約国は、推薦資産の良好な全体像を示す十分な数の最近の画像（プリント、スライド、また可能な場合は電子書式、ビデオおよび航空写真）を提供することとする。</p> <p>スライドは 35mm 版とし、電子画像は解像度が少なくとも 300dpi（ドット毎インチ）の jpg 形式とする。映像資料が提供される場合、品質保証のため Beta SP 形式が推奨される。</p> <p>この資料には、以下に記載する画像目録および写真・視聴覚資料承諾書を添付すること。</p> <p>推薦資産を説明する公開ウェブページで使用できる少なくとも 10 枚の写真を含めること。</p> <p>締約国は、形式またはサポート（デジタルを含む）の如何を問わず、提供された画像の全部または一部を拡散し、一般公開し、出版し、複製し、活用する非独占的な権利を、文書により無償でユネスコに譲渡し、これらの権利を第三者にライセンス許諾することを推奨される。</p> <p>非独占的な権利の譲渡は、知的財産権（写真家／映像監督の権利、または異なる場合は著作権所有者の権利）を侵害せ</p>

推薦書式	注釈
	<p>ず、ユネスコによって画像が配布される際は、書式に明確に提供されている場合、写真家/映像監督のクレジットが常に与えられる。</p> <p>当該権利譲渡から生じる可能性がある収益はすべて世界遺産基金に贈られる。</p>

写真・視聴覚資料目録および使用承諾書

Id. 番号	形式 (スライド/プリント/ビデオ)	説明文	撮影日 (年/月)	写真家/映像監督	著作権所有者 (写真家/映像監督と異なる場合)	著作権所有者の連絡先 (氏名、住所、電話/Fax、およびEメール)	非独占的な権利譲渡 (はい/いいえ-作業指針の付属資料5、7a項を参照)

推薦書式	注釈
7.b 保護指定に関する文書、資産管理計画書または文書化された管理体制のコピー、ならびに推薦資産に関するその他の計画の抜粋	上記 5.b 項、5.d 項および 5.e 項に示された文を添付する。
7.c 推薦資産の最近の記録または目録の書式および日付	推薦資産の直近の記録または目録の書式および日付を示すわかりやすい明細を提供する。まだ入手可能な記録のみを記述すること。
7.d 目録、記録および史料が保管されている場所の住所	目録や記録 (建物、記念物、動植物種) を保管している機関の名称および住所を記載する。
7.e 参考文献	標準文献目録様式を用いて出版されている主な参考資料を列挙する。
8. 管理機関の連絡先	本稿は、事務局が世界遺産ニュースその他の発行物に関する最新情報を資産に提供できるようにする。
8.a 作成者 氏名： 職名： 住所： 市、省/県/州、国： 電話： Fax：	推薦書の作成を担当する個人の氏名、住所その他の連絡先を提供する。Eメールアドレスも含む。

推薦書式	注釈
Eメール：	
8.b 公式地方機関／組織	現地で推薦資産の管理を担当する組織、博物館、機関、コミュニティまたは管理者の名称を提供する。通常、報告を行う組織が国家機関の場合、その連絡先を提供する。
8.c その他の地方機関	世界遺産に関連する行事や発行物に関する無償の <i>世界遺産</i> ニュースレターを受領すべきすべての博物館、訪問者センターおよび公共観光事務所の正式名称、住所、電話番号、FAX およびEメールアドレスを列挙する。
8.d 公式ウェブサイト http:// 担当者名： Eメール：	推薦資産の既存の公式ウェブサイトを提示する。当該ウェブサイトが将来に向けて計画されている場合、担当者名とEメールアドレスを示す。
9. 締約国代表署名	推薦書は、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府当局者の署名を付して完成させること。



諮問機関による事前評価及び推薦評価手続き

本付属資料は以下を含む：

- A. ICOMOS/IUCN 共同による推薦候補資産の事前評価手続き
- B. ICOMOS による文化遺産の評価手続き
- C. IUCN による自然遺産の評価手続き
- D. 諮問機関の連携—文化遺産・自然遺産および文化的景観の評価手続き

さらなる情報については、*作業指針*の第 122、143 から 151 段落も参照されたい。

A. ICOMOS/IUCN 共同による推薦候補資産の事前評価手続き

以下の各段落は、当該締約国による申請（事前評価申請書）に基づき、推薦候補資産の事前評価を実施するため合意された ICOMOS および IUCN による手続きを概説する。

事前評価の実施において、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）および IUCN（国際自然保護連合）は*作業指針*に従う（第 122 段落を参照）。

事前評価は該当する場合、常に ICOMOS と IUCN の共同で実施し、独立したデスクレビューとする。これには専門家レビューとの協議が含まれる。

締約国からの事前評価申請書に漏れがないかユネスコ世界遺産センターが確認した後、完全であるとみなされた申請書は ICOMOS および IUCN へ送付される。この時点から、当該締約国との対話および協議が開始され、審査過程を通じて継続する。

事前評価は、成功する推薦書作成に向けた効率的作業を支援すると同時に、成功する可能性が低い推薦がさらに継続される状況を避けることを目指すものである。

ICOMOS/IUCN の審査プロセスには下記の段階を含む：

1. データ集約

世界遺産センターからの事前評価申請書を受領後、適宜 ICOMOS および IUCN のテーマ別研究、ICOMOS の“Filling the gaps”（隔たりを埋める）研究、世界自然保護区データベースおよびその他の IUCN グローバルデータベースを用いて、推薦候補資産の標準的分析をまとめる。これには国際的援助やアップストリームプロセスといった仕組みを通じて、推薦候補資産に関して、あるいは暫定リストに関するもたらされる追加文献や助言が含まれる場合がある。

2. 締約国との対話

諮問機関は受理した申請書进行评估し、提供された情報を確認し、必要に応じて締約国に追加情報を要請する。当該情報は事務局に提出すること。これには、書簡、対面会議、遠隔会議、その他諮問機関と当該締約国との間で合意された形態を含む。すべての評価において、対話のプロセスについて合意するため、また結果に対する十分かつ有効なフィードバックを保証するため、諮問機関と当該締約国との間で対話が行われる。

3. デスクレビュー

事前評価は、潜在的な顕著な普遍的価値の証明、および真実性ならびに安全性に対する関連質問に特に焦点を当て、もっぱらデスクレビューに基づいて行われる。推薦候補資産の保護管理については、こうした分析の初期段階で大きな問題が明らかになっていない限り、掘り下げて焦点を当てることはない。事前評価の枠組みにおいて現地調査は行われない。

それぞれの事前評価では、顕著な普遍的価値を証明するため、および強固な世界遺産推薦書一式を作成するため、地理文化的および生態学的文脈において資産に関する知識が豊富であり、資産の可能性について助言を与える幅広い専門家の情報の提供を含む。

専門家は ICOMOS 会員、その国内および国際科学委員会内で、および IUCN 各委員会および会員、ならびに IUCN 地域事務所内で特定されたスペシャリストである。専門家はスペシャリストのその他ネットワークや機関内で、ICOMOS および IUCN によって特定される場合もある。

評価は、推薦候補資産における現地 NGO、コミュニティ、先住民その他関係者との協議、および/または他の国際保全制度との調整を含む場合がある。

4. 推薦候補資産の事前評価のための ICOMOS/IUCN パネルによるレビュー

ICOMOS/IUCN 共同パネルは、当該の文化遺産および自然遺産に対する幅広いスキルを全体として有するそのネットワークから、性別および地域的バランスに配慮しながら ICOMOS および IUCN が任命した個人で構成される。このメンバーには一定任期パネルを務める者もいれば、推薦候補資産の特徴に応じて特定の1年間のみ任命される者もいる。

パネルは年1回、5月に開かれ、それぞれの事前評価を検討する。パネルはコンセンサスにより結論へ至ることを目指す。パネルからの詳細な質問に関してさらに説明が必要な場合、パネル会合に続いて当該締約国とのさらなる対話が行われる。パネルからの質問は、事前評価を完了するためにパネルがその必要性について合意した事項のみに限定される。

事前評価報告書は、資産が顕著な普遍的価値を証明する可能性があるか否かに関し、提案する推薦戦略、真実性（文化資産について）および完全性の検討、比較分析の枠組、保護管理を含めて、標準的書式に審査内容を提示する。報告書の結論は、資産が顕著な普遍的価値を証明し、および強固な世界遺産推薦書の作成を実現する可能性があるか否か、そしてそうである場合、どのような条件に基づくのか、あるいは資産が顕著な普遍的価値を証明するか、または資産が強固な世界遺産推薦書の作成を実現する可能性があるか否かを判断できるようになるには、さらに調査活動が必要か否かを示すものとなる。事前評価報告書の書式は、レビュー書式や作業方法に関するその他の関連情報と併せて、ICOMOS および IUCN のウェブサイトで見ることができる。

5. 事前評価報告書の提出

パネル会合を経て事前評価報告書が完成し、世界遺産センターへ提出され、事前評価を申請した締約国へと送付される。この事前評価報告者は条約の2種類の作業言語のいずれかを用いて提出されるものとする。ICOMOS/IUCN 事前評価パネルのメンバーの氏名および資格はその後に ICOMOS および IUCN のウェブサイトで見られる。

デスクレビューとして、提供されるすべての勧告は、推薦書が提出された場合には、評価ミッションも含めて本推薦を通じて検討対象となる。

当該の最終事前評価報告書は、審査を受けた推薦候補資産が将来の推薦プロセスにおいて諮問機関の本評価の対象となった場合には、ICOMOS および IUCN の世界遺産パネルにおいて参照される。

B. ICOMOS による文化遺産の評価手続き

文化遺産の推薦審査の実施において、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）は作業指針に従う（第 148 段落を参照）。

新規の推薦書についてユネスコ世界遺産センターが完全であることを確認した後で、完全とみなされた推薦書一式は ICOMOS に送付され、ICOMOS 世界遺産ユニットによって取り扱われる。この時点から、推薦締約国との対話および協議が開始され、評価過程を通じて継続する。ICOMOS は、利用可能な（財政的・人的）資源を公平に、効率的かつ効果的に配分し、すべての推薦締約国との対話の機会を最大化するために最善の努力を行う。

ICOMOS の審査プロセスには、図 1 に例示した以下の段階を伴う：

1. 追加情報の要請

追加情報または既存情報の説明が必要とされた場合、ICOMOS は、対処方法を探すために締約国との対話を開始する。これは書簡、対面会議、遠隔会議その他 ICOMOS と当該締約国との間で合意された形態を含む。

2. デスクレビュー

各推薦は、地理文化的な文脈で資産に関する知識が豊富で、推薦資産の「顕著な普遍的価値」の提案について助言を与える最大 10 人の専門家によって評価される。これは原則的に、ICOMOS 会員、その国内および国際委員会内の専門の学者によって、またはその他の多くの専門家ネットワークもしくは繋がりのある機関内の個人によって行われる「ライブラリー」活動である。

3. 現地ミッション

これは、個別資産の管理、保全および真実性の側面について実際に経験のある専門家によって行われる。これらの専門家の選定プロセスは、ICOMOS ネットワークが十分に活用される。国際産業遺産保存委員会（TICCIH）、国際造園家連盟（IFLA）およびモダンムーブメントに関わる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織（DoCoMoMo）など、ICOMOS がパートナーシップ契約を結んでいる専門家機関の助言と同様、国際科学委員会および個人会員の助言が求められる。

現地ミッションを行う専門家の選定において、ICOMOS の方針は、可能な限り推薦資産が所在する地域から選定することである。当該専門家は、遺産管理および当該資産の種類の保全経験があることを求められる。必ずしも高学歴の専門家である必要はない。彼らは、職業上の平等に基づいて資産管理者と対話し、管理計画、保全活動、訪問者の対応等について情報を得た上での評価を行えることが期待される。詳細な説明が彼らに提供されるが、これには書類一式からの関連情報のコピーが含まれる。ミッション日程およびプログラムは締約国との協議において合意され、締約国は、メディアに対してミッションの実施を目立たせないことを保証するよう求められる。ICOMOS の専門家は、当該資産の実用面に関して内密に報告書を提出し、またその報告書で推薦のその他の側面についてコメントをする場合もある。

3bis. その他の情報源

ユネスコチェア、大学および研究機関など、その他の関連機関にも評価の過程で意見を聞き、適宜評価報告書に列挙する。

4. ICOMOS パネルによるレビュー

ICOMOS 世界遺産パネルは、世界のすべての地域を集合的に代表する個人の ICOMOS 会員で構成され、幅広い関連文化遺産のスキルと経験を有している。これらの会員の中には、一定期間パネルを務める者もいれば、審査される推薦資産の特徴に応じて 1 年間のみ任命される者もいる。ICOMOS は、パネル会員の中に、過去に締約国代表団の構成員であった経験があるが、今は世界遺産委員会の委員ではない専門家を何人か含める。これらの専門家は、個人の専門性により責務を果たす。

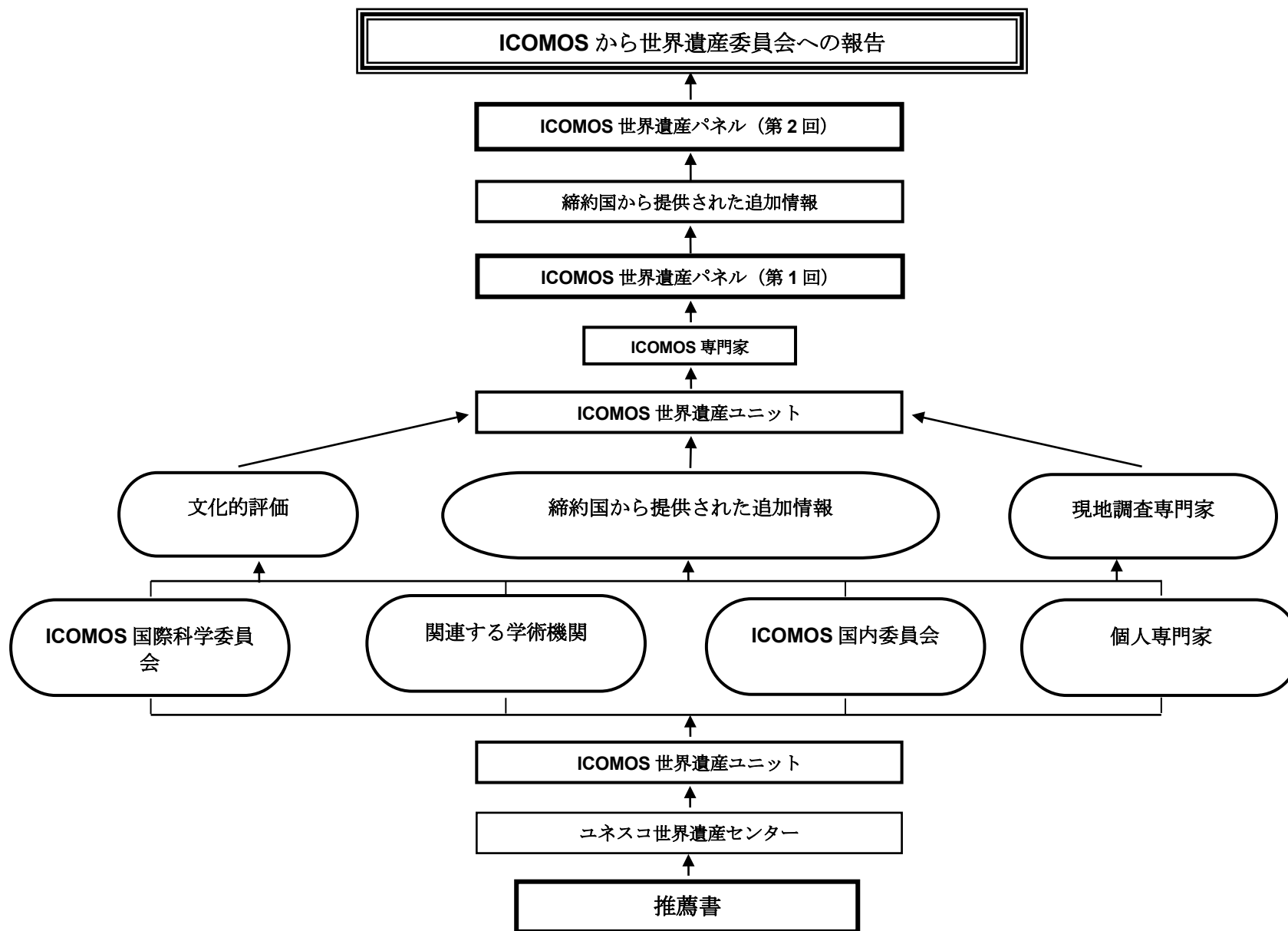
パネルは、最初に 12 月、次に 3 月の 2 回行われる。最初の会合で、デスク評価者達と現地調査の報告に基づいて各推薦を審査する。

パネルはコンセンサスにより推薦に関する勧告に至ることを目指す。

第 1 回のパネルでは、最終的な勧告内容が固まる推薦がある一方、追加的な情報の必要性や推薦のアプローチを調整する必要性に関して、締約国とさらに対話を行うこととする場合もある。パネルが顕著な普遍的価値を証明する可能性がないと結論付けた場合、ICOMOS はこの段階で締約国に連絡する。条約の 2 種類の作業言語のいずれかで、各推薦について評価プロセスに関する状況や課題、および補足情報の追加要請を概説した簡潔な中間報告書が推薦国へ 1 月に提供され、世界遺産委員会の議長に配布するため世界遺産センターにコピーが送付される。

第 2 回のパネルでは、受領した追加情報または締約国との対話の結果に基づき、勧告に至っていない推薦のさらなる評価を行う。その上で、パネルは残りの勧告内容を確定させる。第 2 回のパネル会合の後で、すべての評価文書が完成し、締約国に配布するために世界遺産センターに送付される。パネルメンバーの氏名および資格は、その後世界遺産センターに提供され、ICOMOS のウェブサイトで開催される。

ICOMOS による評価は、顕著な普遍的価値に対する評価を提供する。これには、登録基準および完全性と真実性の要件の適合性、法的保護、管理および保全状況の妥当性の評価、そして一覧表への記載に関する世界遺産委員会への勧告が含まれる。



C. IUCNによる自然遺産の評価手続き

1. 自然遺産の推薦評価の実施において、IUCN（国際自然保護連合）は*作業指針*に従う（第148段落を参照）。審査プロセス（図2を参照）は5つの要素を含む：
 - (i) **データ集約**：世界遺産センターから推薦書一式を受領した後、世界遺産自然保護区データベースやその他のIUCNグローバルデータベース、およびテーマ別研究を用いて資産の標準的分析をまとめる。これには国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）と連携して行われる生物多様性の価値に関する比較分析が含まれる場合がある。データ分析の主要な所見は、評価ミッション中および評価プロセスのその他の段階でも締約国との対話のテーマとなる。
 - (ii) **外部レビュー**：推薦書は、資産および／または推薦の主題である価値に関する知識が豊富であり、主にIUCNの専門家委員会およびネットワークの会員である独立専門家、またはIUCNの提携機関の専門家メンバーにデスクレビューのために送付される。IUCNのデスクレビューを導くために用いられる文書は、IUCNのウェブサイト：www.iucn.org/worldheritageで公開されている。
 - (iii) **資産への評価ミッション**：しかるべく適格なIUCNの専門家1名ないし2名が各推薦資産を訪れ、地域に関する詳細を明確にし、資産の管理を評価し、関連当局や利害関係者と推薦に関して討議する。保全および博物学に関するグローバルな視点に加えて、条約に関する知識を理由に選ばれたIUCNの専門家は、通常はIUCN世界保護地域委員会の経験豊富な委員である（この現地調査は、特定の状況においてICOMOSと共同で行われる。以下のパートCを参照のこと）。IUCNの現地評価ミッションの報告書式はIUCNのウェブサイト www.iucn.org/worldheritageで公開されている。
 - (iv) **その他の情報源**：IUCNは、追加文献も参考にし、地域のNGOやコミュニティ、先住民、その他推薦の利害関係者からのコメントを受ける場合もある。該当する場合、IUCNはラムサール条約や人間と生物圏保護計画、および世界ジオパークネットワークなど、他の国際保全制度との調整も行い、必要に応じて大学や研究機関の意見も聞く。
 - (v) **IUCN世界遺産パネルによるレビュー**：IUCN世界遺産パネルは、IUCNの事務総長によって設立され、世界遺産委員会の諮問機関として業務に関する質の高い、独立して技術的・科学的助言をIUCNに提供し、またIUCNのプログラム全体にわたり世界遺産に関するIUCNの業務に戦略的助言を与える。世界遺産パネルの具体的な任務は、世界遺産条約の作業指針が定めた要件に則して、自然遺産および複合資産の世界遺産一覧表への推薦をすべて厳格に審査し、各新規推薦に関するIUCNの立場についてパネルの勧告を導くことである。パネルは必要な場合、世界遺産一覧表への文化的景観の推薦に関しても、ICOMOSにコメントする。パネルは通常、審査プロセスにおいて少なくとも2回（12月に1回目（1年次）と3月か4月（2年次）に2回目）行われる。

パネルのメンバーは、上級IUCN職員、IUCN委員会の委員、および世界遺産に対するIUCNの業務に関して高い経験値と認められた一流の専門知識や知見を、特定のテーマ別および／または地域的視点でのバランスも含めて有しているとして選ばれた外部専門家で構成される。これには、過去に締約国代表団のメンバーであった経験があるが、現在は世界遺産委員会の委員ではない専門家も含まれる。これらの専門家は、個人の専門性により責務を果たす。IUCN世界遺産パネルは各推薦資産のIUCN評価報告書を完成させる前に、すべての現地評価報告書（通常ミッション団か

ら直接フィードバックを聞く)、レビューアークのコメント、UNEP-WCMC その他の分析、およびその他あらゆる背景資料を審査する。IUCN 世界遺産パネルのメンバー資格、付託条項、作業方法はIUCNのウェブサイトで公開されており、世界遺産委員会に提出される。

各評価報告書は推薦資産の顕著な普遍的価値の提案、その他類似資産(世界遺産およびその他の保護地区をいずれも含む)とのグローバルな比較分析、および完全性や管理問題の評価について簡潔にまとめたものを示す。これには登録基準の適合性の評価および世界遺産委員会への明確な勧告を結論づける。評価プロセスに関わったすべての専門家の氏名は、匿名の評価を行ったレビューアークの場合を除いて最終評価報告書に記載される。

IUCN は、推薦プロセスのあらゆる段階において、推薦締約国との対話を行う。IUCN は、利用可能な(財政的・人的)資源を公平に、効率的かつ効果的に配分し、すべての推薦締約国との対話機会を最大化するために最善の努力を行う。対話は審査プロセスの早い段階に開始し、12月のIUCN世界遺産パネル会合後はさらに活発化させて、以下を含む:

- i) 評価ミッションの前に、IUCN は明確化を要する推薦資料の疑問について追加情報を要請する場合があります、評価ミッションの準備のために締約国と常に連絡をとる。
- ii) 評価ミッション中、IUCN のミッション団は締約国の代表者および利害関係者と現地で詳細な討議を行うことができる。
- iii) 評価ミッション後、IUCN はミッション団が特定した課題を討議し、必要に応じて締約国に追加情報を要請することができる。
- iv) 通常12月に開かれるIUCNの第1回世界遺産パネル会合の後、IUCNはパネルが提起した課題を討議し、必要に応じて締約国に追加情報を要請する。評価に関する状況や課題を概説し、補完情報が必要であればその旨を詳細に示した簡潔な中間報告書が条約の2種類の作業言語のいずれかで推薦締約国に送付され、世界遺産委員会議長に伝達するため世界遺産センターにコピーが送付される。対話および協議は、双方の合意により遠隔会議および/または対面会議のいずれかで行われる。

IUCNは指定された期日までに締約国が書面で世界遺産センターに正式に提出したすべての情報を評価において考慮する(作業指針の第148段落を参照)。ただし、上記のすべての段階において、推薦の利害関係者、希望する場合自由にIUCNに連絡をとり、情報を提供してもよい。

IUCNは、世界遺産委員会が以前に採択した情報照会や記載延期決議、または同委員会が政策課題に関して何らかの立場を取った場合など、推薦に関する世界遺産委員会の過去のすべての決議も十分検討する。

再推薦や既存世界遺産の拡張および境界線の変更の場合、IUCNは世界遺産委員会に以前報告された当該資産の保全状況に関するすべての課題も検討する。またIUCNは、当該資産の保全状況に関する重要課題を、それが評価プロセスにおいて初めて特定された場合には、保全状況の報告プロセスを通じて委員会に報告する場合もある。

比較の根拠としての生物地理区分体系

2. 評価において IUCN は、グローバル比較分析に対するアプローチの中心的要素として、Udvardy の「世界の生物地理区分」（1975 年）や、より最近の世界の陸上、淡水、海洋生態域といった生物地理区分体系を用いる。これらの体系は推薦資産を同様の気候的および生態学的条件の遺跡と比較する客観的手段をもたらす。
3. ただし、これらの生物地理区分体系は比較のための尺度としてのみ用いられ、世界遺産がこれのみに基づいて選ばれたり、そうした区分体系すべての表示が選考プロセスの基礎となったりすることは意味しない。指針となる原則として、世界遺産には顕著な普遍的価値が存在しなければならない。

保全優先地域を特定する制度

4. IUCN は、世界自然保護基金（WWF）のグローバル 200 エコリージョン、WWF/IUCN の植物多様性の中心地、コンサベーションインターナショナルの生物多様性ホットスポットおよび高生物多様性自然地域、バードライフインターナショナルの固有鳥類生息地および重要野鳥生息地、その他絶滅ゼロ同盟地等の生物多様性の鍵になる地域など、保全重要地域を特定する制度も用いる。これらの制度は、生物多様性の保全について推薦資産の重要性に関する追加情報を提供する。ただし、これらの場所がすべて世界遺産一覧表に含まれることを想定しない。指針となる原則として、世界遺産には顕著な普遍的な価値が存在しなければならない。

地球科学的価値について資産を審査する制度

5. 地質学的な価値を理由に推薦された資産の評価において、IUCN は、ユネスコ地球科学部、国際地形学会（International Association of Geomorphologists）、国際洞窟学連合（International Union of Speleology）³⁶および国際地質科学連合（IUGS）など、幅広い専門機関の意見を聞く。

審査プロセスで用いられる補足参考文献

6. 評価プロセスには、IUCN および幅広い国際保全機関が刊行した世界の自然保護地域に関する主要な参考文献の検討も含まれる。これらの文書は同時に、世界各地で保護地域の保全の重要性を比較できる制度全体の概要を提供する。IUCN は、自然世界遺産の範囲や世界遺産となる可能性がある資産における相違を特定する、幅広いテーマ別研究も行っている。これらは IUCN のウェブサイト www.iucn.org/worldheritage で閲覧することができる。

IUCN は、資産の価値および保全問題についての洞察を得るため、推薦資産に特有の参考文献も利用する。

文化的景観の審査（第 47 および 47ter 段落も参照）

7. IUCN は、多くの文化遺産、特に文化的景観として推薦されるものに関心を持っている。こうしたことから、場合により推薦される文化的景観に対する ICOMOS との共同現地調査に参加する（以下のパート D を参照）。

³⁶（訳注）International Association of Geomorphologists および International Union of Speleology については和文の情報が少なく、定訳が確認しがたいため、仮訳として括弧書きで原文のままの表記を補った。

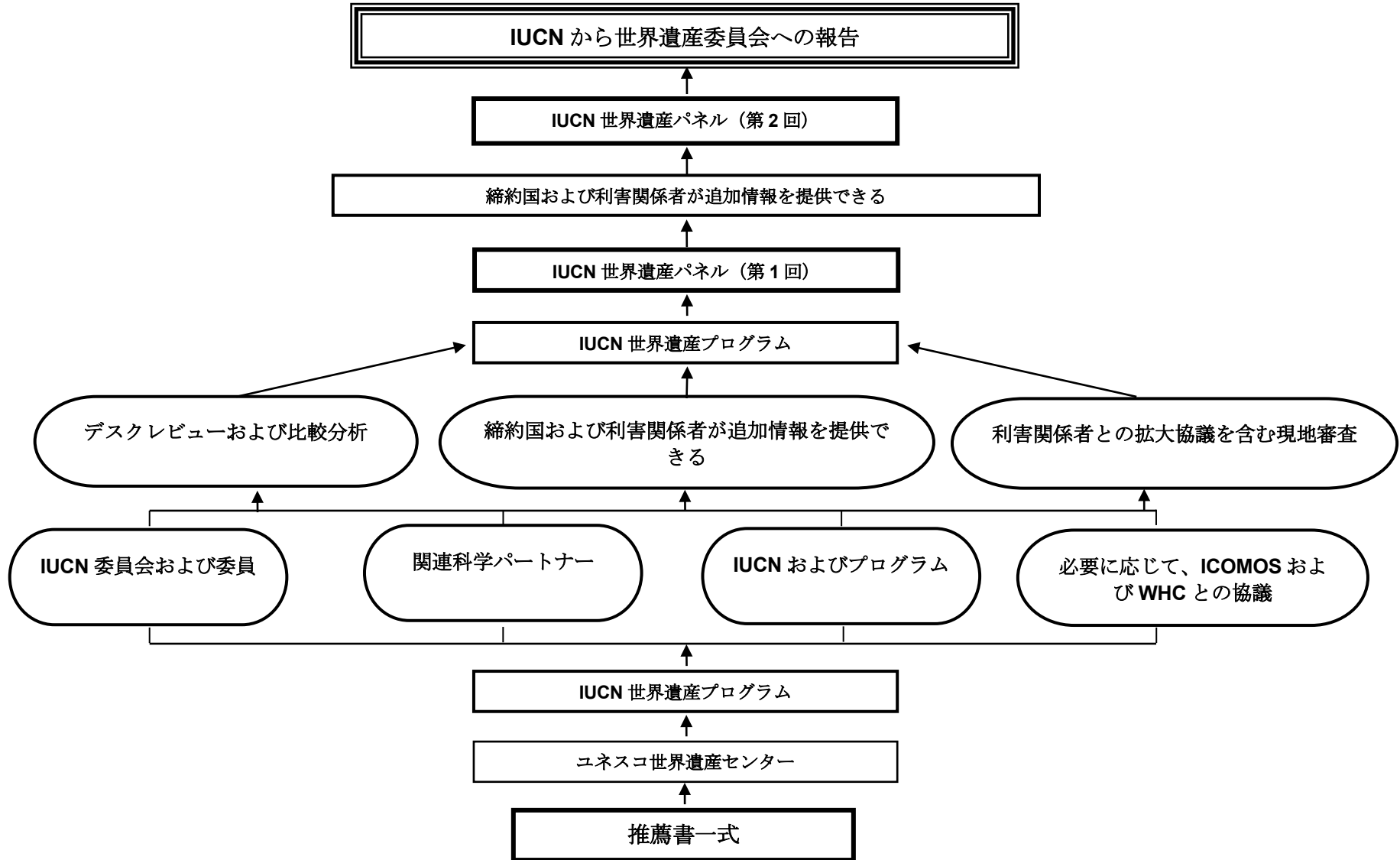
8. IUCN の審査は一定の文化的景観に関する自然の資質に従い、以下の要素に関する：

- (i) 自然・半自然体系および動植物の野生種の保全
- (ii) 持続可能な利用制度（農業、伝統漁業、林業）内での生物多様性の保全
- (iii) 持続可能な土地および水の利用
- (iv) 景観美の強化
- (v) 植物園または樹木園といった生息場所以外のコレクション
- (vi) 人類の自然との相互関係の顕著な例
- (vii) 歴史的に重要な発見

以下の表は、文化的景観の区分の文脈で上記の各列挙内容を定め、これによりそれぞれの検討がどこで最も生じる可能性が高いのかを示す（検討がない場合、それが一切生じないことを意味するのではなく、その可能性が低いというだけである）：

文化的景観の種類	最も該当する可能性が高い自然の検討（上記載16段落を参照）						
意匠された景観						(v)	
有機的に進化する景観 — 継続的	(i)	(ii)	(iii)	(iv)			
有機的に進化する景観 — 化石	(i)					(vi)	
関連する景観							(vii)

図2：IUCNによる審査手続きの概要



D. 諮問機関の連携

複合資産の推薦

1. 自然および文化の両方の基準に基づいて推薦される資産は、IUCN と ICOMOS による推薦資産への共同ミッションが必要となる。このミッションの後、IUCN および ICOMOS は、関連基準（上記を参照）に基づいて資産の評価報告書を個別に作成し、それぞれの評価を可能な限り調和させ、調整する。

文化的景観

2. 文化的景観として推薦される資産は、基準(i)から(vi)に基づいて ICOMOS が審査する（作業指針の第 77 段落を参照）。IUCN は該当する場合、推薦資産の自然の価値や保全管理について助言を行うことができ、また ICOMOS から提起された疑問に対処する。共同ミッションが必要な場合もある。

自然と文化の結合

3. 世界遺産一覧表に推薦される資産の大半は、支援と文化の総合作用に関連する管理の側面を含んでいるため、IUCN および ICOMOS は可能な範囲で審査プロセスの間にそのような相互作用について討議する。



世界遺産条約の適用に係る定期報告の書式

United Nations World
Educational, Scientific and Cultural Organization Heritage
Convention

- 定期報告の書式は <https://whc.unesco.org/en/periodicreporting> で入手できる。
- 定期報告の詳しい手引きを *作業指針* のセクション V に示す。
- 情報管理を促進させるため、締約国は英語またはフランス語で、電子書式と印刷物の形で以下に報告書を提出することが求められる：

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

E メール : <https://whc.unesco.org/en/contacts>

書式

世界遺産条約の適用に関する定期報告

本付属資料は定期報告の質問票について概説している。完全な質問票は <https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/> で入手できる。

一般要件

- 情報は可能な限り正確かつ具体的で、簡潔であること。可能な限り定量化し、完全な参照がなされていること。各章でコメントを記載する箇所が用意されている。
- 意見の表明は、それが表明された機関と検証可能な事実を参照することにより裏付けられる必要がある。

セクション I：締約国による *世界遺産条約* の適用

セクション I は、締約国に対し、この分野で得られた経験の詳細とともに、締約国が採択した立法上および行政上の規定、ならびに本条約の適用のために講じたその他の措置に関して情報を提供したり、または既存情報を検証することを求める（*世界遺産条約* 第 29 条 1 項）。

1. 概要

第 1 章は、締約国名および条約の批准または加入年を示し、本報告書のセクション I 作成に関わる団体および機関の情報を求める。

2. 自然遺産および文化遺産の保全に関するその他の条約、プログラムおよび勧告との相乗効果

第 2 章は、環境多国間協定のほか、他のユネスコ条約、プログラム、勧告との間の既存および潜在的な相乗効果に関する情報収集を目的とする。締約国もまた、世界遺産委員会により採択された関連政策をどの程度実施しているかについて情報の提供が求められる。

3. 暫定リスト

第 3 章は、暫定リストの作成プロセス、利用したツールおよび手引き、暫定リストにある資産と他の条約との潜在的な相乗効果、ならびに世界遺産と持続可能な開発政策文書（2015 年）に沿ったプロセスの持続可能性に関する情報収集を目的とする。

4. 推薦

第 4 章は、世界遺産一覧表への記載に向けた資産推薦のプロセス、利用したツールやガイダンスのほか、世界遺産と持続可能な開発政策文書（2015 年）に沿ったプロセスの持続可能性に関する情報収集を目的とする。

5. 一般政策の策定

第 5 章は、文化遺産および／または自然遺産の保護、保全、展示のための法的枠組み、およびその有効性に関する情報収集を目的とする。

6. 文化遺産および自然遺産の目録／一覧表／登録簿

第6章は、国内で重要な文化遺産および自然遺産の目録／一覧表／登録簿の状況、およびそれらの編集に用いるプロセスに関する情報収集を目的とする。

7. 保護、保全および展示に対する対応状況

第7章は、文化遺産および自然遺産の特定、保護、保全および展示に対する締約国領域内の対応、および関与する利害関係者間の協力に関する情報収集を目的とする。

8. 財政状況および人材

第8章は、文化遺産および自然遺産の保全および保護のための財源の利用可能性および妥当性に関する情報収集を目的とする。

9. キャパシティの構築

第9章は、世界遺産キャパシティビルディング戦略（2011年）に従い、遺産の保全、保護、展示ならびに管理のキャパシティビルディングに関する情報収集を目的とする。

10. 世界遺産の政策および（財政的・人的）資源の準備

第10章は、世界遺産の保護、保全、展示および管理のための具体的法令、政策および手段に関する情報収集を目的とする。

11. 国際協力および資金調達

第11章は、文化遺産および自然遺産の分野における他の締約国との協力に関する情報収集を目的とする。

12. 教育、情報および意識啓発

第12章は、文化遺産および自然遺産の保護および保全について、意思決定者、資産所有者、一般市民、そして特に若者の意識啓発のための手段に関する情報収集を目的とする。

13. 結論および推奨される取り組み

第13章は、質問票への回答に基づき、セクションIの各項目の主な結果を自動的に提示する。締約国も世界遺産条約の履行に関して、行っている取り組みについての情報を提供すること。

14. 世界遺産条約の履行における優れた実践

第14章は、国内で実施されている世界遺産の保護、特定、保全または管理における優れた実践例を示す箇所を用意している。

15. 定期報告活動の評価

第15章は、定例的報告の目的への合致度、作成されたデータの使用方法ならびに回答者が利用できる研修やガイダンスを含む、定期報告活動の様式、内容ならびにプロセスを評価する。

セクションII：特定の世界遺産の保全状況

セクションIIは現地レベルでの条約の履行に関する情報を収集するもので、個々の世界遺産ごとに記入しなければならない。本報告書の作成には、遺産の日々の管理に責任を有する者が関

与する必要がある。国境を越える資産については、関係機関が共同で、または緊密に連携して報告書を作成することが推奨される。

1. 世界遺産のデータ

第1章は、遺産の基本データ（名称、登録年、地理座標、地図、ソーシャルメディアの有無）に関して、情報の提供または既存情報の確認を求めるとともに、本報告のセクションIの作成に関わった組織または機関に関する情報の収集も求める。

2. 世界遺産の保護に係る他の条約／プログラム

第2章は、遺産に関連する他の条約およびプログラム（ユネスコその他）との相乗効果、ならびにこれらの条約およびプログラムの間に存在する連携・統合の程度（該当する場合）に関する情報を収集する。

3. 顕著な普遍的価値の言明およびアトリビュートの定義

第3章は、顕著な普遍的価値（OUV）のアトリビュート、現在の状態および前回の定期報告期間以降の状態の傾向に関する情報を収集する。

4. 遺産に影響を与える要因

第4章は、現在遺産に正負の影響を与えている、または与える可能性が高い様々な要因に関する情報を集める。

5. 遺産の保護管理

第5章は、管理の実践的な問題と、遺産およびその顕著な普遍的価値の保護、管理およびモニタリングの有効性に関する情報を収集する。

6. 財源および人材

第6章は、利用可能な財源、管理ニーズに対する予算の妥当性、人材の確保状況ならびに遺産におけるキャパシティビルディングの水準に関する情報を収集する。

7. 科学的調査および研究プロジェクト

第7章は、世界遺産の価値とアトリビュートに関する利用可能な（科学的および伝統的）知識の妥当性、および管理ニーズおよび／または顕著な普遍的価値の理解向上のために向けられる研究プログラムの存在に関する情報を収集する。

8. 教育、情報、意識啓発

第8章は、教育、情報、理解、意識啓発のための取り組み全般とともに、遺産の現場での遺産教育および啓発プログラムの存在と有効性に関する情報を収集する。

9. 訪問者の管理

第9章は、遺産における観光活動および訪問者管理に関する情報を収集する。

10. モニタリング

第10章は、遺産のモニタリングプログラムおよび指標の存在のほか、遺産に関連する委員会決定の履行（該当する場合）に関する情報を収集する。

11. 優先する管理ニーズの特定

第11章は、定期報告の本セクションで取り上げられた、さらなる取組を必要とするあらゆる管理ニーズが自動的に列挙される。

12. まとめおよび結論

第12章は、定期報告の本セクションで取り上げられた、最も重要な正負の要因（それぞれ10件まで）を取り上げる。

13. 世界遺産の地位による影響

第13章は、特に世界遺産と持続可能な開発政策（2015年）に焦点を当て、様々な主題と関連させて、世界遺産の地位による影響についての情報を収集する。

14. 世界遺産条約の履行における優れた実践

第14章は、各遺産で実施されている世界遺産の保護、特定、保全および維持における優れた実践例を示す箇所を用意している。

15. 定期報告活動の評価

第15章は、作成されたデータの使用方法ならびに回答者が利用できる研修やガイダンスを含む、定期報告活動の様式、内容ならびにプロセスを評価する。



国際的援助要請書

- 国際的援助要請書は <https://whc.unesco.org/en/intassistance> で入手でき、オンライン上で入力することができる。
- 国際的援助に関するさらなる手引きは作業指針のセクションVIIで確認することができる。
- 要請書の記入に関する添付の注釈を参照すること。
- 記入し署名した国際的援助要請書の原本は英語またはフランス語に訳し、下記宛てに送付すること：

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France

Eメール：wh-intassistance@unesco.org

1. 締約国

2. プロジェクト名

3. 援助の種別

	緊急援助	準備援助	保全および管理
文化			
自然			
複合			

4. プロジェクトの所在地：

a) プロジェクトは世界遺産で実施されるか？

- はい -いいえ

「はい」の場合、遺産の名称を示すこと。

b) プロジェクトは現地の構成要素を含むか？

- はい -いいえ

「はい」の場合、どこでどのように含むのか？

- c) プロジェクトが世界遺産で実施される場合、それは他の世界遺産にも利益になるのか、またそうである場合、どのように利益になるのかを示すこと。

**5. プロジェクト実施の時間枠
(予定か確定かを示すこと)**

日付： _____

期間： _____

6. プロジェクトは以下のとおりである：

- 現地プロジェクト
- 国内プロジェクト
- 地域の締約国が数カ国関与する準地域プロジェクト
- 地域の大半の締約国が関与する地域プロジェクト
- 異なる地域の締約国が関与する国際プロジェクト

国内、準地域、地域または国際プロジェクトの場合、プロジェクトに参加する／プロジェクトから利益を得る国／遺産を示すこと：

7. プロジェクトの価値証明

- a) なぜこのプロジェクトが必要なのか説明すること。
(緊急援助については、代わりに以下の項目 8 を記入されたい)

- b) 該当する場合、提出した全ての裏付け資料を列挙すること。

8. 緊急援助のみ

- a) 遺産に影響を与える実際の、または潜在的な脅威／危機を記述すること。

- b) それが遺産の顕著な普遍的価値にどのように影響を与えるのか示すこと。

- c) プロジェクト案がその脅威／危機にどのように対処するのか説明すること。

9. プロジェクトの目的

プロジェクトの具体的な目的を明確に述べること。

10. 期待される成果

- a) プロジェクトで期待される成果を明確に述べること。

- b) これらの成果の達成度を評価するために使用できる指標および検証手段を定義すること：

期待される成果	指標	検証手段

11. 作業計画（具体的な活動およびスケジュールを含む）

活動	時間枠（月単位）						
活動							
活動							
活動							
活動							

12. 評価および報告

（プロジェクト完了後 3 か月以内 に世界遺産センターへ提出すること）

13. プロジェクトが専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者の参加を予測している場合、そうした人々のプロフィール

（専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者の身元がすでにわかっている場合、これらの氏名を記載し、可能な場合は簡潔な履歴書を含めること）

14. プロジェクトが研修生／参加者などの人々の参加を予測する場合、そうした人々のプロフィールを含めた、主要な対象者

15. 予算の内訳

a) 以下の表（米ドル）にプロジェクトの個別要素の詳細な費用内訳を、可能な場合は単価を含めて記載し、これらが様々な財源の間でどのように分担されるのか示すこと。

項目 (プロジェクトに該当する項目 を選択すること)	米ドルでの詳細 (該当する項目について)	締約国 資金 (米ドル)	世界遺産 基金への 要請額 (米ドル)	その他の 財源 (米ドル)	合計 (米ドル)
組織 <ul style="list-style-type: none"> • 会場 • 事務所費用 • 事務補助 • 翻訳 • 同時通訳 • 視聴覚機器 • その他 	__米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル __米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル/頁 x __頁 = __米ドル __米ドル/時間 x __時間 = __米ドル __米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル				
人事/コンサルタント業務 (料金) <ul style="list-style-type: none"> • 国際専門家 • 国内専門家 • コーディネーター • その他 	__米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル				
旅費 <ul style="list-style-type: none"> • 海外旅費 • 国内旅費 • その他 	__米ドル __米ドル __米ドル				
日当 <ul style="list-style-type: none"> • 宿泊 • 食事 	__米ドル/日 x __人 = __米ドル __米ドル/日 x __人 = __米ドル				
機器 <ul style="list-style-type: none"> • • 	__米ドル/台 x __台 = __米ドル/台 x __台 =				
評価、報告および発表 <ul style="list-style-type: none"> • 評価 • 報告 • 編集、レイアウト • 印刷 • 配布 • その他 	__米ドル __米ドル __米ドル __米ドル __米ドル __米ドル				
雑費 <ul style="list-style-type: none"> • 査証 • その他 	__米ドル x 参加 __人 = __米ドル __米ドル				
計					

- b) 締約国またはその他の財源から資源がすでに利用できるようになっているか否か、またはいつ利用できるようになると思われるか明示すること。

16. 締約国その他の期間からの現物出資

- a) 国内機関

- b) その他の二か国間／多国籍組織、寄贈者等

17. プロジェクトの実施を担当する機関

18. 締約国を代表する署名

氏名 _____

職名 _____

日付 _____

19. 付属資料

_____ (要請書に添付された付属資料の数)

注釈

国際的援助要請書		注釈																																																																
1.	締約国	国際的援助要請を行う締約国名																																																																
2.	プロジェクト名																																																																	
3.	<p>援助の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「保全および管理」には現在、以前の区分が含まれていることに留意すること：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修、研究への支援 - 技術協力 - 教育、情報、意識啓発のための支援 		緊急援助	準備援助	保全および管理*	文化				自然				複合				<p>詳細は作業指針の第 241 段落を参照。</p> <p>要請する援助の種別のほか、プロジェクトの対象となる遺産の種別を示す。</p> <p>表の欄を1つのみチェックすること。</p> <p>例：</p> <p>- 岩窟壁画に関する研修プロジェクト：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>- 複合遺産の推薦書類の準備：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td>X</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>- 熱帯暴風雨による森林保護区の被災後の緊急援助要請：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td>X</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		緊急援助	準備援助	保全および管理	文化			X	自然				複合					緊急援助	準備援助	保全および管理	文化				自然				複合		X			緊急援助	準備援助	保全および管理	文化				自然	X			複合			
	緊急援助	準備援助	保全および管理*																																																															
文化																																																																		
自然																																																																		
複合																																																																		
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化			X																																																															
自然																																																																		
複合																																																																		
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化																																																																		
自然																																																																		
複合		X																																																																
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化																																																																		
自然	X																																																																	
複合																																																																		
4.	<p>プロジェクトの所在地</p> <p>a) プロジェクトは世界遺産で実施されるか？</p> <p><input type="checkbox"/> - はい <input type="checkbox"/> - いいえ</p>																																																																	

	<p>「はい」の場合、遺産の名称を示すこと。</p> <p>b) プロジェクトは現地の構成要素を含むか？</p> <p style="padding-left: 40px;">□ - はい □ - いいえ</p> <p>「はい」の場合、どこでどのように含むのか？</p> <p>c) プロジェクトが世界遺産で実施される場合、それは他の世界遺産にも利益になるのか、またそうである場合、どのように利益になるのかを示すこと。</p>	
<p>5.</p>	<p>プロジェクト実施の時間枠（予定か確定かを示すこと）</p>	<p>プロジェクトの開始日案およびその期間を示す。</p>
<p>6.</p>	<p>プロジェクトは以下のとおりである：</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 現地プロジェクト □ 国内プロジェクト □ 地域の締約国が数カ国関与する準地域プロジェクト □ 地域の大半の締約国が関与する地域プロジェクト □ 異なる地域の締約国が関与する国際プロジェクト <p>国内、準地域、地域または国際プロジェクトの場合、プロジェクトに参加する／プロジェクトから利益を得る国／遺産を示すこと。</p>	<p>その他の国がプロジェクトから利益を得る場合、その国からプロジェクトへの支援を得ているのか記載すること。</p> <p>国境を越える遺産が関与しているかどうかも述べること。</p>
<p>7.</p>	<p>プロジェクトの価値証明</p>	
	<p>a) なぜこのプロジェクトが必要なのか説明すること（緊急援助については、代わりに以下の項目8を記入されたい）。</p>	<p>討議／対処すべき問題や課題を記載する。これは必要に応じて、適宜行われるべき活動の緊急度を含むこと。</p> <p>該当する場合、確認されたかまたは潜在的な遺産への脅威の詳細を2ページ以内で示す。</p> <p>プロジェクトが以下の実施にどのように寄与するのかを説明する：</p>

		<ul style="list-style-type: none"> - 世界遺産委員会の決定 - 委員会、議長またはユネスコの要請により行われた国際専門家のミッションによる勧告 - 諮問機関の勧告 - ユネスコ世界遺産センターその他ユネスコの部門の勧告 - 遺産の管理計画 - 世界遺産基金が支援した以前の活動からの勧告 <p>どの文書に言及しているのかを明確に示す（世界遺産委員会の決定番号、ミッションの日付等）</p>
	b) 該当する場合、提出したすべての裏付け資料を列挙する。	可能な場合、報告書、写真、スライド、地図等の文書による証拠で価値証明を裏付ける。
8.	緊急援助のみ	
	a) 遺産に影響を与える実際の、または潜在的な脅威／危機を記述する。	<p>緊急支援基金は、大規模災害の発生後に自動的に供与されるものではない。この種別の援助は、<u>自然または人為的</u>災害に関連して<u>差し迫った危機</u>が世界遺産の顕著な普遍的価値全体、ならびにその真実性および／または完全性を脅かしている場合に限り、遺産に考えられる悪影響を防ぐか、少なくとも大きく緩和するために行われる。</p> <p>緊急援助は、例えば大規模災害の結果、差し迫った危機の有無を評価するために行われる場合もある。</p> <p>反対に、災害により遺産の一定の損失がすでに生じたが、緊急問題として対処する必要がある差し迫った脅威またはリスクがそれ以上ない場合には、その他の援助形態（保全および管理の援助）の方がより適切であると考えられる。</p>
	b) それが遺産の顕著な普遍的価値にどのように影響を与えるのか示すこと。	緊急援助の供与に対する優先度を証明する際、対処すべき脅威／危機は、緩和されない場合、世界遺産の顕著な普遍的価値やその真実性および／または完全性に

		影響を与える可能性があるか否かを検討する。																		
	c) プロジェクト案がその脅威／危機にどのように対処するのか説明すること。	緊急援助プログラムに基づく資金提供案は、プロジェクトの範囲およびその活動が世界遺産への脅威／危機をどのように評価するのかを述べ、脅威／危機がどのように効果的に緩和されるのかを示すこと。																		
9.	プロジェクトの目的 プロジェクトの具体的な目的を明確に述べること。	この特定のプロジェクトを実施することにより達成したい目的は何か。																		
10.	期待される成果																			
	a) プロジェクト案で期待される成果を明確に述べること。	期待される成果は、具体的かつ測定可能であること。期待される成果はそれぞれ、一式の指標により測定される（10.bを参照）。																		
	b) これらの成果の達成度を評価するために使用できる指標および検証手段を定義すること。	指標は、達成された成果を測定し、プロジェクトの目的に向けた進捗を判断するために使用される。これらは、10.で定義する期待される成果に基づいており、完了後にプロジェクトを評価するベースとして機能する。 これらの指標は客観的で測定可能であり、数値または割合等の定量化できる条件で表現されること。 例： 準備援助 <i>目的：</i> 世界遺産センターへ提出する完全な推薦書類を作成すること。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期待される成果</th> <th>指標</th> <th>検証手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期待される成果	指標	検証手段										<table border="1"> <thead> <tr> <th>期待される成果</th> <th>指標</th> <th>検証手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産センターへ提出する。</td> <td>●期日までに提出される推薦書</td> <td>●書類送付の郵便記録 ●世界遺産センターから締約国への報告</td> </tr> </tbody> </table>	期待される成果	指標	検証手段	完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産センターへ提出する。	●期日までに提出される推薦書	●書類送付の郵便記録 ●世界遺産センターから締約国への報告
期待される成果	指標	検証手段																		
期待される成果	指標	検証手段																		
完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産センターへ提出する。	●期日までに提出される推薦書	●書類送付の郵便記録 ●世界遺産センターから締約国への報告																		

		<p>完成した管理計画を推薦書類と合わせて提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●期日までに提出される管理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●書類送付の郵便記録 ●世界遺産センターから締約国への報告
		<p>推薦書類が世界遺産センターおよび諮問機関により、完全であると判断される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産センターおよび諮問機関による、完全であるかどうかの審査に合格 	<ul style="list-style-type: none"> ●書類が完全とみなされたことを伝える世界遺産センターから締約国への書簡
<p>緊急援助</p>				
<p>目的：</p>				
<p>洪水または地震により被害を受けたばかりの建物の構造を安定化させること。</p>				
<p>期待される成果</p>	<p>指標</p>	<p>検証手段</p>		
<p>建物の構造が安定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急の構造的問題の特定 ●緊急工事計画の確定 ●一時的な安定化措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の緊急状態に関する構造工学技術者の報告 ●実施すべき緊急工事の見積もり案 ●実施された安定化工事の最終報告 		
<p>将来実施するためにさらなる保全工事の計画が策定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全体的な構造分析の実施 ●さらに必要な保全工事の見積もり案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の全体的保全状況に関する構造工学技術者の報告 ●実施すべき必要な保全工事の見積もり案 		
<p>保全および管理の援助</p>				
<p>目的：</p>				
<p>世界遺産一覧表に記載された遺産での管理を、コミュニティの関与に特に注目しながら改善すること。</p>				
<p>期待される成果</p>	<p>指標</p>	<p>検証手段</p>		

		<p>遺産の統合管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現地コミュニティを含む必要部門からの参加者による、管理計画策定のための管理計画チームの設置 ●遺産の顕著な普遍的価値の言明の完成 ●遺産に影響を与える保全および管理の問題に対する分析 ●これらを達成するための明確な目的および戦略の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理計画チームの会合の月次報告 ●遺産の管理において直面した各重要課題についてチームのメンバーが作成した討議資料 ●最終的な管理計画書
		<p>現地コミュニティのメンバーを含む管理委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現地コミュニティのメンバーを少なくとも2名含む管理委員会メンバーの任命 ●少なくとも3回の管理委員会の月次定例会合 	<ul style="list-style-type: none"> ●しかるべき当局が承認した管理委員会の手続きに関する法令および規則 ●管理委員会の月次報告
		<p>しかるべき法的地位で承認された管理計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現地政府当局による承認 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理計画を地域規則として確立する「官報」に置かれた命令

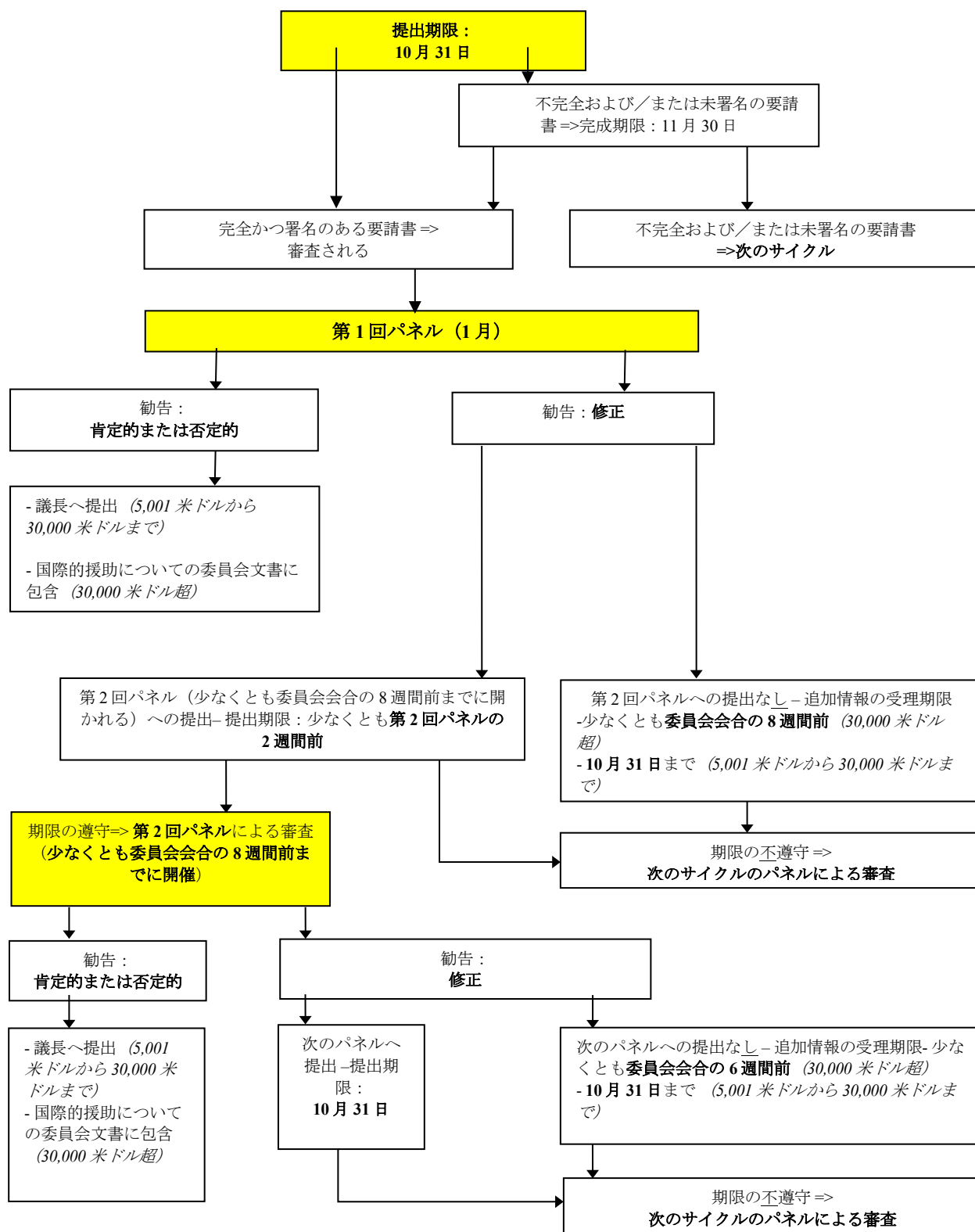
<p>11.</p>	<p>作業計画 (具体的な活動およびスケジュールを含む)</p> <table border="1" data-bbox="284 324 817 660"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	時間枠 (月単位)							活動								活動								活動								活動								<p>上記の 10. で述べた期待される成果に具体的に言及して、行われる活動の作業計画を記述する。各行動の日付と期間を示す。会合および研修活動については、討議すべきテーマ、課題および問題を含めた暫定プログラムを提出すること。</p> <p>例：</p> <p>期待される成果 No.1 について：</p> <table border="1" data-bbox="861 571 1396 907"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>期待される成果 No.2 について：</p> <table border="1" data-bbox="861 1086 1396 1422"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	時間枠 (月単位)							活動								活動								活動								活動								活動	時間枠 (月単位)							活動								活動								活動								活動							
活動	時間枠 (月単位)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動	時間枠 (月単位)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動	時間枠 (月単位)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
<p>12.</p>	<p>評価および報告 (プロジェクト完了後 3 か月以内に世界遺産センターへ提出すること)</p>	<p><u>最終報告</u>：</p> <p>最終報告は、プロジェクトの実施を担当する当局／個人が作成すること。</p> <p>最終報告は、10. で定義した期待される成果に従って構成すること。</p> <p><u>評価</u>：</p>																																																																																																																								

		<p>評価は、達成した成果および以下（例えば）に対するその影響に焦点を当てること：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 準備援助後の世界遺産一覧表への資産の記載 - 定期報告および保全状況 - 緊急援助後、危機にさらされている世界遺産一覧表からの資産の削除 - 戦略目標（「5つのC」）その他の戦略（グローバルストラテジーなど）を含む世界遺産条約の履行 - 国内および／または地方機関 - 地方職員のキャパシティビルディング - 一般市民の意識啓発 - プロジェクトへの参加者 - 他の資源の勧誘 - その他 <p>誰がそのプロジェクトの評価を担当するのか示す。</p>
13.	<p>プロジェクトが専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者の参加を予測している場合、そうした人々のプロフィール（専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者の身元がすでにわかっている場合、これらの氏名を記載し、可能な場合は簡潔な履歴書を含めること）</p>	<p>正確な専門分野および各専門家が引き受ける業務、ならびに必要な期間を示す。世界遺産センターおよび諮問機関は、関係締約国が要請する場合、リソースパーソン／指導者を推薦することができる。</p> <p>すでにわかっている場合、プロジェクトに参加する専門家の氏名を記載し、可能な場合は要請書の別紙として簡潔な履歴書を送付すること。</p>
14.	<p>プロジェクトが研修生／参加者などの人々の参加を予測する場合、そうした人々のプロフィールを含めた、主要な対象者</p>	<p>プロジェクトの対象グループおよび受益者、その職業、機関または専門分野を示す。</p>
15.	<p>予算の内訳</p>	
	<p>a) 以下の表（米ドル）にプロジェクトの個別要素の詳細な費用内訳を、可能な場合は単価を含めて記載し、これらが様々な財源の間でどのように分担されるのかを示す：</p>	<p>全てのプロジェクト関連費用の内訳を表に示し、様々なドナー（締約国、世界遺産基金その他）の間での費用分担も示す。</p>

	(i) 組織	この欄の項目には、会場費、事務所費、事務補助、翻訳、同時通訳、視聴覚機器その他プロジェクトの実施を成功させるために必要な組織費を含めることができる。
	(ii) 人事およびコンサルタント業務	この欄の項目には、国際専門家、国内専門家、現地または国際コーディネーターその他プロジェクトの実施を成功させるために必要な人員の費用を含めることができる。
	(iii) 旅費	この欄の項目には、プロジェクトの実施を成功させるために必要な海外または国内旅費を含めることができる。
	(iv) 日当	この欄の項目には、プロジェクトの実施を成功させるために必要な宿泊費、食費および付帯費用を含めることができる。
	(v) 機器	この欄の項目には、プロジェクトの実施を成功させるために必要な機器を含めることができる。
	(vi) 評価、報告および発表	この欄の項目には、評価、報告、編集およびレイアウト、印刷、配布の費用ならびにその他プロジェクトの実施を成功させるために必要な費用を含めることができる。
	(vii) 雑費	この欄の項目には、査証費またはその他プロジェクトの実施を成功させるために必要な少額の費用を含めることができる。
	b) 締約国またはその他の財源から資源がすでに利用できるようになっているか否か、またはいつ利用できるようになると思われるか明示する。	資源がまだ利用できるようになっていない場合、プロジェクトの開始前に利用できるか否かを示す。
16.	締約国その他の機関からの現物出資	
	a) 国内機関	詳細に明示する。
	b) その他の二か国間／多国籍組織、寄贈者等	詳細に明示する。
17.	プロジェクトの実施を担当する機関	プロジェクトの実施を担当する者／機関のほか、その他の参加機関の名称、職名、住所および全ての連絡先を示すこと。

		締約国のプロジェクトに対する立法上および行政上のコミットメントが得られるか否かを示すこと（作業指針の第 239 段落 d を参照）。
18.	締約国を代表する署名	氏名 職名 日付
19.	付属資料	この部分では、要請書に添付された付属資料の数および各付属資料の題名を記載する。

5,000 米ドルを超える保全および管理の援助ならびに準備援助の国際的援助要請書の提出プロセス³⁷



³⁷ (訳注) テキストボックス内の“IA”は“International Assistance” (国際的援助) の略と捉えた。



国際的援助要請審査基準

国際的援助要請を審査する場合、諮問機関、世界遺産センターおよび関連する意思決定者（世界遺産委員会の議長、世界遺産委員会または世界遺産センターのセンター長）は以下の検討を行うこととなる。

これらの項目はチェックリストとなるものではなく、また全ての項目がどの国際的援助要請にも該当するわけではない。むしろ、世界遺産基金を通じて利用できる限られた財政的支援を適切に割り当てることに関してバランスのとれた判断を行う上で、適切な項目を統合的に併せて検討すべきものである。

A. 適格性

1. 締約国は、世界遺産基金への分担金の支払いに未払があるか。
2. 要請は、締約国の公認組織／機関からのものか。

B. 優先する検討事項

3. 要請は、後開発途上国（LDC）、低所得国（LIE）、小島嶼開発途上国（SIDS）または紛争終結国の一覧表に記載されている締約国からのものか。
4. 遺産は、危機にさらされている世界遺産一覧表に記載されているか。
5. 要請は、世界遺産委員会の戦略目標（信用性、保全、キャパシティビルディング、コミュニケーション）の1つまたは複数をも促進させるか。
6. 要請は、遺産および／または地域レベルでの定期報告プロセスを通じて特定されたニーズに応えるか。
7. 要請は、地域または準地域のキャパシティビルディングプログラムと繋がっているか。
8. （求める援助の種別を問わず）活動に対するキャパシティビルディングの側面はあるか。
9. 活動から学んだ教訓はより大きな世界遺産制度に利益をもたらすか。

C. 活動案の具体的内容に関連する検討事項

10. 要請の目的は、明確に述べられており、達成可能か。
11. 結果を達成するために、実施のスケジュールを含めた明確な作業計画があるか。その作業計画は合理的か。
12. 提案を実施する機関／組織はそれを行う能力があるか。また継続して連絡をとるために確認されている担当者はいるか。
13. 利用を提案された専門家（国内または国際）は、要請されている業務を実施する資格があるか。適切な関与期間を含めて、彼らに対する明確な付託条項はあるか。
14. 全ての関連当事者（例えば利害関係者やその他の機関など）の関与が提案で考慮されているか。

15. 技術的要件が明確に表現されており、それらは合理的か。
16. 成功のための適切な指標を含めて、成果の報告および継続的モニタリングの明確な計画があるか。
17. 活動が完了した後の適切なフォローアップに対して、締約国のコミットメントがあるか。

D. 予算／財務上の検討事項

18. 全体的な予算は、実施が提案された作業について合理的であるか。
19. 予算は、単価が合理的で必要に応じて現地費用および／またはユネスコの基準・規則に則していることを保証するべく十分に詳述されているか。
20. 要請は、他の資金供与の触媒（増加させるもの）として機能するか（現金または現物のいずれかのその他財源が明確に特定されているか）。

E. 国際的援助の個々の種別に対する検討事項

a) 緊急援助要請

21. 要請の対象となる脅威または災害は、作業指針内の緊急の定義（予測されない現象）に適合しているか。
22. 介入案は、その実施に関わる者にとって合理的な安全性のもとに行うことができるか。
23. 介入は、遺産の保護／保全に関する最も重要な課題に対応しているか。

b) 準備援助要請

推薦書類の作成に関する要請について

24. 資産は、締約国の暫定リストに記載されているか。
25. 締約国は、世界遺産一覧表に記載されている遺産をすでに有しているか。有している場合、何件有しているか。
26. 世界遺産一覧表への記載を提案する資産の種別は、世界遺産一覧表に存在しない、または少数しか存在しないものか。
27. 管理計画の作成、比較分析、顕著な普遍的価値の言明、地図作成など、必要な要素に十分な注意が払われているか。
28. コミュニティの関与に十分な注意が払われているか。

暫定リストの作成に関する要請について

29. 作成プロセスは、必要な利害関係者および見解を全て含めるよう考案されているか。
30. 自然遺産および文化遺産の専門家が両方関与することが提案されているか。
31. 締約国は世界遺産条約の新締約国か。
32. 要請が暫定リストの調整のためである場合、地域または準地域の必要な全締約国の代表者が関与しているか。

その他の種別の援助準備に関する要請について

33. 要請がその他の援助要請を準備するためである場合、最終的な要請の必要性は十分に文書化されているか。

c) 保全および管理の援助要請保全作業または管理計画に関する要請について

34. 資産は、世界遺産一覧表に記載されているか。
35. 提案されている作業は、資産の保護または防護のために優先されるか。
36. 提案されている作業は、ベストプラクティスに適合するか。

研修活動に関する要請について

37. *世界遺産条約*の履行に明確に関連するか。
38. それは世界遺産で行われるか、または世界遺産の訪問／事例研究を伴うのか。
39. 世界遺産の保全を担当する者を研修生またはリソースパーソンとして伴うのか。
40. 明確に定義された研修ニーズに対応しているか。
41. 研修方法は、学習目標が達せられることを保証するのに適切か。
42. 現地および／または地域の研修期間を強化するか。
43. 現地での実際的応用に関連しているか。
44. 成果および関連研修資料を世界遺産制度のその他組織に広めるための規定はあるか。

科学的研究関係の要請について

45. 主題が世界遺産のよりよい保護および防護にとって優先すべき性質のものであることを証明できるか。
46. 成果が具体的で、世界遺産制度内で幅広く適用できることを証明できるか。

教育または啓発活動に関する要請について

47. それは対象者の間で世界遺産条約をより周知させたり、あるいは関心をより強くさせたりするのに役立つか。
48. それは世界遺産条約の履行に関する様々な課題の認識を高めるか。
49. それは*世界遺産条約*関連の活動に対する関与をより促進させるか。
50. それは特に学童の間で経験を交換する手段となったり、あるいは共同での教育・情報プログラムを促したりするか。
51. それは*世界遺産条約*推進のために対象者が利用する適切な啓発資料を生み出すものか？



顕著な普遍的価値の言明

顕著な普遍的価値の言明および顕著な普遍的価値の遡及的言明の書式

顕著な普遍的価値の遡及的言明は、英語またはフランス語で提出すること。電子版（Word または pdf 形式）も提出する必要がある。

顕著な普遍的価値の言明は、次の書式（A4 で最大 2 ページ）に従うこと：

- a) 資産の概要
- b) 登録基準に対する証明
- c) 完全性の言明（全ての資産）
- d) 真実性の言明（登録基準(i)から(vi)に基づく資産の場合）
- e) 保護管理の要件

提出期限

委員会の承認が求められる前年の 2 月 1 日³⁸

³⁸（原文注 22）2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書類は直前の金曜日の GMT（グリニッジ標準時）17:00 時までに受理されなければならない。



世界遺産範囲等の変更

世界遺産の境界の軽微な変更

境界の変更は、世界遺産をより特定しやすくし、その顕著な普遍的価値の保護を強化するものであること。

関係締約国が提出した軽微な境界変更案は、関連する諮問機関のレビューおよび世界遺産委員会の承認を受けることになる。

軽微な境界変更案は、世界遺産委員会が承認、非承認または照会することができる。

要求される資料

- 1) **遺産の面積（ヘクタール）**：a)記載された遺産の面積、b)変更を提案する遺産の面積（または提案する緩衝地帯の面積）を示すこと。（減少は、例外的な状況下でのみ、軽微な変更とみなされることに注意する。）
- 2) **変更内容**：遺産の境界変更案についての説明書（または緩衝地帯案の説明書）を提出すること。
- 3) **変更の価値証明**：遺産の境界を変更すべき理由（または緩衝地帯が必要な理由）の概要を、特に当該変更が遺産の保全および／または保護をどのように向上させるのかに重点を置いて提示すること。
- 4) **顕著な普遍的価値の維持に対する寄与**：変更案（または緩衝地帯案）が遺産の顕著な普遍的価値の維持にどう寄与するのか示すこと。
- 5) **法的保護に対する影響**：変更案が遺産の法的保護にどう影響するのか示すこと。追加の提案や緩衝地帯の設定の場合、追加される地域に備わる法的保護についての情報および関連法規のコピーを提供すること。
- 6) **管理の仕組みに対する影響**：変更案が遺産の管理の仕組みにどう影響するのか示すこと。追加の提案や緩衝地帯の設定の場合、追加される地域に備わる管理の仕組みについての情報を提供すること。
- 7) **地図**：遺産の境界線（当初および改正案）をいずれも明確に示すものと、改正案のみ示すものの2つの地図を提出すること。緩衝地帯を設定する場合、記載された遺産と緩衝地帯案の両方を示す地図を提出すること。

地図は必ず以下のとおりであること：

- 地形図または地籍図のいずれかである。
- ヘクタールでの遺産の大きさに妥当な尺度で表示され、現在の境界および変更案の詳細を明確に示すのに十分（しかも、いかなる場合も入手可能な最大かつ実用的な尺度）である。
- 英語またはフランス語で表題および凡例／記号表が示されている（これができない場合は、翻訳を添付すること）。

- 地図上の他の地形と区別できる、はっきり見える線によって遺産の境界（現在および改正案）を記している。
- 明確な標示のついた座標格子（または座標印）が付いている。
- 世界遺産の境界（および該当する場合は世界遺産の緩衝地帯）を（表題および凡例において）明確に指している。世界遺産の境界を、その他保護区の境界と明確に区別すること。

8) **追加情報**：追加提案がある場合、その重要な価値および真実性／完全性の状態に関する情報を提供する、追加される地域の写真を何枚か提出すること。

テーマ別の地図（植生図など）や追加される地域の価値に関する科学的情報の概要（種の一覧など）、および裏付ける書誌など、その他の関連資料を提出することができる。

上記資料は英語またはフランス語で、同一のコピーを2部（複合遺産には3部）提出すること。電子版（.jpg, .tif, .pdfなどの形式による地図）も提出すること。

期限

委員会の承認を要請する年の2月1日³⁹

³⁹（原文注23）2月1日が週末にあたる場合は、推薦書類は直前の金曜日のGMT（グリニッジ標準時）17:00時までに受理されなければならない。



諮問機関による勧告に関する事実誤認提出様式

(作業指針の第 150 段落に則す)

締約国：

評価対象となった推薦資産：

評価⁴⁰した諮問機関：

諮問機関の 評価書のペ ージ、欄、 行	事実誤認を含む文 (誤認箇所は太字で強調表 示すること)	締約国による訂正案	諮問機関および/また は世界遺産センターの コメント (ある場合)

- 事実誤認提出様式、ならびに当該様式の記入見本はユネスコ世界遺産センターおよび <https://whc.unesco.org/en/factualerrors> で入手することができる。
- 事実誤認の提出に関するさらなる手引きは、作業指針の第 150 段落で確認することができる。
- 締約国は、電子書式または wh-nominations@unesco.org への E メールにより、この情報を直ちに提出するよう求められる。

記入し署名した事実誤認提出様式の原本は英語またはフランス語に訳して下記のユネスコ世界遺産センター宛てに、委員会会合の開催 14 日前までに受理されるよう送付すること：7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France

⁴⁰ (原文注 24) 複合資産の推薦について、諮問機関の審査のいずれにも誤認がある場合、諮問機関ごとに別途書式を提出し、それぞれの提出物がどの諮問機関の審査に言及しているのかを示すこと。



保全状況報告書提出様式

(作業指針の第 169 段落に則す)

世界遺産の名称 (締約国) (識別番号)

1. 報告書のエグゼクティブサマリー

[注：以下に記述する各項目を要約すること。エグゼクティブサマリーは最長 1 ページとする。]

2. 世界遺産委員会の決議への対応

[注：締約国は、段落ごとにこの遺産に対する世界遺産委員会の直近の決議に対処するよう求められる。]

危機にさらされている世界遺産一覧表に遺産が記載されている場合、

以下に関する詳細な情報も提供すること：

a) 世界遺産委員会が採択した是正措置の実施において達成した進捗

[注：各是正措置に個別に対処し、正確な日付、数字などを含む事実情報を提供すること。]

必要な場合、特定された各是正措置を実施する際の成功要因または困難な点を記述すること。

b) 是正措置を実施する時間枠は妥当であるか。妥当でない場合、代替となる時間枠を提案し、なぜこの代替時間枠が必要なのかを説明すること。

c) 危機にさらされている世界遺産一覧表からの削除のための望ましい保全状況 (DSOCR) に向けて達成した進捗

3. 締約国が特定したその他の保全に関する事項で、遺産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるもの

[注：これには世界遺産委員会の決議または世界遺産センターからの情報照会で言及されていない事項を含む。]

4. 作業指針の第 172 段落に則り、遺産、緩衝地帯および／または回廊その他の地域の範囲内で予定される主な修復、改変および／または新規建設事業について、そのような開発が真実性および完全性も含めて遺産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある場合には記述すること。

5. 保全状況報告書の一般公開

[注：この報告書は、一般公開用に世界遺産センターの保全状況情報システム (<https://whc.unesco.org/en/soc>) にアップロードされる。報告書全体がアップロードされないことを締約国が求める場合、上記の 1. に規定した 1 ページのエグゼクティブサマリーのみが一般公開用にアップロードされる。]

6. 所管機関の署名



世界遺産エンブレム使用に関する表

この表は、世界遺産条約の作業指針の第VIII章と、ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（決議34C/86）に基づいて作成されたものである。

作業指針の第VIII章に従い、世界遺産エンブレムの使用に対する権限及び権限の委任に関するリマインダー：

第262段落：

「世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの使用の決定及びその使用方法に関する政策決定を行う。」

第276段落

「国内機関は、当該事業（国内事業、国際事業）が自国の領域内に存在する世界遺産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関の決定は、「指針及び原則」に準拠して行われること。」

第278段落

その他のエンブレムの使用承認申請については、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する世界遺産センター長宛てに送付する。

「指針及び原則」及び「用途表」にないケースもしくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。

一体的なロゴとエンブレム単独の使用に関するリマインダー：

第262段落

2007年10月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。

グラフィック憲章に関するリマインダー：

ユネスコのロゴのグラフィック憲章は以下で入手できる：

<http://www.unesco.org/new/en/name-and-logo/graphics/>

作業指針の第 VIII 章の前文によると、世界遺産エンブレム単独の場合は、任意の色またはサイズで使用できる。


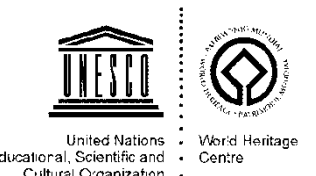
ロゴは、承認機関によって（次の表に詳細が示されているように）デジタル形式で提供され、ユーザーが変更することは一切できない。





製作前に検証のため、予定しているレイアウト案を承認機関に提出することが義務付けられている。

商業利用の定義：


ユネスコの名称、略称、ロゴ、および／またはインターネットドメイン名を伴い世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針での用途では「商業利用」とみなす。そのような利用については、具体的な契約合意（2007年ユネスコロゴ指示書、第3条2.1.3から翻案した定義）によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。


世界遺産センター

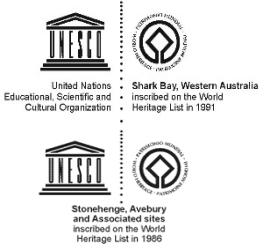



使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産センター (WHC) (国際コンテンツ用)	WHC が使用できるロゴの種類	WHC によるロゴ使用の承認者	WHC が承認可能なロゴ使用者	WHC が承認可能なロゴの種類	WHC が利用および/または承認するロゴ
1) 刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 作業文書 5) 特別なイベントのためのコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 6) 文具	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ	法定使用	委員会を主催する締約国	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage Convention</p>
1) 刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 作業文書 5) 特別なイベントのためのコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 6) 文具	ユネスコ/世界遺産センターのロゴ	法定使用			 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage Centre</p>




使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産センター (続き)	WHC が使用できるロゴの種類	WHC によるロゴ使用の承認者	WHC が承認可能なロゴ使用者	WHC が承認可能なロゴの種類	WHC が利用および/または承認するロゴ
1) 刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベントのための小さなコミュニケーション製品 (ペン、キーホルダーなど) 5) 文具	世界遺産エンブレム	法定使用	1) 世界遺産の管理機関 2) 委員会を主催する締約国	世界遺産エンブレム	
委員会会合	ユネスコ/世界遺産のロゴ + XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session (第〇回世界遺産委員会)	法定使用	委員会を主催する締約国	ユネスコ/世界遺産のロゴ + XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session (第〇回世界遺産委員会)	
外部事業体 (官民部門) とのパートナーシップ	ユネスコ/世界遺産センターのロゴと「With the support of (～の支援による)」、「In cooperation with (～との協力による)」、または「In partnership with (～とのパートナーシップによる)」のテキスト	法定使用	契約上の取り決めの枠組みにおける事業体	ユネスコ/世界遺産センターのロゴと「With the support of (～の支援による)」、「In cooperation with (～との協力による)」、または「In partnership with (～とのパートナーシップによる)」のテキスト	
	ユネスコ/世界遺産センターまたは条約のロゴ+パートナーのロゴおよび/またはテキスト			ユネスコ/世界遺産センターまたは条約のロゴ+パートナーのロゴおよび/またはテキスト	

国内委員会または国内機関


使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1-国内委員会（国内コンテンツ用）	国内委員会が使用できるロゴの種類	国内委員会によるロゴ使用の承認者	国内委員会が承認可能なロゴ使用者	国内委員会が承認可能なロゴの種類	国内委員会が利用および/または承認するロゴ
1) 非営利の刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) Tシャツやバッグ、傘などのコミュニケーション製品（非商品化、特別なイベントのため例外的に） 5) 文具	ユネスコ/世界遺産のロゴと「World Heritage in... [国名]」（[国名]の世界遺産）のテキスト	法定使用	地方政府機関および遺産管理機関	ユネスコ/世界遺産のロゴと「World Heritage in... [国名]」（[国名]の世界遺産）のテキスト	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage in Switzerland</p>

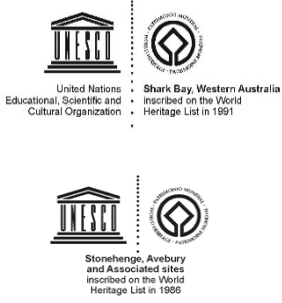

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1-国内委員会（続き）	国内委員会が使用できるロゴの種類	国内委員会によるロゴ使用の承認者	国内委員会が承認可能なロゴ使用者	国内委員会が承認可能なロゴの種類	国内委員会が利用および／または承認するロゴ
1) スペースに限りがある場合のウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 2) グラフィック要素として、またはスペースが限られている場合のコミュニケーション製品 3) 文具 4) 作業指針に則ったその他の該当ケース	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産の管理機関	世界遺産エンブレム	



使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1-国内委員会（続き）	国内委員会が使用できるロゴの種類	国内委員会によるロゴ使用の承認者	国内委員会が承認可能なロゴ使用者	国内委員会が承認可能なロゴの種類	国内委員会が利用および／または承認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に準じたロゴの選択：ユネスコ／世界遺産のロゴを全体か、または下に遺産名を付けて簡略化したもの	法定使用	世界遺産の管理機関	ユネスコ／世界遺産のロゴを全体か、または下に遺産名を付けて簡略化したもの	 <p>遺産名の下テキストは任意。 「inscribed on the World Heritage List in (○年世界遺産一覧表に記載)を 「World Heritage since (○年より世界遺産)」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産の管理機関	世界遺産エンブレム	
商業利用	ユネスコ／世界遺産のロゴと「World Heritage in... [国名]」 ([国名]の世界遺産)のテキスト	ユネスコ事務局長			
	世界遺産エンブレム	法定使用	国内事業者	世界遺産エンブレム	

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1-国内委員会（続き）	国内委員会が使用できるロゴの種類	国内委員会によるロゴ使用の承認者	国内委員会が承認可能なロゴ使用者	国内委員会が承認可能なロゴの種類	国内委員会が利用および／または承認するロゴ
委員会会合	ユネスコ／世界遺産のロゴ+ XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session（第〇回世界遺産委員会）	世界遺産センター	主催機関	ユネスコ／世界遺産のロゴ+ XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session（第〇回世界遺産委員会）	
世界遺産に関連する1回限りのイベントへの支援 （例：国または地方レベルでの会議、刊行物、または視聴覚資料制作活動）			主催事業体	ユネスコ／世界遺産のロゴと「Under the patronage of the National Commission of xxx for UNESCO（ユネスコに対するxxx国内委員会の支援による）」のテキスト	
国内組織との世界遺産関連のパートナーシップ			国内委員会とのパートナーシップを確立した国内組織	ユネスコ／世界遺産のロゴと「With the support of the xxx National Commission for UNESCO（ユネスコに対するxxx国内委員会の支援による）」、「In cooperation with the xxx National Commission for UNESCO（ユネスコに対するxxx国内委員会との協力による）」、または「In partnership with the xxx National Commission for UNESCO（ユネスコに対	

				する xxx 国内委員会との パートナーシップによ る)」のテキスト	
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2-指定された国内機関／官 庁（国内コンテンツ用）	国内機関／官庁が使用でき るロゴの種類	国内機関／官庁によるロ ゴ使用の承認機関	国内機関／官庁が承認可能 なロゴ使用者	国内機関／官庁が承認可 能なロゴの種類	国内機関／官庁が利用および／また は承認するロゴ
1) 非営利の出版物 2) コミュニケーション資 料 3) ウェブサイト、ソーシ ャルメディア、アプリ など 4) 特別なイベント用の非 営利的コミュニケーション 製品（Tシャツ、 バッグ、傘など） 5) 文具	ユネスコ／世界遺産のロゴ と「World Heritage in... [国 名]」（[国名]の世界遺産） のテキスト	国内委員会または世界遺 産センター			

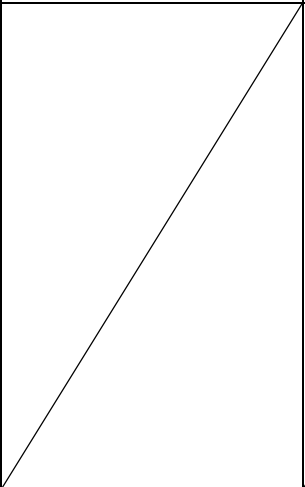
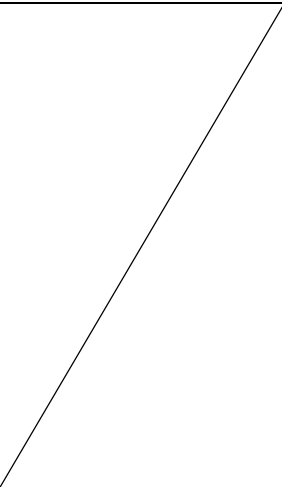

<p>1) 非営利の出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベント用の非営利的コミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 5) 文具</p>	<p>世界遺産エンブレム</p>	<p>法定使用</p>	<p>世界遺産の管理機関</p>	<p>世界遺産エンブレム</p>	
---	------------------	-------------	------------------	------------------	---

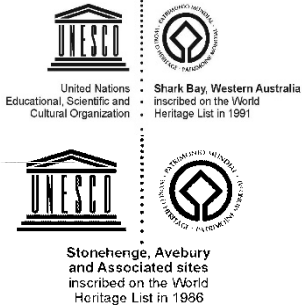

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2-指定された国内機関／官庁（続き）	国内機関／官庁が使用できるロゴの種類	国内機関／官庁によるロゴ使用の承認機関	国内機関／官庁が承認可能なロゴ使用者	国内機関／官庁が承認可能なロゴの種類	国内機関／官庁が利用および／または承認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に準じたロゴの選択：ユネスコ／世界遺産のロゴを全体か、または下に遺産名を付けて簡略化したもの	国内委員会または世界遺産センター	世界遺産の管理機関	ユネスコ／世界遺産のロゴを全体か、または下に遺産名を付けて簡略化したもの	 <p>遺産名の下テキストは任意。 「inscribed on the World Heritage List in (○年世界遺産一覧表に記載) を 「World Heritage since (○年より世界遺産)」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産の管理機関	世界遺産エンブレム	



使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2-指定された国内機関／官庁（続き）	国内機関／官庁が使用できるロゴの種類	国内機関／官庁によるロゴ使用の承認機関	国内機関／官庁が承認可能なロゴ使用者	国内機関／官庁が承認可能なロゴの種類	国内機関／官庁が利用およびまたは承認するロゴ
商業利用	ユネスコ／世界遺産のロゴと「World Heritage in... [国名]」（[国名]の世界遺産）のテキスト	ユネスコ事務局長	/	/	
	世界遺産エンブレム	法定使用	/	/	


世界遺産の管理機関

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産の管理機関（遺産関連コンテンツ用）	当該世界遺産が使用できるロゴの種類	当該世界遺産によるロゴ使用の承認機関	当該世界遺産が承認可能なロゴ使用者	当該世界遺産が承認可能なロゴの種類	当該世界遺産が利用および／または承認するロゴ
1) 非営利の出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベント用の非営利的コミュニケーション製品（Tシャツ、バッグ、傘など） 5) 文具 6) プレート、旗、バナー	ユネスコ／世界遺産専用のロゴ	国内委員会または世界遺産センター	/	/	「inscribed on the World Heritage List in (○年世界遺産一覧表に記載)を「World Heritage since (○年より世界遺産)」に置き換え可。



使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産の管理機関（続き）	当該世界遺産が使用できるロゴの種類	当該世界遺産によるロゴ使用の承認機関	当該世界遺産が承認可能なロゴ使用者	当該世界遺産が承認可能なロゴの種類	当該世界遺産が利用および／または承認するロゴ
1) 非営利の出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベント用の非営利的コミュニケーション製品（Tシャツ、バッグ、傘、キーホルダー、ペンなど） 5) プレート、旗、バナー	世界遺産エンブレム	国内委員会または世界遺産センター			

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産の管理機関（続き）	当該世界遺産が使用できるロゴの種類	当該世界遺産によるロゴ使用の承認機関	当該世界遺産が承認可能なロゴ使用者	当該世界遺産が承認可能なロゴの種類	当該世界遺産が利用および／または承認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に準じたロゴの選択：ユネスコ／世界遺産のロゴを全体か、または下に遺産名を付けて簡略化したもの	国内委員会または世界遺産センター	/	/	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>Shark Bay, Western Australia inscribed on the World Heritage List in 1991</p> <p>Stonehenge, Avebury and Associated sites inscribed on the World Heritage List in 1986</p> <p>遺産名の下テキストは任意。 「inscribed on the World Heritage List in (○年世界遺産一覧表に記載)を 「World Heritage since (○年より世界遺産)」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	国内委員会または世界遺産センター	/	/	 <p>or</p>


使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産の管理機関（続き）	当該世界遺産が使用できるロゴの種類	当該世界遺産によるロゴ使用の承認機関	当該世界遺産が承認可能なロゴ使用者	当該世界遺産が承認可能なロゴの種類	当該世界遺産が利用および/または承認するロゴ
商業利用	ユネスコ／世界遺産専用のロゴ	ユネスコ事務局長	/	/	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>Shark Bay, Western Australia Inscribed on the World Heritage List in 1991</p> <p>「inscribed on the World Heritage List in (○年世界遺産一覧表に記載)を「World Heritage since (○年より世界遺産)」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	国内委員会			 <p>or</p>

具体事例：連続性のある遺産、または複数の／様々な要素／モニュメント／場所を含む非常に大きな遺跡					
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産の管理機関（続き）	当該世界遺産が使用できるロゴの種類	当該世界遺産によるロゴ使用の承認機関	当該世界遺産が承認可能なロゴ使用者	当該世界遺産が承認可能なロゴの種類	当該世界遺産が利用および／または承認するロゴ
1) 非営利の刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベント用の非営利的コミュニケーション製品（Tシャツ、バッグ、傘など） 5) 文具 6) プレート、旗、バナー	ユネスコ／世界遺産専用のロゴ、ロゴの前に「Xxxx [要素／モニュメント／場所の名前]、part of (Xxxx の部分)」と記載	国内委員会または世界遺産センター	/	/	Xxxx part of  United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Route of Santiago de Compostela inscribed on the World Heritage List in 1993

世界遺産の諮問機関

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
諮問機関	諮問機関が使用できる ロゴの種類	諮問機関によるロゴ使用の承認機関	諮問機関が承認可能な ロゴの使用者	諮問機関が承認可能な ロゴの種類	諮問機関が利用するロゴ
1) 非営利の刊行物 2) 非営利のコミュニケーション資料 3) ウェブサイト 4) 非営利目的の文具	ユネスコ／世界遺産条約のロゴ	世界遺産センター	/	/	
1) 刊行物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト 4) 文具	世界遺産エンブレム	世界遺産センター	/	/	

後援

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
後援	/	/	ユネスコ事務局長が承認可能	ユネスコ事務局長が承認可能なロゴの種類	承認するロゴ
1回限りの活動（会議、展示会、フェスティバル、刊行物、または視聴覚資料制作）	/	/	主催機関	ユネスコ／世界遺産のロゴと、「Under the patronage of（～の後援による）」のテキスト	



アップストリームプロセス要請書

1. 締約国

2. 世界遺産センターまたは諮問機関から要請された助言の対象

(該当するボックスにチェックすること)

 暫定一覧表の作成、改訂または調整 将来の推薦の可能性 — 該当する場合は資産名

3. 資産の概要 (該当する場合は、資産の事実に関する情報と資質についての概要)

4. アップストリームプロセスの実施のために予想される時間枠

5. 資産の訪問が必要か はい いいえ

6. 要請を実施するための資金の入手方法

(アップストリームプロセス要請の実施に関連するコストをどのように賄うつもりであるかを示すこと。また、資格がある場合には、世界遺産基金からの支援を申請する予定か (国際的援助の仕組みまたはアドバイザーミッションの予算費目) あるいは他の財源からの支援を申請する予定かも示すこと。)

7. 提供したい追加情報

8. 担当機関の連絡先 (氏名、職名、Eメール、電話番号)

9. 締約国代表の署名

: 記入し署名したアップストリームプロセス要請書の原本は英語またはフランス語に訳し、下記宛てに送付すること:

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

電話: +33 (0)1 4568 1104

Eメール: wh-upstream@unesco.org

世界遺産の参考文献

世界遺産センター文書データベース

<https://whc.unesco.org/en/documents/>

ユネスコ世界遺産センターのオンライン検索が可能な文書コレクション「公式記録」により、世界遺産委員会および条約の締約国会議の報告に含まれる情報の検索が可能である。

基本文書

UNESCO、1972年 *Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage* (世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約)。(世界遺産条約)

<https://whc.unesco.org/en/conventiontext>

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関するユネスコ世界遺産条約締約国会議、2014年 *Rules of Procedure* (手続規則)。WHC-14/GA/1 Rev.4 (2014年11月14日現在)

<https://whc.unesco.org/en/ga/>

UNESCO 世界の文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会、1995年 *Financial Regulations for the World Heritage Fund* (世界遺産基金規約)。パリ (WHC/7、1995年8月)

<https://whc.unesco.org/en/financialregulations/>

UNESCO 世界の文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会、2013年 *Rules of Procedure* (手続規則)。WHC-2013/5

<https://whc.unesco.org/en/committee>

UNESCO 世界遺産センター、2017年 *Basic Texts of the 1972 World Heritage Convention* (1972年世界遺産条約基本文書) (2017年版)。ユネスコ、パリ

<https://whc.unesco.org/en/basictexts/>

UNESCO 世界遺産センター *Properties inscribed on the World Heritage List* (世界遺産一覧表記載資産)。

<https://whc.unesco.org/en/list>

UNESCO 世界遺産センター *Tentative Lists* (暫定リスト)。

<https://whc.unesco.org/en/tentativelists/>

戦略文書

UNESCO 世界遺産委員会、1992年 *Strategic Orientations* (戦略的方針)、第16回世界遺産委員会報告書付属資料II (サンタフェ、1992年)。(WHC-92/CONF.002/12)

<https://whc.unesco.org/en/documents/940>

UNESCO 世界遺産委員会、1994年 *Report of the Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List* (代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバルストラテジー」およびテーマ別研究に関する専門家会議(1994年6月20~22日)報告書)。

(WHC-94/CONF.003/INF.6)

<https://whc.unesco.org/archive/global94.htm>

UNESCO 世界遺産委員会、1994年 *Nara Document on Authenticity* (真正性に関する奈良文書)

<https://whc.unesco.org/archive/nara94.htm>

UNESCO 世界遺産委員会、1996年 *Report of the Expert Meeting on Evaluation of General Principles and Criteria for Nominations of Natural World Heritage sites* (世界自然遺産推薦の一般原則および基準の審査に関する専門家会議報告書)。(WHC-96/CONF.202/INF.9)

<https://whc.unesco.org/archive/1996/whc-96-conf202-inf9e.htm>

UNESCO 世界遺産委員会、2001年：第25回世界遺産委員会で採択された世界文化遺産および自然遺産のための研修に係るグローバルストラテジー (WHC-01/CONF.208/24の付属資料10) - 研修に係るグローバルストラテジー (Doc WHC-09/33.COM/10B)の更新版

<https://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-24e.pdf>

<https://whc.unesco.org/archive/2009/whc09-33com-10Be.pdf> - See update in 2011

UNESCO 世界遺産委員会、2002年 *Budapest Declaration on World Heritage* (世界遺産に関するブダペスト宣言)。(Doc WHC-02/CONF.202/5)

<https://whc.unesco.org/en/decisions/1217/> -2007年更新版参照。「5つ目のC (コミュニティ)」

UNESCO 世界遺産委員会、2004年 *Evaluation of the Global Strategy for a representative, balanced and credible World Heritage List* (世界遺産一覧表における不均衡の是正および代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの審査) (1994 - 2004年)。(Doc WHC-04/28.COM/13)

<https://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13e.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2005年 *Vienna Memorandum on World Heritage and Contemporary Architecture – Managing the Historic Urban Landscape* (世界遺産と現代建築 – 歴史的都市景観の管理に関するウィーンメモランダム)。(Doc WHC-05/15.GA/INF.7)

<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-15ga-inf7e.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2007年 *Strategy for Reducing Risks from Disasters at World Heritage Properties* (世界遺産の災害からのリスクの削減に関する戦略)。(Doc WHC-07/31.COM/7.2)

<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-72e.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2007年 *The “fifth C” for “Communities”* (「5つ目のC (コミュニティ)」)。(Doc WHC-07/31.COM/13B)

<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-13be.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2008年 *Policy Document on the Impacts of Climate Change on World Heritage Properties* (気候変動が世界遺産に与える影響に関する政策文書)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-397-2.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2010年 *Reflection on the Trends of the State of Conservation* (保全状況の推移の反映)。(Doc WHC-10/34.COM/7C)

<https://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-7Ce.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2011年 *Presentation and adoption of the World Heritage strategy for capacity building* (キャパシティビルディングのための世界遺産戦略の提示と採択)。(Doc WHC-11/35.COM/9B).

<https://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

UNESCO 世界遺産委員会、2013年 *Revised Partnerships for Conservation (PACT) Initiative Strategy* (改訂保全パートナーシップ (PACT) イニシアチブストラテジー)。(Doc WHC-13/37.COM/5D)

<https://whc.unesco.org/archive/2013/whc13-37com-5D-en.pdf>

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関するユネスコ世界遺産条約締約国会議、2015年 *World Heritage and Sustainable Development* (世界遺産と持続的発展)。決議 20 GA 13。(Doc WHC-15/20.GA/15)

<https://whc.unesco.org/archive/2015/whc15-20ga-13-en.pdf>

世界遺産テーマ別プログラム

世界遺産都市プログラム 2001年

<https://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-19e.pdf>

世界遺産と持続可能な観光プログラム 2012年

<https://whc.unesco.org/archive/2012/whc12-36com-5E-en.pdf>

小島嶼開発途上国プログラム 2005年

<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf>. p14

世界遺産海洋プログラム 2005年

<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf>. p16

テーマ別イニシアチブ 天文学と世界遺産 2005年

<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf>. p18

宗教的関心の遺産に係るイニシアチブ 2011年

<https://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-5Ae.pdf>

世界遺産土造建築プログラム (WHEAP) 2007年

<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-21Ce.pdf>

世界遺産リソースマニュアル

<https://whc.unesco.org/en/resourcemanuals/>

UNESCO、ICCROM、ICOMOS および IUCN、2010年 *Managing Disaster Risks for World Heritage* (世界遺産に対する災害リスクの管理)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/managing-disaster-risks/>

UNESCO、ICCROM、ICOMOS および IUCN、2011年 *Preparing World Heritage Nominations. (Second edition)* (世界遺産登録推薦の準備) (第2版)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/preparing-world-heritage-nominations/>

UNESCO、ICCROM、ICOMOS および IUCN、2012年 *Managing Natural World Heritage* (世界自然遺産の管理)。世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/managing-natural-world-heritage/>

UNESCO、ICCROM、ICOMOS および IUCN、2013年 *Managing Cultural World Heritage* (世界文化遺産の管理)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/managing-cultural-world-heritage/>

世界遺産レビュー

<https://whc.unesco.org/en/review/>

World Heritage (世界遺産) はユネスコ世界遺産センターにより英語、フランス語およびスペイン語で作成される四半期レビューで、世界遺産関連のテーマや記載された遺産に関する詳細記事を掲載している。1996年より93号が発行されている。

世界遺産ペーパーシリーズ

<https://whc.unesco.org/en/series/>

UNESCO 世界遺産センター、2002年 *Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers* (世界遺産における観光管理：世界遺産管理者のための実践マニュアル)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産マニュアル1)

<https://whc.unesco.org/en/series/1/>

UNESCO 世界遺産センター、2002年 *Investing in World Heritage: past achievements, future ambitions* (世界遺産への投資：過去の実績と将来の構想)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー2)

<https://whc.unesco.org/en/series/2/>

UNESCO 世界遺産センター、2003年 *Periodic Report Africa* (定期報告：アフリカ)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産報告書3)

<https://whc.unesco.org/en/series/3/>

Hillary, A., Kokkonen, M. および Max, L. (編) 2003年 *Proceedings of the World Heritage Marine Biodiversity Workshop* (世界遺産海洋多様性ワークショップ会議録)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー4)

<https://whc.unesco.org/en/series/4/>

UNESCO 世界遺産センター、2003年 *Identification and Documentation of Modern Heritage* (現代遺産の特定と文書化)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー5)

<https://whc.unesco.org/en/series/5/>

Fowler, P. J., (編) *World Heritage Cultural Landscapes* (世界遺産の文化的景観) 1992 – 2002年。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー6)

<https://whc.unesco.org/en/series/6/>

UNESCO 世界遺産センター、2003年 *Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation* (文化的景観：保全の課題)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー7)

<https://whc.unesco.org/en/series/7/>

UNESCO 世界遺産センター、2003年 *Mobilizing Young People for World Heritage* (世界遺産への若者の動員)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー8)

<https://whc.unesco.org/en/series/8/>

UNESCO 世界遺産センター、2004年 *Partnerships for World Heritage Cities: Culture as a Vector for Sustainable Urban Development* (世界遺産都市のためのパートナーシップ：持続可能な都市開発のベクターとしての文化)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー9)

<https://whc.unesco.org/en/series/9/>

Stovel, H. (編) 2004年 *Monitoring World Heritage* (世界遺産のモニタリング)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー10)

<https://whc.unesco.org/en/series/10/>

UNESCO 世界遺産センター、2004年 *Periodic Report and Regional Programme Arab States 2000-2003* (定期報告および地域プログラム：アラブ諸国 2000 – 2003年)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー11)

<https://whc.unesco.org/en/series/11/>

UNESCO 世界遺産センター、2004年 *The State of World Heritage in the Asia-Pacific Region 2003* (アジア太平洋地域における世界遺産の状況 2003年)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界

遺産ペーパー12)

<https://whc.unesco.org/en/series/12/>

de Merode, E., Smeets, R.および Westrik, C. 2004年 *Linking Universal and Local Values: Managing a Sustainable Future for World Heritage* (普遍的価値と地域の価値の連携：世界遺産に向けた持続可能な未来の管理)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー13)

<https://whc.unesco.org/en/series/13/>

UNESCO 世界遺産センター、2005年 *Caribbean Archaeology and World Heritage Convention* (カリブ海地域の考古学と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー14)

<https://whc.unesco.org/en/series/14/>

UNESCO 世界遺産センター、2005年 *Caribbean Wooden Treasures* (カリブ海地域の木製宝物)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー15)

<https://whc.unesco.org/en/series/15/>

UNESCO 世界遺産センター、2005年 *World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress* (第5回 IUCN 世界公園会議における世界遺産)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー16)

<https://whc.unesco.org/en/series/16/>

UNESCO 世界遺産センター、2005年 *Promoting and Preserving Congolese Heritage* (コンゴ遺産の推進と保存)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー17)

<https://whc.unesco.org/en/series/17/>

UNESCO 世界遺産センター、2006年 *Periodic Report 2004- Latin America and the Caribbean* (2004年定期報告書 - ラテンアメリカおよびカリブ海地域)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー18)

<https://whc.unesco.org/en/series/18/>

UNESCO 世界遺産センター、2006年 *American Fortifications and the World Heritage Convention* (アメリカの要塞群と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー19)

<https://whc.unesco.org/en/series/19/>

UNESCO 世界遺産センター、2006年 *Periodic Report and Action Plan, Europe 2005-2006* (定期報告書および行動計画、ヨーロッパ2005 - 2006年)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー20)

<https://whc.unesco.org/en/series/20/>

UNESCO 世界遺産センター、2007年 *World Heritage Forests - Leveraging Conservation at the Landscape Level* (世界遺産の森林 - 景観レベルでの保全推進)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー21)

<https://whc.unesco.org/en/series/21/>

UNESCO 世界遺産センター、2007年 *Climate Change and World Heritage* (気候変動と世界遺産)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー22)

<https://whc.unesco.org/en/series/22/>

Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J.および Parrish, J. 2008年 *Enhancing our Heritage Toolkit. Assessing management effectiveness of Natural World Heritage sites* (遺産ツールキットの強化。世界自然遺産の管理効果の評価)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー23)

<https://whc.unesco.org/en/series/23/>

UNESCO 世界遺産センター、2008 年 *Rock Art in the Caribbean* (カリブ海地域のロックアート)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー24)

<https://whc.unesco.org/en/series/24/>

Martin, O.および Piatti, G. (編) 2009 年 *World Heritage and Buffer Zones, International Expert Meeting on World Heritage and Buffer Zones* (世界遺産と緩衝地帯、世界遺産と緩衝地帯に関する国際専門家会議)、2008 年 3 月 11 – 14 日、スイス、ダボス。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー25)

<https://whc.unesco.org/en/series/25/>

Mitchell, N., Rössler, M.および Tricaud, P-M. (著/編) 2009 年 *World Heritage Cultural Landscapes: A handbook for Conservation and Management* (世界遺産の文化的景観：保全・管理のためのハンドブック)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー26)

<https://whc.unesco.org/en/series/26/>

UNESCO 世界遺産センター、2010 年 *Managing Historic Cities* (歴史都市の管理)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー27)

<https://whc.unesco.org/en/series/27/>

UNESCO 世界遺産センター、2011 年 *Navigating the Future of Marine World Heritage* (海洋世界遺産の未来の方向付け)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー28)

<https://whc.unesco.org/en/series/28/>

UNESCO 世界遺産センター、2011 年 *Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments* (人類の進化：適応、放散および社会的発展 (HEADS))。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー29)

<https://whc.unesco.org/en/series/29/>

UNESCO 世界遺産センター、2011 年 *Adapting to Change: the State of Conservation of World Heritage Forests in 2011* (変化への適応：2011 年における世界遺産の森林の保全状況)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー30)

<https://whc.unesco.org/en/series/30/>

Albert, M.-T., Richon, M., Viñals, M.J.および Witcomb, A. (編) 2012 年 *Community development through World Heritage* (世界遺産によるコミュニティの発展)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー31)

<https://whc.unesco.org/en/series/31/>

Church, J., Gabrié, C., Macharia, D., Obura, D. 2012 年 *Assessing Marine World Heritage from an Ecosystem Perspective* (生態系の観点による海洋世界遺産の評価)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー32)

<https://whc.unesco.org/en/series/32/>

UNESCO 世界遺産センター、2012 年 *HEADS 2 : Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Africa* (HEADS 2 : アフリカにおける人類の起源の遺跡と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー33)

<https://whc.unesco.org/en/series/33/>

UNESCO 世界遺産センター、2012 年 *World Heritage in a Sea of Islands - Pacific 2009 Programme* (島嶼域の海における世界遺産－太平洋 2009 年プログラム)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー34)

<https://whc.unesco.org/en/series/34/>

Dingwall, P., Kawakami, K., Weise, K. 2012 年 *Understanding World Heritage in Asia and the Pacific - The Second Cycle of Periodic Reporting 2010-2012* (アジアおよび太平洋地域における世界遺産の理解－

定期報告第2サイクル2010–2012年)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー35)

<https://whc.unesco.org/en/series/35/>

Joffroy, T., Eloundou, L. (編) 2013年 *Earthen Architecture in Today's World* (今日の世界における土造建築)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー36)

<https://whc.unesco.org/en/series/36/>

Falzon, C., Perry, J. 2014年 *Climate Change Adaptation for Natural World Heritage Sites* (世界自然遺産のための気候変動への適応)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー37)

<https://whc.unesco.org/en/series/37/>

UNESCO 世界遺産センター、2014年 *Safeguarding Precious Resources for Island Communities* (島のコミュニティのための貴重資源の保護)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー38)

<https://whc.unesco.org/en/series/38/>

UNESCO 世界遺産センター、2014年 *HEADS 3: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Asia* (HEADS 3: アジアにおける人類の起源の遺跡と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー39)

<https://whc.unesco.org/en/series/39/>

Brown, J., Hay-Edie, T. 2014年 *Engaging Local Communities in Stewardship of World Heritage* (世界遺産の管理に対する地域コミュニティの関与)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー40)

<https://whc.unesco.org/en/series/40/>

UNESCO 世界遺産センター、2015年 *HEADS 4: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Eurasia* (HEADS 4: ユーラシアにおける人類の起源の遺跡と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー41)

<https://whc.unesco.org/en/series/41/>

UNESCO 世界遺産センター、2015年 *HEADS 5: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in the Americas* (HEADS 5: 南北アメリカ大陸における人類の起源の遺跡と世界遺産条約)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー42)

<https://whc.unesco.org/en/series/42/>

UNESCO 世界遺産センター、2016年 *Understanding World Heritage in Europe and North America Final Report on the Second Cycle of Periodic Reporting, 2012-2015* (ヨーロッパおよび北米の世界遺産の理解—定期報告第2サイクルの最終報告書、2012–2015年)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。

(世界遺産ペーパー43)

<https://whc.unesco.org/en/series/43/>

Freestone, J., Laffoley, D., Douvère, F., Badman, T. 2016年 *World Heritage in the High Seas: An Idea Whose Time Has Come* (公海の世界遺産: 今こそ必要な概念)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。

(世界遺産ペーパー44)

<https://whc.unesco.org/en/series/44/>

UNESCO 世界遺産センター、2016年 *The Future of the World Heritage Convention for Marine Conservation. Celebrating 10 years of the World Heritage Marine Programme* (海洋保全のための世界遺産条約の未来—世界遺産海洋プログラム 10周年を祝して)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。

(世界遺産ペーパー45)

<https://whc.unesco.org/en/series/45/>

一般およびテーマ別参考文献

Badman, T., Bomhard, B.および Dingwall, P. 2008年 *World Heritage Nominations for Natural Properties: A Resource Manual for Practitioners* (自然資産に対する世界遺産推薦：実務者のためのリソースマニュアル)。IUCN、スイス、グラン
<http://cmsdata.iucn.org/downloads/whmanagement.pdf>

Batisse, M., Bolla, G. 2005年 *The Invention of World Heritage* (世界遺産の案出)。ユネスコ、パリ。

Cameron, C. 2005年 *Background Paper for the Special Expert Meeting of the World Heritage Convention: The Concept of Outstanding Universal Value* (世界遺産条約特別専門家会議の背景報告書：顕著な普遍的価値の概念)。ロシア連邦タタールスタン共和国、カザン
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-inf09Ae.pdf>

Cameron, C., Rössler, M. 2013年 *Many Voices, One Vision: The Early Years of the World Heritage Convention* (多くの声、一つのビジョン：世界遺産条約の当初数年) Ashgate、ファーマム

Galla, A. (編) 2012年 *World Heritage – Benefits Beyond Borders* (世界遺産－国境を越えた利益)。UNESCO Publishing/Cambridge University Press、パリ/ケンブリッジ。

Feilden, B.M.および Jokilehto, J. 1993年 *Management Guidelines for World Cultural Heritage Sites* (世界文化遺産管理指針) (初版)。ICCROM、ローマ

Francioni, F. (編) 2008年 *The 1972 World Heritage Convention: A Commentary* (1972年世界遺産条約：注釈) Oxford Commentaries on International Law (オックスフォード国際法注釈集)、英国

ICOMOS、1965年記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章(1964年ヴェネツィア憲章)。ICOMOS、パリ。

https://www.icomos.org/charters/venice_e.pdf

ICOMOS、2004年 *ICOMOS Analysis of the World Heritage List and Tentative Lists and Follow-Up Action Plan* (ICOMOS世界遺産一覧表・暫定リスト分析およびフォローアップ行動計画)。ICOMOS、パリ

ICOMOS、2005年 *The World Heritage List: Filling the Gaps – An Action Plan for the Future* (世界遺産一覧表：隔たりを埋める－未来のための行動計画)。ICOMOS、パリ

http://www.international.icomos.org/world_heritage/gaps.pdf

ICOMOS、2005年 *Xi'an Declaration on the Conservation of the Setting of Heritage Structures, Sites and Areas* (遺産の構造、環境、地域といった周辺環境の保全に関する西安宣言)。

<http://www.international.icomos.org/charters/xian-declaration.pdf>

ICOMOS、2008年 *Compendium on Standards for the Inscription of Cultural Properties to the World Heritage List* (文化資産の世界遺産一覧表記載基準の概要)。

<https://whc.unesco.org/en/sessions/32COM/documents/>

ICOMOS、2011年 *Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties* (世界文化遺産資産に対する遺産への影響評価に関するガイダンス)。ICOMOS、パリ

http://openarchive.icomos.org/266/1/ICOMOS_Heritage_Impact_Assessment_2010.pdf

ICOMOS 技術・テーマ別研究

<http://www.icomos.org/en/documentation-center>

IUCN、2006年 *Enhancing the IUCN Evaluation Process of World Heritage Nominations: A Contribution to Achieving a Credible and Balanced World Heritage List* (世界遺産推薦のIUCN審査プロセスの強化：世界遺産一覧表における不均衡の是正および信用性の実現)。

<https://www.iucn.org/sites/dev/files/import/downloads/vilm2005.pdf>

IUCN、2006年 *The World Heritage List: Guidance and Future Priorities for Identifying Natural Heritage of Potential Outstanding Universal Value* (世界遺産一覧表：潜在的な顕著な普遍的価値がある自然遺産特定のためのガイダンスおよび将来の優先事項)

http://cmsdata.iucn.org/downloads/ouv2006_english.pdf

IUCN、2008年 *Outstanding Universal Value – Standards for Natural World Heritage, A Compendium on Standards for Inscriptions of Natural Properties on the World Heritage List* (顕著な普遍的価値－世界自然遺産の基準、自然資産の世界遺産一覧表記載基準の概要)。

http://cmsdata.iucn.org/downloads/ouv_compendium_english.pdf

IUCN 技術・テーマ別研究：

<https://www.iucn.org/theme/world-heritage/resources/publications>

Pressouyre, L. 1993年 *The World Heritage Convention, twenty years late* (世界遺産条約、その20年後)。UNESCO、パリ

<https://whc.unesco.org/en/280/?id=564&>

Stovel, H. 1998年 *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage* (リスク対策：世界文化遺産の管理マニュアル)。ICCROM、ローマ

https://www.iccrom.org/sites/default/files/ICCROM_17_RiskPreparedness_en.pdf

スイス連邦文化局、Martin, O., Gendre, S. (編) 2010年 *UNESCO World Heritage: serial properties and nominations* (ユネスコ世界遺産：連続性のある資産と推薦)。スイス、ベルン

<https://whc.unesco.org/document/124860>

UNESCO 世界遺産センター、教育キット 2002年 *World Heritage in Young Hands* (若者の手にある世界遺産)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/educationkit/>

UNESCO 世界遺産センター、2003年 *World Heritage 2002 - Shared Legacy, Common Responsibility* (世界遺産2002年－遺産の共有、共通の責任)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/activities/563/>

UNESCO 世界遺産センター、2007年 *World Heritage – Challenges for the Millenium* (世界遺産－ミレニアムへのチャレンジ)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/challenges-for-the-Millennium/>

UNESCO 世界遺産センター、2007年 *Case Studies on Climate Change and World Heritage* (気候変動と世界遺産に関するケーススタディ)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/activities/473/>

UNESCO 世界遺産センター、2012年 *African World Heritage – A Remarkable Diversity* (アフリカの世界遺産－注目すべき多様性)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

UNESCO 世界遺産センター、2013年 *Celebrating 40 years of the World Heritage Convention* (世界遺産条約採択40周年を祝して)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/celebrating-40-years>

UNESCO 世界遺産センター、2013年 *Report of the 40th Anniversary of the World Heritage Convention* (世界遺産条約採択40周年報告書)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/report-40th-Anniversary>

UNESCO 世界遺産センター、*Patrimono's World Heritage Adventures* (パリモニットの世界遺産への冒険)。ユネスコ世界遺産センター、パリ

<https://whc.unesco.org/en/patrimonito/>

von Droste, B., Plachter, H.および Rössler, M. (編) 1995 年 *Cultural Landscapes of Universal Value: Components of a Global Strategy* (普遍的価値を持つ文化的景観：グローバルストラテジーの構成要素)。Fischer Verlag、イエーナ (ドイツ)

von Droste, B., Rössler, M.および Titchen, S. (編) 1999 年 *Linking Nature and Culture* (自然と文化の繋がり)、Report of the Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting (グローバルストラテジー報告書：自然・文化遺産専門家会議)、1998 年 3 月 25 - 29 日, オランダ、アムステルダム、ユネスコ/外務省/教育・科学・文化省、ハーグ
<https://whc.unesco.org/archive/amsterdam98.pdf>

世界保護地域委員会 (WCPA) ベストプラクティスの指針
<https://www.iucn.org/theme/protected-areas/resources/best-practice-guidelines>

- *National System Planning for Protected Areas* (保護地域に対する国内制度計画)、1998 年
- *Economic Values of Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers* (保護地域の経済的価値：保護地域管理者のための指針)、1998 年
- *Guidelines for Marine Protected Areas* (海洋保護地域のための指針)、1999 年
- *Indigenous and Traditional Peoples and Protected Areas* (先住民・伝統的人々と保護地域)、2000 年
- *Financing Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers* (保護地域の資金調達：保護地域管理者のための指針) 2000 年
- *Transboundary Protected Areas for Peace and Co-operation* (平和と協力のための国境を超える保護地域)、2001 年
- *Sustainable Tourism in Protected Areas: Guidelines for Planning and Management* (保護地域における持続可能な観光：計画と管理のための指針)、2002 年
- *Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas: Protected Landscapes/Seascapes* (IUCN カテゴリーV 保護地域：陸上/海洋保護景観)、2002 年
- *Guidelines for Management Planning of Protected Area* (保護地域の管理計画のための指針)、2003 年
- *Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation* (現地・地域コミュニティと保護地域：公平と保全強化に向けて)、2004 年
- *Forests and Protected Areas: Guidance on the use of the IUCN protected area management categories* (森林と保全地域：IUCN 保護地域管理カテゴリーの使用に関する指針)、2006 年
- *Sustainable Financing of Protected Areas: A global review of challenges and options* (保護地域の持続可能な資金調達：課題と選択肢のグローバルレビュー)、2006 年
- *Evaluating Effectiveness: A Framework for Assessing Management Effectiveness of Protected Areas* (有効性審査：保護地域管理の有効性審査の枠組み)、2006 年
- *Identification and Gap Analysis of Key Biodiversity Areas* (重要な生物多様性地域の特定とギャップ分析)、2007 年
- *Sacred Natural Sites: Guidelines for Protected Area Managers* (真正な自然遺産：保護地域管理者のための指針)、2008 年

諮問機関によるテーマ別・比較研究

ICOMOS

Rock art in East Asia (東アジアのロックアート) (2019 年)
http://openarchive.icomos.org/2086/2/Final-version_e-book_21052019-opt.pdf

Cultural Heritages of Water: The cultural heritages of water in the Middle East and Maghreb. Thematic study 2nd ed. (水の文化遺産：中東およびマグレブにおける水の文化遺産。テーマ別研究第 2 版) (2017 年)

<http://openarchive.icomos.org/1846/1/Copie%20Finaleopt.pdf>

*Heritage sites of astronomy and Archaeoastronomy in the context of the UNESCO World Heritage Convention. Thematic study No. 2*⁴¹ (ユネスコ世界遺産条約の文脈における天文学・天文考古学遺産。テーマ別研究No.2) (2017年)

<http://openarchive.icomos.org/1856/1/Astronomy2%20Final%20low%20res.pdf>

The Cultural Heritages of Water in the Middle-East and the Maghreb (中東およびマグレブにおける水の文化遺産) (2015年)

https://www.icomos.org/images/DOCUMENTS/World_Heritage/CH%20of%20water_201507_opt.pdf

The Silk Roads: an ICOMOS Thematic Study (シルクロード : ICOMOS テーマ別研究) (2014年)

https://www.icomos.org/images/mediatheque/ICOMOS_WHThematicStudy_SilkRoads_final_lv_201406.pdf

Rock art in Central Asia: a thematic study (中央アジアにおけるロックアート : テーマ別研究) (2011年11月)

Early Human Expansion and Innovation in the Pacific (Dec 2010) (太平洋地域における古代人類の放散と革新) (2010年12月)

Heritage Sites of Astronomy and Archaeoastronomy in the context of the UNESCO World Heritage Convention (ユネスコ世界遺産条約の文脈における天文学・天文考古学の遺産) (ICOMOS および IAU) (2010年)

http://openarchive.icomos.org/267/1/ICOMOS_IAU_Thematic_Study_Heritage_Sites_Astronomy_2010.pdf

Cultural landscapes of the Pacific Islands (太平洋諸島の文化的景観) (2007年)

<https://www.icomos.org/studies/cultural-landscapes-pacific/cultural-landscapes-pacific.pdf>

Rock Art of Sahara and North Africa (サハラ・北アフリカのロックアート) (2007年)

<https://www.icomos.org/studies/rockart-sahara-northafrica/rockart-sahara-northafrica.pdf>

Rock Art of Latin America and the Caribbean (ラテンアメリカ・カリブ海地域のロックアート) (2006年)

<https://www.icomos.org/studies/rockart-latinamerica/fulltext.pdf>

Les paysages culturels viticoles (ワイン醸造の文化的景観) (2004年)

<https://www.icomos.org/studies/paysages-viticoles.pdf> (フランス語のみ)

Les Monastères orthodoxes dans les Balkans (バルカン半島の正教会修道院) (2003年)

<https://www.icomos.org/studies/balkan.pdf> (フランス語のみ)

L'Art rupestre (ロックアート) (2002年)

<https://www.icomos.org/studies/images/rupestre.pdf> (フランス語のみ)

Evaluations of World Heritage Nominations related to Sites Associated with Memories of Recent Conflicts. ICOMOS Discussion Paper (近年の紛争の記憶に関連する遺跡に関する世界遺産推薦書の審査。ICOMOS 討議資料) (2018年)

https://www.icomos.org/images/DOCUMENTS/World_Heritage/ICOMOS_Discussion_paper_Sites_associated_with_Memories_of_Recent_Conflicts.pdf

Sites associated with memories of recent conflicts and the World Heritage Convention. Reflection on whether and how these might relate to the Purpose and Scope of the World Heritage Convention and its Operational Guidelines. ICOMOS Second Discussion Paper (近年の紛争の記憶に関連する遺跡と世界遺産条約。これらが世界遺産条約とその作業指針の目的および範囲に関連するか否か、ならびにどう関連するかに関する意見。ICOMOS 第2討議資料) (2020年)

⁴¹ (訳注) 原文通りの表記ですが、“astronomy an Archaeoastronom”ではなく“astronomy and Archaeoastronom”が正しい。

<https://www.icomos.org/en/home-wh/75087-sites-associated-with-memories-of-recent-conflicts-and-the-world-heritage-convention-icomos-second-discussion-paper>

IUCN

Wells, 1996年 : Earth's Geological History - A Contextual Framework Assessment of World Heritage Fossil Site Nominations (地球の地質史 - 世界遺産化石遺跡推薦の審査のための文脈的枠組み)
<https://www.iucn.org/content/earths-geological-history-a-contextual-framework-assessment-world-heritage-fossil-site-nominations>

Geological World Heritage: a global framework: a contribution to the global theme study of World Heritage Natural Sites (世界地質遺産 : 世界的枠組み : 世界自然遺産の世界的テーマ研究への寄与)
(2005年)
<https://portals.iucn.org/library/node/12797>

Outstanding universal value: standards for Natural World Heritage (顕著な普遍的価値 : 世界自然遺産の基準) (2008年)
<https://portals.iucn.org/library/node/9265>

World Heritage caves and karst: a thematic study (世界遺産の洞窟・カルスト : テーマ別研究)
(2008年)
<https://portals.iucn.org/library/node/9267>

Nominations and management of serial natural World Heritage properties: present situation, challenges and opportunities (連続性のある世界自然遺産の推薦と管理 : 現状、課題および機会) (2009)
<https://portals.iucn.org/library/node/12693>

World Heritage desert landscapes: potential priorities for the recognition of desert landscapes and geomorphological sites on the World Heritage List (世界遺産の砂漠景観 : 砂漠景観および地形学的遺跡の世界遺産一覧表記載において考えられる優先項目) (2011年)
<https://portals.iucn.org/library/node/9818>

Marine natural heritage and the World Heritage List: interpretation of World Heritage criteria in marine systems, analysis of biogeographic representation of sites, and a roadmap for addressing gaps (海洋自然遺産と世界遺産一覧表 : 海洋システムにおける世界遺産基準の解釈、遺跡の生物地理学的的代表性の分析、およびギャップ対応のロードマップ) (2013年)
<https://portals.iucn.org/library/node/29196>

Study on the application of criterion (vii): considering superlative natural phenomena and exceptional natural beauty within the World Heritage Convention (基準(vii)の適用に関する研究 : 世界遺産条約内における最高の自然現象および比類のない自然美の検討) (2013年)
<https://portals.iucn.org/library/node/10424>

Terrestrial biodiversity and the World Heritage List: identifying broad gaps and potential candidate sites for inclusion in the natural World Heritage network (陸生生物多様性と世界遺産一覧表 : 世界自然遺産ネットワークへの包含に向けた幅広いギャップおよび候補遺跡の特定) (2013年)
<https://portals.iucn.org/library/node/10399>

World heritage, wilderness, and large landscapes and seascapes (世界遺産、原生地域、大規模景観および海洋景観) (2017年)
<https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2017.06.en>

Natural marine World Heritage in the Arctic Ocean: report of an expert workshop and review process (大西洋の世界海洋自然遺産 : 専門家ワークショップおよびレビュープロセス報告書) (2017年)

<https://portals.iucn.org/library/node/46678>

World Heritage volcanoes: classification, gap analysis, and recommendations for future listings (世界遺産の火山：分類、ギャップ分析および将来の記載に向けた勧告) (2019年)

<https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2019.07.en>

Natural World Heritage in Africa: progress and prospects (アフリカの世界自然遺産：進捗と見通し) (2020年)

<https://portals.iucn.org/library/node/49029>

World Heritage thematic study for Central Asia: priority sites for World Heritage nomination under criteria (ix) and (x) (中央アジアの世界遺産テーマ別研究：基準(ix)および(x)に基づく世界遺産推薦の優先遺跡) (2020年)

<https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2020.02.en>

Tab'e'a: nature and world heritage in the Arab States: towards future IUCN priorities (Tab'e'a：アラブ諸国における自然遺産および世界遺産：IUCNの今後の優先項目に向けて) (2011年)

<https://portals.iucn.org/library/node/10060>

TABE'A II report: enhancing regional capacities for World Heritage (TABE'A II 報告書：世界遺産のための地域能力の強化) (2015年)

<https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2015.04.en>

Tab'e'a III: Nature-Culture linkages, Conflict and Climate Change Impacts on Natural Heritage in the Arab Region (Tab'e'a III：アラブ地域における自然と文化の繋がり、紛争および気候変動の自然遺産に与える影響) (近刊)

ウェブアドレス

UNESCO

<http://www.unesco.org>

UNESCO 世界遺産センター

<https://whc.unesco.org>

UNESCO 世界遺産センター刊行物

<https://whc.unesco.org/en/publications/>

UNESCO 世界遺産レビュー

<https://whc.unesco.org/en/review/>

UNESCO 世界遺産マップ

<https://whc.unesco.org/en/map/>

ICCROM

<http://www.iccrom.org>

ICCROM 刊行物

http://www.archivalplatform.org/resources/entry/iccrom_publications/

ICOMOS

<http://www.icomos.org>

ICOMOS 刊行物

<http://www.icomos.org/en/documentation-center>

IUCN
<http://www.iucn.org>

IUCN 刊行物
<https://www.iucn.org/resources/publications>

世界保護地域委員会（WCPA）ベストプラクティスの指針
<https://www.iucn.org/theme/protected-areas/resources/best-practice-guidelines>